矯正図書館

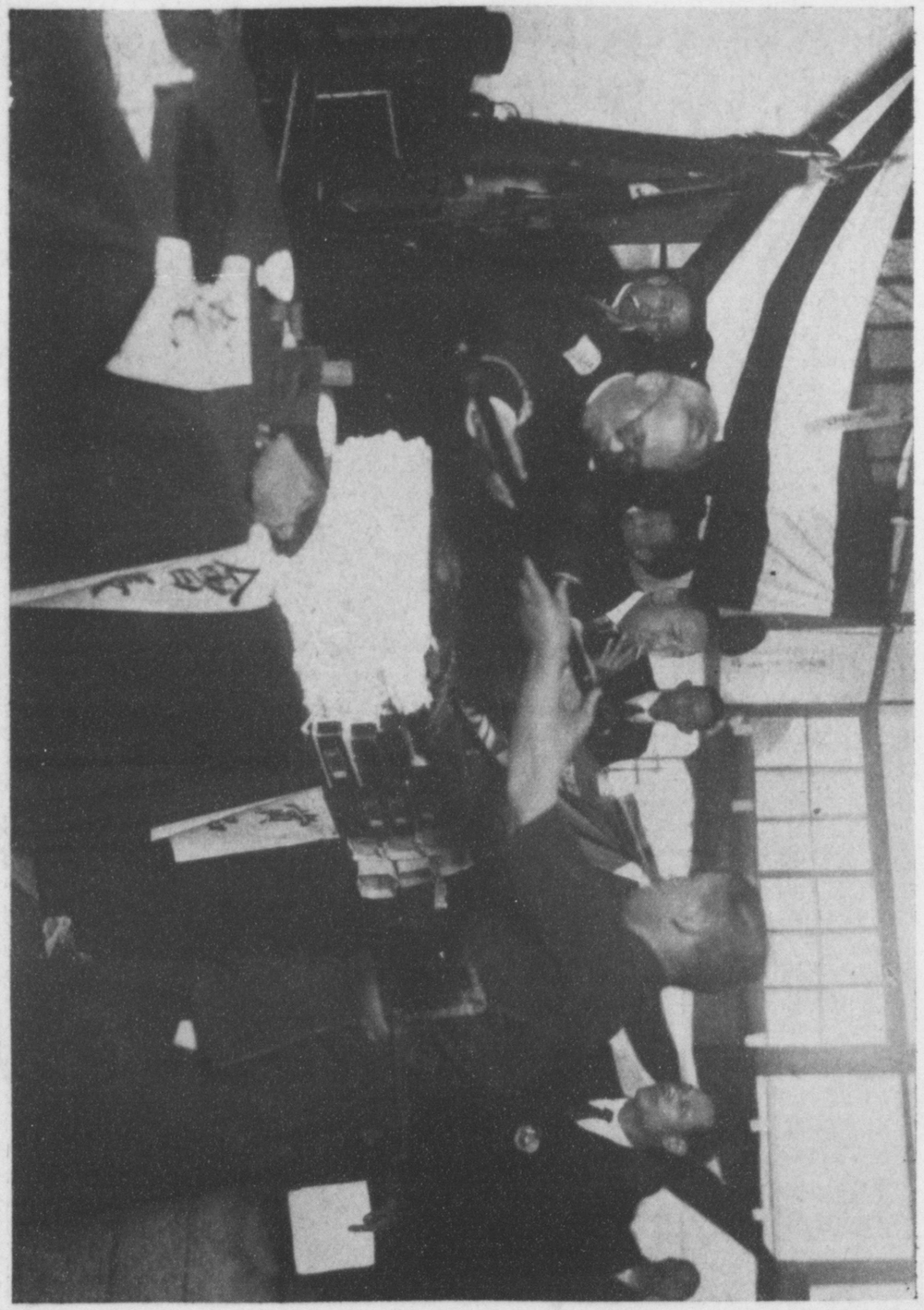
刑政

第四十二卷　五月號　第五號

フエリ教授の計　巻頭言　2
刑政時論　虚生　4
行刑の上より觀たる刑罰の本質　木村龜二　6
國際刑務委員會の議題　木村龜二　11
刑罰執行に於ける性慾問題　ドクトル・ゲンツ　23
刑執行停止論　有馬四郎助　27
平野一雄氏の監獄から社會へに就て　飯島生　32
行刑上の諸問題をよむ　常盤敏太　36
支那見聞談　黒川渉　48
久留米耕に就て　武藤勝次　56
東洋に於ける性の善惡　安宅爾郎　65
行刑上の三役　老骨漢　72
刑務教誨の先達河野純孝師逝く　83
新坊ちやん物語・刑政俳壇・有利無利異聞錄・讀者の頁・家庭の頁・演武大會・統計・犯罪文藝・其他・

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



會大武演宮都宇

××××

最新刊

行刑上の諸問題

法學士 正木亮先生著

（法律學叢書 第二十二編）

菊判 布裝 全一册

定價金貳圓

送料（內地十八錢 滿鮮四十五錢）

行刑に關する從來の考へ方は如何にして受刑者に苦痛を與へるかといふことであつた。之に反して、現代の問題は、受刑者を如何にして普通の社會人に迄教育すべきかといふことになつて來た。かくて行刑の問題は重大なる社會問題と考へられねばならなくなつた。本書はソヴイエット・ロシアの勞働改善法を機緣として、かゝる新しい立場から考究せられた實に新しい監獄學である。著者は最近プラーグの國際行刑委員會に日本委員として出席せられ、その多年の研鑽と主張とを歐米の實際的見聞によつて檢證し、以て本書を發表せらるゝに至つた。本書が新しい行刑の實際と理論とを知らんとする者にとつて缺く可からざる所以である。

東京帝國大學教授 小野清一郎著 法理學と「文化」の概念 菊判上製 送料內地 金參圓八拾錢 金二十七錢

法學博士 牧野英一著 刑事學の新思潮と新刑法 菊判上製 送料內地 金四圓參拾錢 金二十七錢

法學博士 勝本勘三郎著 刑法の理論及政策 菊判上製 送料 金八圓五拾錢 金三十六錢

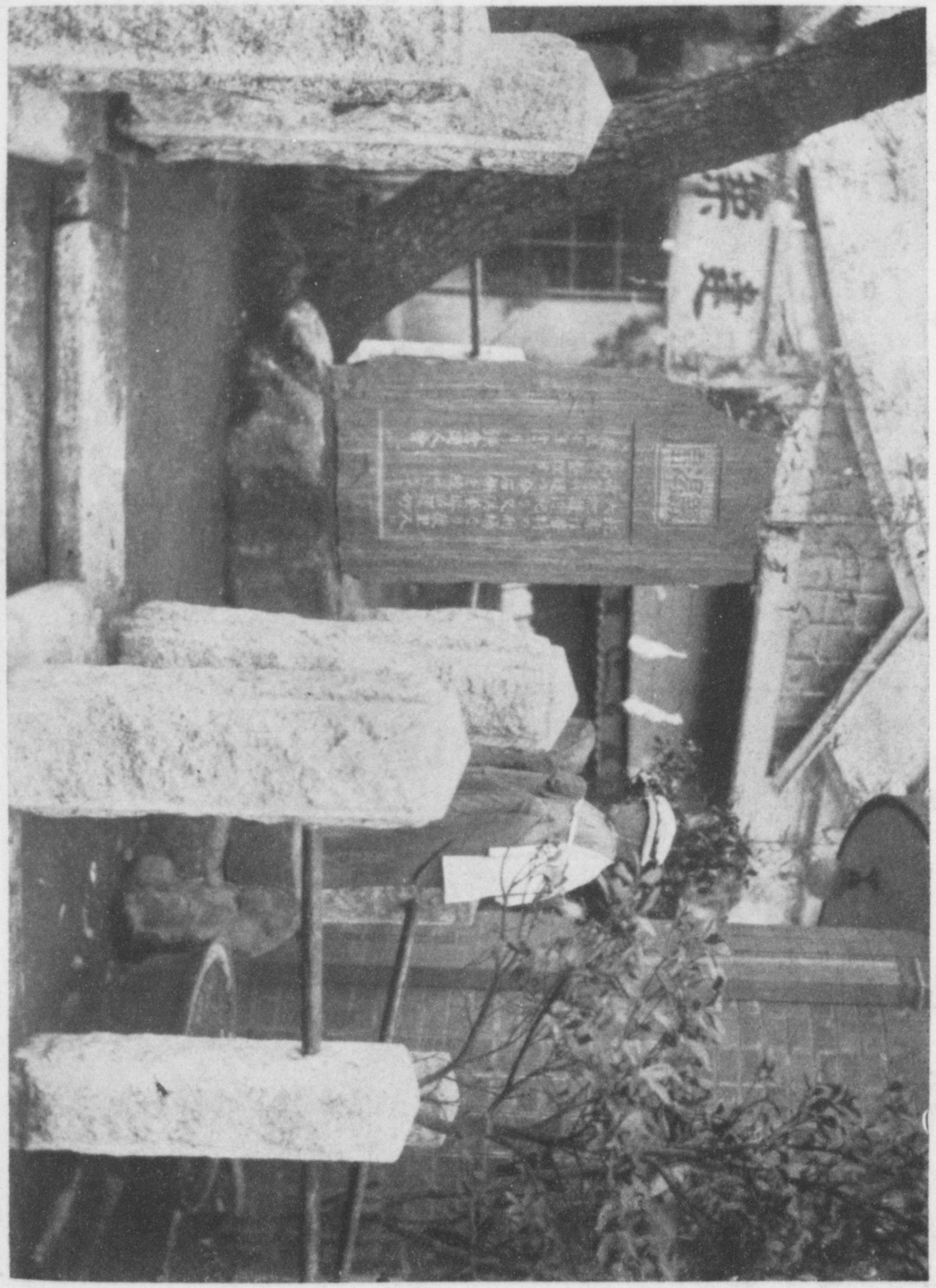
發行所 東京一橋神通田町 有斐閣 振替七〇番 三京

刑政



第四十二巻
第五號

（石澤信次君寄贈）



鎌倉刑場の跡

フエリ教授の訃

世界に死刑廢止論を導いたベッカリヤを生んだイタリヤ、犯人の定型といふことに世の刑事學者をひきつけたロムブローゾを生んだイタリヤが、最近に於て生んだ學者はエンリコ・フエリ教授であられた。

そのフエリ教授が一九二九年四月に七十三歳を一期として竟に世を去られたさうである。

わたくしは、教授の遺された多くの事蹟に就てこゝにことごとしく書きたてる積りはない。教授の事蹟はわたくしが茲に書き立てるべくあまりに世に顯著であり、またあまりに多かつたからである。

だが、刑法學者であられた教授は、また久しく國際刑務委員會の委員をして居られた關係上、教授がどれほど多くの功績を　刑にいたされたかをふれずに置くわけにはゆかない。

教授は　も知るごとく實証學派の總帥であられた。從つて犯罪が犯人の意思に基く行爲であるといふ觀念をひどく嫌つて居られたし、また刑罰といふものが因果應報の觀念に基いて科せられればならぬといふことをひどく排斥して居られた。

行刑はいはゆる應報觀念に基くのでなくて、社會を防衛する爲めに爲されねばならぬといふ立場から、刑務所を病院や學校と同じ意味のものにしなければならぬし、またいはゆる刑の執行は教育手段として、また治療手段として爲さねばならぬといふ思想を普及することにつとめられた。

だが、刑法學者のあいだに於て、殊にわが國の刑法學者の間には之に呼應するものが極めて尠かつた、只わが牧野博士が幾多の反對を受けながらも、教授のそれと共鳴しながら行刑の觀念をそれに導くに努力しつゝあられるに過ぎないのである。

けれども、刑法學者の間にこそ、さやうな觀念が排斥されて居れ、事實わが國の行刑がフエリ教授や牧野博士の主張を離れてどれほど改善作用を充實してゆくことが出來るかを考へるとき、またフエリ教授の思想はわが行刑にも大きな響きを與へたものといはねばならないのである。

フエリ教授は不定期主義の主張者であられた。また、行刑作業の賃金主義者でもあられた。その主義は改善の遲い受刑者を改善せられるまで拘禁して、改善した者は一日でも速く世に出してやらうといふ思想の上に立つて居るのである。さうして、その爲めに作業から賞與金といふ觀念を捨てようとされたのである。

眞面目に、パンを得る爲めでなく、囚人の父として働く刑務官吏はフエリ教授のそれ等の思想に反對することは出來ない筈であるし、また今日の刑務官吏は誰もがそのやうに考へて居るやうである。フエリ教授の思想を要約すれば傳統的な消極的戒護を捨てゝ、積極的感化方法を行刑の基本にせねばならぬといふ考へである。その機運は現に國際刑務委員會に於て徐々に是認せられつゝあるところである。またわが行刑に於ても徐々に享け容れられつゝあるところである。

作業の訓練所が出來たことも、活動寫眞が行はれて居るのも、蓄音器が聽かされるのも、人といふ雜誌が讀まされることも、何れも囚人をあまやかす爲めにではなくて、積極的感化方法としてぞあることはいふまでもないのである。

かやうにして、フエリ教授の思想はわが國のみならず世界の行刑を啓蒙しつゝあつたのである。

その教授が今や溘焉として逝かれた。開拓されつゝある實証派にとつて之ほど大きな打撃はあるまい。だが教授の思想は、教授の播かれた種子は今や各國に散在するその共鳴者たちによつて決して了るべきものではない。否々、教授の播かれた種子は今や各國に散在するその共鳴者たちによつて更に花をつけ、實を結ぶことに一點の疑もないことである。

（あき羅）



刑政時論

刑事學が近代科學の形態をとつたは今から五十有餘年前で、ロンブロゾーが所謂伊太利亞學派を創設したるに起源する。爾來他の實証科學を取り入れて、可なりの進歩を見た。例せば犯罪の捜査、檢証、鑑定の上に科學の原理を應用し、これが實証に信賴することの厚きは何人も看取するところである。

□

然るに行刑の分野に於ては如何の狀況であるかを觀るに、科學の原理に聽いて實際施設を變改することの甚だ遲緩なるか、或は殆ど無關心であるに不滿なきを得ない。固より吾人は科學萬能を主張するものではない。科學は有限なる人智の實驗、觀察、推理の上に打ち立てられたるもので、人間精神活動の一部にしか過ぎない。それにも拘らず、吾人は行刑運營の實際を觀て、科學の光が今よりヨリ深く、ヨリ力强く作用することの必要を痛感するものである。

□

現今、刑務所の拘禁區分を見るに、性、年齢、犯數、及或程度までの性行を標準として分類し、其處遇の適切を期しつゝある。これは常識から割り出した當り前のことであつて、學術的分類とは稱し難い。更に心理學的に、社會學的に、はた醫學的に調査研究を遂げ、もつと詳密なる、もつと的確な分類法が立つたならば敎化の能率が著しく增大するであらうことを豫想する。聞く所によれば、行刑當局には夙に所謂クリアリング、ハウスの例に倣ひ、收容者に對する考査施設の企劃を立てられつゝあるも、種々の事情によりて未だ實現しないとかいふ。かゝる急要なる施設は如何なる事情をも排して遠からず具体化するであらふ。

□

尤も外國に於て犯罪者個性鑑査の必要は裁判官の罪責を定めるに必要なる資料供給の爲めに唱へ出されたのであるが、今や刑務所でなければ充分なる識別を爲すの機會と時間とがないことゝ、かつ其目的は釋放後社會生活に耐ゆる能力を敎養するにあるを以て、行刑の機關たらしむべしとの意見が有力となつて來た。これは至極當然のことである。

□

さて實際問題として、考査施設を如何に組織すべきか。この任務を比較的完全に遂行するには精緻なる頭

腦と相當の時間とがなくてはならぬ。現在の刑務所職員の餘裕なき劇務を割いて之に當るべしと要求するも到底正確なる調査を得ることは難い。先づ中央に於て專門家を集めたる指導機關を設け、若干の專門技術者を養成し、これを樞要なる土地の刑務所に派し、漸次考査施設の完成を期してはいかゞと思ふ。如何に完成するも全國の各刑務所ごとに設くる必要はなからうが、之れによりて行刑上に科學的知識を參照する機運の盛ならんことを望むに外ならない。

□

混亂に次ぐに混亂を以てし、波瀾重疊を極めた第五十六議會も去三月二十六日に閉會を告げた。此議會に政府提出の重要法案は多く審議未了の運命を見た中に、獨り救護法案の無事兩院を通過して法律となつたは社會立法の甚だ僅少なるに鑑て注意に値ひする。

□

若しこれを以て時代の要求を反映したものといふは餘りに遲きに過ぐる。太政官布達の恤救規則より外に發達したる法制を持たぬ我國の社會事業家は如何に久しく惱むだことであらふ。綜合的救護法の必要が叫び出されてから一と昔もそれ以上をも經過した。然るにこの多事多難の議會に於て會期も迫つた際提出したに拘はらず短時日に兩院を通過した、法制史上の異數とすべき所で又この法律が如何急を要したかを物語つて居る。新救護法に於て六十五歲以上の高齡者を救護することにより、釋放者の同年輩のものが若干生活の資料を與へられるであらうし、また夫の受刑により遺棄された幼兒を擁する婦女が救護されるであらうことは從來の家族保護の負擔を輕からしむることになり、刑政の上にも直接の好影響を齎らし來たは洵に喜ぶべきことである。

□

第五十六議會に於てまた問題となつた議案に宗敎團体法があつた。此法案に對しては宗敎界に於ても立法府に於ても贊否兩說盛んに爭つた。贊成派の說を要約すると、維新後宗敎に關して公布せられ亂雜不統一の法律を整理し、從來よりもヨリ多く宗敎的活動の自由を認めたといふ。反對派はこの法案であつても尙、信敎自由の憲法の條章に悖戻するし、又神佛基の三敎を劃一的に取扱はんとする法制を立つるは思想混亂の緖であるといふ。前の法理論は貴族院の委員會で論議され、後の宗敎本質論は宗敎家から叫ばれた。かうして終に宗團法は審議未了となつた。宗敎を目的とした法制が議會に出て通過しないこと三回、これを以て見るも、事宗敎に關する限り、立法にしても行政にしても談豈容易ならんやの感を深からしめたものがある。

矯正図書館

行刑の上より観たる刑罰の本質

木村龜二

補遺

千九百二十七年の九月にカルルスルウエに於て『國際刑事學會』獨逸部會の第二十二回目の集會が催された(一)。その第三日目即ち九月十三日に、リイプマンはゲンツと共に獨逸新行刑法案について講演をなした。その表題は『獨逸行刑法草案の刑事政策的根本思想』(Die kriminalpolitischen Grundgedanken des Entwurfs eines Deutschen Strafvollzugsgesetzes)といふのであつた(二)。そのリイプマンの講演には、既に私が紹介した彼の思想が、實に徹底的に、詳細に、且つ、主として刑事政策的立場から述べられて居る。私はその中に尚ほ新しい若干の思想を見出したが故に、こゝに補遺として私の右の論文に關係ある部分について少しく書き添へて置きたく思ふ。

一　この會議の模様についてはグラアフ・ツウ・ドオナがユリステン・ツアイツングに簡單に報告して居る(Graf zu Dohna, Tagung der Deutschen Landesgruppe der Internationalen Kriminalistischen Vereinigung. D. J. Z. 32. Jahrg. 19. Heft, 1927, S. 1329. f.)尚ほ、同會議の報告書 Mitteilungen der I. K. V., 1928, S. 18ff. 參照。

二　ドウナの謂ふところに依れば(ibid. S. 1331)、リイプマン及びゲンツの講演は『理論と實際が相互に徹底すれば如何に容易に調和するものであるかの證明』を爲したものであると。又、彼は謂つて居る。曰く『かくて彼等に在つては認識は確信と愛とに結びつけられて居る。この强烈なる力は、又、ディスカッションに於ても感ぜられた。そして、それに特殊の熱を與へた』と。聞くところに依れば、リイプマン教授は、最近一九二八年八月二十六日に、逝去されたとのことである。

國際刑事學會は昨十二月にリリエンタアル及びアッシュロットの兩氏を失ひ、今、又、リイプマン教授を失ふことになつた。痛惜に耐へざるものがある。

先づ一言謝つて置かねばならぬのは、本論文に於て(志林前號)紹介せられた行刑法草案は、千九百二十七年一月十三日に内閣から帝國參事院へ提出せられ、同年七月七日に參事院に依つて發表せられたものであるが、それに續いて直ちに同年九月九日に第二の行刑法草案が Reichsratsvorlage として發表せられた。この後のもの、即ち前の内閣案(Ministerial-Entwurf)に對して參事院案(Reichsrats-Entwurf)と稱せられて居るものについては、邦譯(森山氏『改正獨逸行刑法規』)があるが、前者に於けると同樣に教育刑思想の基調の上に立つことについては變らぬものである(三)。リイプマンの講演はこの兩草案の比較論評を隨所に含んで居る。

三　兩草案の思想上の變化を論じたものとしては L. Frede, Die vom Reichsrat am Entwurf des Strafvollzuggesetzes vorgenommenen Aenderungen, Z. für die gesamt Stw., XLVIII, 4. Heft, 1927, S. 305 ff. がある。又、舊派の立場から參事院案と刑法草案とに於ける刑罰の概念を論じたものとしては Sauer, Der Strafzweck nach Auffassung der Entwürfe, D. J. Z., 33. Jahrg. 13. Heft, 1928, S. 907 ff., derselbe, Die Strafe als Steigerung von Pflichten, Der Gerichtssaal, Bd. XCVII, Heft 1-2, 1928, S. 27 ff. がある。その論は最早純形式的にのみ應報刑思想を固持するに過ぎない。

さて、リイプマンの云ふところに從へば、草案(こゝに單に草案といふは内閣案を指す)は三箇の方向に於て重要なる刑事政策的意味を有して居る。第一は刑事裁判の領域に於て法律的統一(Rechtseinheit)を齎したことであり、第二は受刑者に對する法律的保障(Rechtsgarantie)を實現するに努力したことであり、最後には行刑の教育的任務の實現に寄與したことである。私が紹介したいのはこの第三の點に關するリイプマンの思想である。彼は、この行刑の教育的任務の實現といふことを以て、未だ進化の端緒についただけであつて、その故に如何に啓蒙的なる立法に依つても一朝一夕には成果を擧げることが困難であるとして居る。そして、彼は二箇の仕事——その一は破壞的であり、他は建設的である——が爲さなければならぬといふ。

第一の破壞的事業とは、刑罰の中へ永い傳統に依つて流れ込んだものを除去して、一の血液の淨化を行ふことが意味せられる。その爲には自由刑の内容を以て犯人に對する苦痛なりと考へ、行爲者を壓迫し、侮蔑し、且つ、

行爲の種類及び刑の種類に從つてこれに相應して異つた程度の刑罰的害惡（Strafübel）を科するといふ一切の處遇方法を根本的に廢止しなければならぬ。かゝる意味に於て、草案は『苦痛刑』（die peinliche Strafe）時代の遺物として保存せられ、且つ、單に應報の役にしか立たぬところの懲役、禁錮、拘留、禁獄（又は拘置）の區別を撤廢することを要する。又、一方に於ては『意思に對する名譽剝奪的（ehrenminderndl）壓迫と屈服とを加へることを目的とする』懲役刑と、他方に於ては『受刑者の確信に對する敬意』を表示する爲の拘置との區別をも止めねばならぬ。そして、これに代るに『受刑者が社會的職分に再び適し、且つ、役立つやうにする爲には如何なる程度の期間を必要とするか』といふ問題以外の何等の見地をも含まぬところの單一刑（Einheitsstrafe）の制度を採用し、且つ、受刑者の人格の差別に基いた（例へば、少年犯人、初刑者、精神病者等に從つて各々異つたところの）營造物を造るべきである。そこで、草案の含んで居る教育思想の結論としては單一刑並びに不定期刑があるのみである。又、刑罰の種類に從つて、勞働時間（Arbeitszeit）に長短を付し、勞働を以つて教育的任務の爲に應用する代りに刑罰的害惡の內容（Uebelgehalt der Strafe）として利用する規定を悉く排除しなければならない。

然らば、第二の建設的事業は如何なる方向に於て爲されねばならぬか。この方面に於ては、若し古きバイブルの言葉を裏返して云ふならば『尙ほ肉體は之を欲すれども精神が弱い』といふ狀態である。この精神を振興し且つ强固ならしめて、刑罰の教育的任務といふ大なる事業を成就する爲には、先づ我々自身の教育から始めねばならぬ。即ち、この意味に於て、先づ第一に輿論を教育しなければならぬ。このことは一般人民に對して刑の執行が持つて居る重大なる意味から云つて、又、行刑に關する輿論の近視、嚴峻、愚蒙の結果、それに依つて行刑の意味が無慘に蹂躙せられるといふことから云つて、先づ第一に必要である。この意味に於て素人的要素（Laien-Elemente）を何等かの方法に於て行刑に參加せしめねばならぬことゝなる。第二には、刑務官吏の教育が必要である。その爲には、草案に於ける樣に、萬事刑務所長の下に服從して、狹い權限しか有しない若干の教化官吏（Erziehungsbeamte）の代りに、專ら教育の爲に設けられた特別な局（Beruf）を設け、その職員に關する國法上の特別規定が制定せられる必要がある。又、この教育官吏（Erzieher）がその職務を適當に成就する爲には、眞

に受刑者を知ることが必要である。然るに、實際は官吏には何等の準備知識も、又、知識獲得手段（Ausbildungsmöglichkeiten）もが與へられて居らない。そこで、必要なのは實際上又は理論上刑事政策的任務を職業とする人々の爲に犯罪生物學的研究所（Kriminalbiologische Untersuchungsanstalten）を設立することである。少くとも累進制を採用する刑務所に於ては、受刑者收容所（Aufnahmestation）を設けて、先づ受刑者をこゝに收容して、こゝで保護機關（Fürsorge-Organe）及び特別の社會事業家（Sozialarbeiter）と聯合して、受刑者を研究し、觀察し、その肉體的、精神的、社會的特性及びその來歷を發見するに努力せられることが爲されるべきである。かくて最後に、刑務所に於ける教育の手段、方向、限界が明白にせられることが必要となる。この點に關しては、先づ、官吏は受刑者の前史を知り、且つ、その救治を要する傷口を發見することを爲さねばならぬ。次に、教育官吏は、刑務所內に於ける教育が釋放後の時期に對しては單なる出發點に過ぎぬものであることを自覺し、單に保護を與へるだけに止めず、『社會に歸つた時の爲の教育』（Erziehung für die Freiheit）といふ見地に立たねばならぬ。即ち、『善良なる受刑者を作ることではなくして、善良なる市民を作り上げること』――これが刑務所に於ける教育の北斗星とせられねばならぬのである。かくリイプマンは論じて居る。

かくて、最も注意を要する點は、受刑者の教育の限界の問題である、この點について、私は、本論文に於て、最近獨逸の一般學界に大なるセンセイションを起したハインドウルの悲觀說を引合に出して、之に對してリイプマンがどこ迄も科學的樂觀主義に立つものであると推斷して置いた（本號第七八頁註八）。果せる哉、リイプマンは、本講演に於て、この點について私の推斷を裏書してくれた。先づ、彼は特に長期の自由刑の執行を受けたもの、又は、數回に亘つて禁錮又は懲役に處せられた少なからざる犯人が常に累犯に陷ることを述べて、これ等の人々が教育せられ得なかつたことを認める。然し、彼は、人々がかゝる犯人の要素を以つて『影響を及ぼし難き素質の標本』として『教育不可能』（四）といふ括弧內に入れることを得るかと質問して次の如く答へて居る。『否、決して然らず、私は我々がしかする權利なきことを信ずる。何故かならば、我々は、我國の刑務所が、既に一般に、且つ、久しく合理的にして合目的なる教育的事業を爲し來つたと、又諸種の制度、官吏や及び行刑上の全精

神が專らこの教育的基調に一致したと、及び、ただ他の（財政技術上の、經營經濟的の、純警察的の）見地のみがこれに對して後れて居つたのであると、眞面目に主張することを得ないから』と。即ち、彼は現代の刑務所がオオベルマイヤアの主張したやうな矯正院に近いものたり得ないのは、一方に於ては舊思想を奉ずる刑務官吏の壓迫、財政上の障害の爲であり、又他方に於ては受刑者が再び社會の一員となる爲には一の英雄的努力を要するといふことから來て居るのであつて、若し、この點を考慮するならば、教育不可能といふことは、犯人に對して云ふ言葉ではなくして、寧ろ犯人を常に駈つて累犯に陷らしむるところの嚴峻にして近視的な社會そのものに對して與へらるべき言葉であると云ふ。次に、リイプマンは實に現代に於ては犯罪人の人格に關する研究が極く初歩に在ることも考へねばならぬとして、ハインドウルの『職業犯人論』(Heindl, Berufsverbrecher 4. Aufl, 1927.)の如きは、學者も謂ふとほり、『一の全然皮相にして、センセイションと本能とを刺戟する爲に書かれた書』であつて、これは如何に現代の犯罪原因の研究が幼稚であるかを暴露したものに過ぎぬと云つて居る。かくて、彼は唯だ『最も教育の困難なるもの』(der Schwersterziehbare)に對して特別の處遇を爲すことの必要を認めて居るのである。

四　この點に關して注目すべきはアッシャッフエンブルグの如きが同日のディスカッションに於て『教育不可能』の部に屬する犯罪人を認めて居ることである (Mitteilungen der I. K. V. 1928, S. 107.)。

以上に於て、私は、簡單に、リイプマンの講演の要點を本論文に關係する限りに於て述べて見た。勿論、こゝに教育刑の思想から展開せられた諸種の刑事政策上の問題は單なる机上の論ではない。故に、我々は、今後も尙ほ、幾多の新しい方法を經驗に依つて教へられることであらう。然し。その歸趨としてリイプマンに依つて力强く方向づけられた教育刑の思想が最近の立法と學問とを指導しつゝあり、且つ、將來も指導せんとする目標たることはこれを否認し得ないのである。

第十回國際刑務會議の議題

木村龜二

第十回國際刑務會議はプラアグに於て來年（一九三〇）催されることになつて居る。その準備委員會が昨年五月末から六月始にかけてプラアグに於て開かれ、我が國からは正木委員が出席せられた。この準備委員會の模樣とそこで第十回會議のために決議せられた議題とについては既に大塚學士の手で報告せられた(*)。最近に書記長シモン・ヴアン・デラア教授から新たに註釋を附した議題（＊＊）を正木委員に送附して來られた。以下はその邦譯である（＊＊＊）。議題及び說明について注目すべきは實證學派の主張が深く徹底せしめられつつあることである。

（＊）大塚學士『プラークの國際刑務委員會』（志林第三一卷第二號第一一二頁以下、刑政第四二卷第三號第一八頁以下）參照。

（＊＊）Programme des questions à traiter au Xe Congrès Pénitentiaire International Prague 1930, 1928.

（＊＊＊）議題の部分は既に發表せられた大塚學士の手に成つたものを借用した。

第一部　立法

第一問　（イ）保安處分が漸次一般的に認められつつあるに鑑み、さて如何なるものが最も適當なるべきか。又、如何にそれ等を分類し且系統立てるべきか。

（ロ）執行猶豫がそれにつき認められ得べきか。

（**說　明**）（イ）　數種の刑法典と刑法草案とは刑罰の外に犯罪的危險性　(l'état criminel dangereux)　に適應するところの保安處分を、何等かの方法を以て、採用した。かくて永い間爭はれた問題は解決せられることとなつた。そこで現下に於ては、理論的見地からよりも更に一層實際的見地から、本制度全体の中に於ける諸種の處分を出來るだけ完全に分類し、其の相互間の區別を明かにすることが重要となつて居る。

かかる制度は特に慣習的犯罪人 (criminels d'habitude) に適用せられる特別處分を含んで居なければならない。例へばこれについては次の如きことも考へられて居る。すなはち、慣習的犯罪人の特別拘禁を短期準備期間に限つて、然る後に彼等を彼等の家族同伴で廣い農園地域又は特別に組織せられたコロニイに移す、そしてそこで彼等は不定期間定住し、監視の任に當る當局が彼等を改善せられたものなりと考へ、控制なくして放置し得ると信ずるに至つて始めてもとの社會的關係に歸ることを得しめることこれである。

その他訴訟手續に關聯して多くの問題が起つてくる。そのうち特に重要なのは、保安處分は唯だ刑事訴追の場合に於てのみ言渡され得るか、保安處分を言渡す權限のある機關、訴訟手續に於て守らねばならぬ諸原則（*）は刑罰に關すると同一であらねばならぬかといふことである。

（*）　刑事訴訟法上の原則の適用は刑に關する場合に於ても尙、例へば千九百二十五年のロンドン國際刑務會議に於て採用せられた次の決議（第一部、第四問第一〇項）の結果として、制限せられる傾向にある。

『公判手續は二箇の部分に分たれることを要す。第一の部分に於ては犯罪性 (culpabilité) について辯論決定せられ、第二の部分に於ては刑 (peine) について辯論決定せらる。第二の部分の公判手續の間は公衆及び私訴の當事者の在席は禁止せらる』。

（ロ）　刑罰と保安處分との性質は異るものであるが、後者に對しても亦執行猶豫が適用せられねばならぬか及び若し然りとするならばその適用は保安處分のうちの或る種のものに限らねばならぬかといふことは問題とせらるべきである。

第二問　刑法の基本原則を統一することは望ましきことなりや、それは如何なる程度にお

いて、又如何なる方法によりて。

（**說　明**）刑法の基本的原則に關する國際的協定の問題は既に諸種の國際團体に依つて考慮せられてゐる（*）。一方に於ては、國際聯盟はこの問題を甚だ制限的に取扱ひ國際刑法の問題及び犯罪人引渡法に限つた。そして、國際聯盟の專門委員たちは國際刑法の一般的規定に反對し且つ又犯罪人引渡法の共通原則の樹立を、少くとも一時は、欲しなかつた。この犯罪人引渡法の問題については、國際刑務委員會は、刑罰制度の構成及び適用についての近接を希望し且つ自己の力の範圍内に於てそのために盡し、その小委員會をして、各國の犯罪人引渡條約締結の商議を容易ならしめるといふ目的で、犯罪人引渡に關する模範條約案 (traité-type d'extradition) を作成せしめて居る。他方に於ては、刑法國際協會は、更にそれ以上に進み得ることを信ずるのであつて、千九百二十七年のヴァルソヴイの會議（**）及び千九百二十八年のロオマの會議（***）に於ては刑法一般の國際的統一の問題を考慮したのである。

（*）　刑法の國際化の問題については牧野博士『現代法制の發達に於ける刑法改正の意義』(法學志林第三〇卷第一二號第一四〇九頁以下）參照——（譯者註）。

（**）　參照大塚學士『刑法統一に關するヴアルソヴー會議』(志林、第三〇卷第四號第四六六頁以下）——（譯者註）。

（***）　參照大塚學士『刑法統一に關するローマ會議』(志林第三〇卷第一二號第一四九二頁以下）——（譯者註）。

仕事をしかく廣汎な範圍に廣めて考へないでも、單に基本的原則に關する國際的協定だけでもが困難であるといふことは看過することを得ない。然しながら、かくの如き協定が可能にして望ましいものなりやを考へ、若し然りとするならば如何なる手段に依つて到達せられ得るか及び如何なる範圍に止まらねばならぬかを討究することは有益なことである。これが刑務委員會が眞に、國際的なる中央機關として本議題を揭げ、これを一九三〇年の國際會議に提出する所以である。その會議に於て本問題は各種の方面から檢討せられ且つ眞に一般的な討議の題目とせられるであらう。

第三問　自由刑につきそれに種種の種類を認めることを廢し、之に代ふるに單一刑をもつ

てすべきか。

若し然りとせられるならば、この單一刑を如何に組織すべきか。農園刑務所、一定の場所においての拘禁を伴ふ非農園刑務所及び混合刑務所か。刑務所を犯罪の程度又は受刑者の適格（aptitude）によりて特別化（spécialisation）すべきか、等。

（說明）單一刑（peine unique）の問題は甚だ論議せられて居る。

一方に於ては贊成論者は、若し實際上諸種の現行刑法及び草案の大部分に於て規定せられて居る諸種の刑（佛の强制勞働 travaux forcés 懲役 réclusion 禁錮 emprisonnement correctionnel 伊の强制勞働 ergastolo 懲役 reclusione 禁錮 detenzione 瑞及獨草案の懲役、禁錮等）の間に差別があるとしても、それは純形式的な、全然刑の種類にとつて本質的でない外部的な事柄に屬すると論じて居る。かくの如く刑の種類上本質的な分化といふことが不可能なるが故に、その論者は、總ての分化を廢止すべきものだとして居るのである。

他方に於ては單一刑の反對論者は、單一刑の設定に依つて、廣く世の人々が重き犯罪が充分重く罰せられず、輕き犯罪が余りに重く罰せられるといふ印象を受けるといふ意味に於て、刑罰的制裁の威嚴が傷けられると主張する。又、彼等は、單一刑の制度に於ては、典獄に對して、特殊な有能な人格者にでなければ適せざるが如き、殆んど擅斷的な權限を與へることになると謂ふ。そこで、かくの如き控制機關の設置に依つて適當な運用の保障を常に可能ではないから、人々は例へば典獄と並行する委員會の如き單一刑論者の總ての欲するところではない、といふの爲さねばならなくなるであらう、然し、このことは決して單一刑の反對論者の總ての欲するところではない、といふのである。

第二部　行　政

第一問　受刑者の教育改善（relèvement et reclassement）といふ既に適用せられて居る思想を基礎として考へ、現行法の範圍内において刑の執行に關する規定を定むるものとせば如何に之を定むべきか。

其目的は、特に次の方法によつて之を達し得べきにあらざるか。

（イ）刑の執行に對して私人の協力を得ること。

（ロ）受刑者に課せらるる作業の選擇を適當にし且その作業に對して報酬を與へること。

（說明）本問題は、刑の執行中出來るだけ合理的に懲罰（châtiment）の觀念を制限して、之に反し教育改善の觀念を完成する爲に採られねばならぬ原則が何であるかを決定することを目的とする。

（イ）最近には多くの國家――その中には以前に反對的態度に出でたことのあるものもあるが――は、行政當局に屬せざる私人を行刑に參加するを許した。それ故、この點に關して諸國に依つて得られた經驗を比較研究し、それに依つてこの行刑に對する私人の參加が善き結果をもたらし得るにつき、その參加の形式及び限界について教訓を導き出すといふことは非常に興味あることであらう。

（ロ）勞働は改善手段の最も優れたるものである。故に、受刑者の能力に適應し、受刑者に對し道德的影響を與へ且つ受刑者をして釋放後誠實に生計を營むことを得しめるやうな勞働を選擇することに依つて、幾何の程度の改善が爲されるかを研究することは必要である。尙、勞働に對して賃金を支拂ふことは改善目的のために爲された努力に對し重要な補助を爲すものである。勞賃の支拂は受刑者をして仕事に熱中せしめ、勞働生活に慣れしめるに役だつものである。

（ハ）同樣に教育といふ目的の上から、最後の問題は、音樂及び講演、並びに、特に最近の發明に依つて出

來たもの例へば活動寫眞及びラヂオの如き慰安の手段を考慮に入れて居るのである。それは、これ等の手段が如何なる程度に於て、及び如何なる條件の下に刑務所内に入れられ得るかといふことについて實際的指示を得んことを目的として居る。この問題は、拘禁者の諸種の種類、即ち、短期囚、長期囚、初犯者、累犯者、成年囚、青年囚について各別に考究せられることが有益であり得よう。

第二問　刑務所における行政吏員及び看視吏員に對し施すべき科學的職業教育を如何に組織すべきか。

吏員任用の結果を最も良好ならしむるが爲めには、吏員に對して如何なる保障を要求すべきか、又、如何なる利益を供與すべきか。

（說明）自由刑についての最近の考へは、刑務所吏員に對して適當な教養を必要とするところの新な責務を負はしめる。この新しい考への基礎となつて居る犯人の肉体的、道德的、智的素質の科學的研究は、その任に當れる專門家が、總ての種類の刑務吏員の明敏なる協力を得るに非ざれば有效に爲され得るものでない。故に、刑務吏員は、今後は、行政に關する知識の外に監獄學についての相當の知識及びこれに關聯したる科學、例へば法醫學、犯罪人類學、精神病學、衛生學等についての知識を持つことが必要である。これ等の知識を得る爲に、吏員は、それぞれ、彼等の從事する仕事に適したる職業教育を受けることを必要とする。

若し右の教育が有效になされなければならぬとするならば、その爲には特別の素質を有する吏員が入用とせられ且つその候補者は人格及び素養の上から嚴重に選擇せられることを必要とする。然しながら、眞に資格を備へた人々を刑務事務の爲めに得るには、彼等の資格に相應なる利益を提供しなければならぬであらう。

第三問　近世の刑務所組織において雜居拘禁の外に、獨居拘禁は、如何なる程度において又如何なる仕方において之を實行すべきか。

（說明）過去半世紀の經過に於て廣い意味に於ての拘禁（emprisonement）といふことは理論上にも實際上にも諸種の變更を受けて來た。そのうち最も注目すべき變化は慥かに拘禁の制度（régime）のそれである。或る國國に於ては雜居制が大部分、又場合によつては全然獨居制にその地位を讓らねばならなかつた後に、最近には反對に獨房制が雜居制に取替へられつつあるのである。斯く雜居制の採用せらるるに至つたのは、他にも理由があるが、主としてそれが刑罰の最近の考への上からますます要求せられつつあることは明である。然しながら、この制度が諸種の利益と並んで不利益と危險とを伴ふことは周知の事實である。故にこれ等の不利益及び危險を充分考慮して制度を目的に副はしめるやうにせねばならぬ。さて、獨居制は右の弊害を避けるの特長を持つて居る。そこで問題となるのは、獨居制の固有の缺陷と危險とを修補して、それを雜居制と併用するを適當としないであらうかといふことである。

第三部　豫防

第一問　正義と社會一般との爲めに、人の前歷（antécédents）を知ることの必要と、復權及び免囚に對し出獄後誠實に生業を營ましめるが爲めに爲さるる努力との調和は、如何にして之を爲すことを得るか。

（說明）最近の刑事立法は、若し刑の言渡を受けたる者が爾來穩當なる擧動を爲して來たならば、刑の言渡以來相當永き時間を經過したるときに於て世人をしてこの刑の言渡を忘れしめるといふことに傾いて居る。その第一は釋放者保護である。釋放者に對して就職の世話をすることは最も重要なることである。然しながら、この場合、屢遭遇せられる障害の最も越え難きものは、雇主と勞働者達とが釋放者の釋放者であることを知るときに起る。

若し裁判所がその仕事を最近の思想通りに成就せんと欲するならば、刑事被告人の全來歷を精密に研究することを必要とする。このことは重要なる證人に對して與へんとする信賴についても同樣に謂ひ得る。同樣に、官吏

及び公の役所に於ても、信頼すべき地位に人を任用せんとする場合に於ては候補者の履歴を正確に認識せねばならぬであらう。

かくて、ここに利害關係の衝突が起る。そして、これを如何に解決すべきかといふことを考慮せねばならぬ。復權の條件を嚴格にすべきか又はその效果を制限すべきか。釋放者たることを明にして、釋放者について一般に存在するところの疑懼と爭ふことを試みるべきか、又は彼の前科を告げずして彼を就職せしめることが許さるべきか。かくの如き見地から受刑者の復權及び保護について既に存する經驗を知るといふことは又望ましきことである。

第二問 執行猶豫及び假出獄に關する法規の適用において今日までに得られたる結果如何。

此等の制度及びその作用に對し、制度を更に有效ならしむる爲めに改正を加ふべきものとせば如何なる改正を爲すべきか。

受刑者が規定上の要件を全うしたる場合において法律上定められたる最短の期間後に假出獄を許さるべきことの保證を受刑者に與ふべき組織は如何なるべきか。

免囚又は假出獄を許されたる者の保護を、一國より他國にわたりて組織することは如何なる方法に於て之を爲し得べきであるか。

(說明) 執行猶豫及び假出獄の規定が、刑事裁判の運用に於て現に有しつつある重要な役割に鑑み、ここにこれ等の規定の適用に依つて諸國に於て現時迄に得られた結果を研究することは望ましきことである。同時に、又經驗の結果及び進歩の要求に從つて推賞せらるべき改革があるかといふ點からこの問題を考究すべきである。

假出獄については、問題は、特に、本制度の中へ準則主義 (l'automatisme) を取り入れるべき餘地ありやといふことである。勞働及び行狀について科せられたる規則を全然守つたところの受刑者に對してその釋放の日を正確に認識し得るやうにすること、換言すれば、彼の掌中に謂はば刑務所の鍵を握らしむること、これが問題とせられて居る目的である。規則の適用を受けるべき受刑者特に初犯者は、かくして善行を爲すやうに勵まされるであらうと待ち設けられるのである。この受刑者の善行は刑務所の利益である以上に受刑者自身の利益であるのである。そして、又受刑者は該規則に於て自由剝奪の緩和を發見することになるのである。

最も重要な點は、執行猶豫又は假出獄を許された者の爲めの保護である。この點は既に千九百二十五年のロンドンの國際刑務會議に於て考慮せられたところである。故に、今回は、執行猶豫又は假出獄を許された者がこれを許した國以外の國に行きし場合に彼に對して爲されたる保護が如何に組織せられ得るかといふ國際的問題のみが討議せられるであらう。

第三問 犯罪狀況 (criminalité) の變化を考察し其の原因を調査するにつき、國際的協力を爲すことは可能なりや。その要件如何。

(說明) 今日の一般的意見に從へば、犯罪狀況の變遷を觀察しその原因を檢討することは、犯罪學の最も重要なる仕事である。この種の研究の大部分は、その研究を爲す人の屬する國に就き、その現存諸條件を研究するに止まつて居る。若しこれ等の諸研究が一國から他國へ擴げられるとするならば、そこには多くの誤謬の犯されることに因つてのみ避けられ得るものである。他方、人は諸國に於ける犯罪の形式並びに犯罪と結びついた事情を正確に比較研究することに因つて重要なる事實を發見し得るといふ期待を持つことを得るであらう。かくて、國際的協力といふ考へが現はれるのである。そこで、かくの如き考へが如何なる形式の下に實現せられ得るかといふことを研究する必要が生じて來る。一の暫時的な特別委員會を置くべきか又は常設的制度を必要とするかをはじめ、之について諸の報告を蒐集するものとすることが然るべきことであらうか。いづれにしても、はじめは、嚴密に仕事を限定することが望ましく、それでその限界如何といふことを檢討することが必要である。例へば、一定の犯罪群を選擇するか又は諸種の社會階級の犯罪狀況を考究すべきかといふが如く。

第四部　少年問題

第一問　少年裁判所は如何に組織せらるべきか。

其の補助機關は如何に組織せらるべきか。

（說明）今日では、本問題について最近に國際刑務委員會（*）に依つて企てられた調査が示すやうに、犯罪を犯した少年及び青年が普通の刑事訴訟に從つて取扱はれ普通の裁判所に依つ裁判せられてはならぬといふ點については一般に一致して認められて居るところである。そこで少年及び青年に適用せんとする鎭壓的よりも寧ろ教育的な處遇を言渡す爲めには、その爲めに特に設けられた裁判官を必要とする。かくて問題は少年裁判所の構成に關する少年裁判所の仕事は單獨判事に依る方が合目的であるか又は合議制を以つて可とするか。女子は單獨判事として又は合議裁判所の一員として働き得るか。如何なる程度に於て醫學及び教育學の專門家の援助に待つべきか

（*）少年裁判所に關する調査（Bulletin de la Commission Pénitentiaire Internationale, nouvelle série, no³, décembre 1927）。

少年裁判所はその仕事を成就するために補助機關（代表員、報告者、少年保護司、病院、收容所等）を必要とすることは謂ふまでもない。そこで問題となるのは、如何なる程度に於てこれ等の補助機關が訴訟に於て及び未成年者に對する處分（調査、監督、保護）の爲めに利用せられ得るか（*）といふことである。

（*）少年裁判所補助機關については國際刑務委員會の少年裁判所に關する調査の續續として同協會と協力の上國際聯盟『少年保護委員會』（Comité de la Protection de l'Enfance）に依つて調査の題目とせられて居る。

第二問　青年犯罪人（刑法上成年なるも民法上未成年たる者）を或施設（institution）又は或特別區劃（quartier spécial）に送致するの權限を普通裁判所に認むることは希望すべきことなりや。

（說明）殆んど總ての立法に於て刑法上の完全なる責任は私法上の成年に達せぬ前に始まることになつて居る。私法に於ては滿十六歲、十七歲、十八歲（その他刑法上の少年の限界が何歲と決定せられて居るにせよ）に達したる者には未だ完全なる能力を認めないにも拘らず、刑事裁判官はこれ等のものを成年として取扱ひ彼等に對して犯罪の老兵たちの爲めに定められたのと同じ刑罰を適用する。そして精精のところ彼等の弱年であることは減輕事由と考へられて居るのに過ぎない。

一人の若者が自己の行爲の適法又は違法を辨識し得るが爲めには私法上の成年に達せぬ前に始まることになつて居ふことはない。然しながら、この若者を動かす動機が成年のそれと同じでないことも同樣に眞實である。從つてこの兩者に同じ刑罰的反動を加へることが妥當なりやといふ疑問が生ずる。それは右の反動が若し同時に青年犯人の將來の犯罪を豫防することを目的とするならば尙更ら疑問である。一般にこの年頃では性格は尙ほ柔かである。それ故未成年者を老成犯人に感染せしめることは私法上の成年に達して居なければならぬといふことはない。若き受刑者と年をとれる受刑者とを隔離することは必要である。然しながらここに問題となるのは、單に隔離を以つて足れりとするか及び裁判官に對して青年犯人を全然別個の設備に移す權限を與ふべきに非らざるか及びこの設備に對して刑罰の目的を達する爲めには特別な性質、換言すれば鎭壓的よりも教育的性質を附與すべきに非らざるか、といふことである。

第三問　未成年者が裁判の執行に付せらるる間に、勞銀、賞與又は其の他の名義にて給與せられたる金錢についての監督、管理、使用は如何に組織立てらるべきか。

裁判費用はこの金錢より支拂はるべきものなりや。

（說明）この問題は、既に千九百二十五年のロンドンの第九回國際刑務會議に提出せられ、この會議に於

ては成年受刑者の所持金（peculio）の組織及び利用の問題に附加せられて居つた。然しながら、そこでは主問題に總ての討論の興味が吸收せられた結果決議の最初の四項に於ては成年の所持金についてしか觸れられて居らない。そして少年に關する最後の項には唯だ次の如くあるのみである。——

『少年に對しては彼が成年に達したる際必ず與へることを保障して所持金を取得することを得しむべし。濫費に對する注意は成年に對するよりも嚴峻たらざるべからず』。

實際若し少年が國家の矯正院又は感化院に拘禁せられて居るのならば、問題は成年に對すると同樣に考へられねばならず且つ一般に成年に關して提出せられた解決を參照し得る。然しながら、個人事業、保護協會、個人又は自己の家庭に委託せられたる少年については、千九百二十五年に第二項として考へられたところと趣きを異にした問題が生ずるのである。ロンドン會議に於ては（*）この問題は取扱はれず、次の會議に新たに提出せらるべきことが希望せられた。かくてここに新しく議題の中に入れられることとなつたのである。

本問題には行政上特殊の興味ある第二項が附加せられた。それは、かくの如く少年に與へられた金額は、少くともその一部分は、該少年の訴訟費用の支拂に用ふることが出來るかといふ問題である。（**）

（*）牧野博士『ロンドンの國際監獄會議に付いて』（志林第二九卷第三號三一七頁以下）。尙ほ、國際刑務會議の歷史的研究としては正木學士『國際監獄會議』（志林第二六卷第一〇號乃至第二七卷第一一號）參照——（譯者註）。

（**）尙ほ第九回國際刑務會議の議題につきては大塚學士『第九回國際監獄會議の議題及決議』（志林第二九卷第二號第二〇七頁以下）參照——（譯者註）。

Das Sexualproblem im Strafvollzuge.
von Ober J. R. Dr. Gentz, Berlin.

刑罰執行に於ける性慾問題

獨乙プロイセン聯邦司法書記官
ドクトル・ゲンツ

▽左の一篇は去年十二月三日獨逸プロイセン聯邦ブランデンブルグ州フェルアルガー保護司大會席上ドクトル・ゲンツ氏のなせる講演の要旨である。△

精神分析學（Psychoanalysis）の創始者たるヴインナのジギムンド・フロイトは、性慾（彼の謂ふ所のリビド）を以て人間文化の發する根本だ、と曰つた位で、性の問題の人間の運命に關する所の測り知るべからざるものあるは、今更改めて言ふまでもないことである。で、人間の根本慾たる性交の自由の奪はれてゐる受刑者にとつては、この問題が一種特殊の色相を帶びて來るのは當然で、延ひては、敎化上重大なる結果を生ずる虞のあるもので、行刑の局に當るものは極めて愼密な注意を此の問題に拂はなければならないのである。

長い拘禁生活の間、性交に代るべき不自然な行爲（unelle Ersatzhandlung）をやらないものはないのである。而して多年の經驗から、かゝる行爲は自由生活に於けるより拘禁生活に於て遙かに甚しく行はれ、且つ其外には何んの規則違犯もやらない者によつても尙且つ行はれてゐることが明白になつてゐるのである。性の問題は受刑者間の談話に驚くべき程度に大きな位地を占めてゐるもので、性に關する彼等の空想は狂へるに近く、大きな雜居房に於ける有樣は言語に絶してゐるのである。かゝる現象の原因は、拘禁生活の內外に存してゐるのである。その

外に存するものについて云へば、受刑者は已に自由の生活にありし時、生理的にも社會的にも等しく不利な事情の下に生活してゐたものが多いのである。住宅難・職業難、延いては過度の飲酒等の如き、人をして正路を失つて落伍者たらしめ易いもので、かういふ人達は特に性慾の猛烈なものが多いのである。之に加ふるに、彼等の多くは肉體の成熟期に在るのである。已に此等の重荷を持つて拘禁生活に入つて來た上に、今迄とは全く異つた境遇に置かるゝのである。第一に、同じ性の人間が一緒にごた〳〵と生活してゐるのは、自然に背いた境遇であつて、性慾を壓搾せしめて而して後之を爆發せしめ易いといふ弊害を有つてゐるのである。更らに、刑務所の作業は單調で賃金も極めて惡いので、作業に心を奪はれるといふことがなく、從つて受刑者は餘りに多くの空虚な時間を持ちすぎてゐる處へ、拘禁生活特に獨居生活は何の刺激となるべきものがないので、空想を恣にせしめかちで、特に性の方面に苦しきを致さしめるのである。元來、受刑者といふものはその拘禁生活に至つては、殆んど何等の責任をも有つてゐないので、節制を促すべき道德意識といふものはだん〳〵と影のように朦朧となつてしまつて、彼は只だひたすらに失つた快樂を自分の方法で作り出さうとするのに腐心するのであるが、ノルマール（正常）な滿足を得ることができないので、終に不自然な行爲にふけるに至るのである。

然らば、强制的な禁慾と之に伴ふ現象には、拘禁生活と必然的に結びついてゐる害惡が存してゐるのだらうが、それとも、それは避け得られるものだらうか、更らに其上に、實際、拘禁の目的に有害であり、有害であるが故に矛盾してゐるものでらうか。此等の疑問に答ふるには只一事あるのみである。それは、受刑者をして强制的に自然の男女關係より遠ざからしむることは、精神的に且つ更らに苦しい程度に於て肉體的に彼の健康を損ふものである、といふことである。强制的な禁慾は、受刑者をして自己の道德感にも刑罰法規にも背馳した不自然の行爲に赴かしむるに過ぎないもので、終には沈鬱狀態に陷らしめ、又は過度に亢奮せしめ、時に憤激の情に滿たしむるに至るのである。若い强健な受刑者に在つては特に苦しく損はるゝのである。若い受刑者に在つては同性愛（gleichgeschlechtliches Verkehr）の結果として性的倒錯症（Triebinversion）に陷るのである。

之を要するに、不自然な禁慾生活は、感化矯正と相容れざる一種の變態心理（Komplex）を生ぜしむるもので

刑罰執行の感化力を著しく弱め、終に何等か別に匡救の道を求めなければならなくなるのである。しかし、道德や宗教で彼等を鼓舞激勵しても何の役にも立たないのである。學理的に不自然な行爲の害毒を說き明かしても效果は少ないのである。全然獨居拘禁にしたらといふものがあるかもしれないが、然らば雜居にゐる時の危險は除けるかもしれないが、今度は樂しみのない淋しさに、前にも增してマステユルバチオン（手淫）にふけらしむることになるのである。然らば、相當の間隔を置いて規則正しく受刑者を拘禁生活から放つてやるといふ方法も可能でないことはないが、これも社會の保安とか感化上の掛念といふ理由で、比較的に少數の受刑者に制限せられなければなるまいから、受刑者一般の性の問題を解決することにはならないのである。それかといつて、第三者の列席なくして婦人の訪問者を受けることを受刑者に許すことは到底不可能である。

是に於てか、どうしても他の方法にその解決を求めなければならなくなるのである。受刑者の性の問題を解決するための根本義は、外ではない、何を措いても先づ、拘禁生活に意義あらしむることである。拘禁が一路向上の途上に在る訓練であることを知らしむるのである。ベタ●ライフ（生活の改善）に志す彼等の熱心と努力とを集注せしむべき目的を與へるのである。一言にして之を蔽へば、生活を緊張せしむるのである。これが根本義である。是れがためには、たとへば、不快な居房とか、屈辱を感ずるような被服とか、犬にても與へるような食物の調理配布など、其他拘禁生活につきまとふ大小の弊害が除かれなければならない。かゝる弊害は受刑者をして言ふべからざる嫌厭不快の情を起さしむるもので、終に生活をつまらない無意義なものと感ぜしむるに至るのである。この自暴自棄的な心の空虛に乘じて劣情が崩ざして來るのである。で、日々の勞作たる作業が最も肝要事で、是非とも、精神的にも物質的にも受刑者をして滿足せしめ、十分なる努力を集中せしむるに足るものでなければならない。運動にも愼密の注意を拂つて、柔軟体操及スポートを奬勵して、出來得る限り過剩の精力を有益な方面に導くように努めなければならない。更らに、豐かな精神修養と情操教育とを與へて、受刑者の空想の放恣に流るゝを防ぎ、よろこびも刺激もない空虛になりがちな拘禁生活を意義あるものとしてやらなければならない。以上の事が爲された後、初めて問題の解決を語り得るのである。實に、性の問題の解決は只だ教育に由る

の外はないのである。自己の全人格を打ち込み、受刑者と共に拘禁生活といふ目的のない共同生活の中に生きてゐる刑務所の教師（Erzieher）は、拘禁に於ける強制狀態の自然に除かれて、空虚なる生活に内容を與ふべき一つの感化氣圍氣（Erziehungsatmosphäre）を作り出さなければならない。是に至つて初めて、化學上に謂ふ所のズブリミーリング（昇華）の作用で、却て受刑者の性慾から生命に必要な體溫とも稱すべき生に對する一箇の熱情が發生して、この熱情で、苦もなく立派に下等な慾情に打勝つて行けようと思ふのである。

以上說き來つた所を看ても、刑務官に其人を得なければならないのは勿論であるが、特に現在刑務官に欠乏してゐる心理學の素養が必要で、且つ、已に今日ハムブルヒ、ザクセン、及びテユウリンゲン等の諸聯邦の刑罰執行の一機關として活動してゐる專門の學校教育を受けたフユルゾルガー（刑務所の職員で受刑者を指導激勵する職務を有つてゐる）の任命が望ましいのである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1 Februar, 1929.

刑執行停止論

典獄 有馬四郎助

近時著しく强盜犯事件が頻發して、帝都の公安を害することの夥多しきを見ては、行刑の衝に當る吾々責任の大なるを思ひ、衷心遺憾に堪へない所である。概して犯罪は前科者の所爲なることは今日の始んど通り相場となつてをるのも、事實如何ともすることが能きない。謂ふ迄もなく刑は刑無きを期するを本旨とするのであつて、其のために刑の執行法は合理的に改善せられつゝあるのみならず、餘後の保護善導に迄手の盡くされつゝある實況なれど、夫れにも拘らず何時も犯罪は繰り返されてをること、前述の通りである。之れは恰も醫學の進歩醫療の發達に比例して、病者の益々增えると同樣に、其處には社會的一種の發酵作用があつて然らしむるを認めざるを得ぬ、諺に泥棒は溝の眞砂子の如く盡きないと云ふのも、一面の眞理であつて、行刑の效用と犯罪との關係も亦汲みても汲みても猶盡きざる湧水の如く、完全に汲み干すことの能きない事情無しとは云へない。去りとて犯罪防止を徒勞事として成り行きに委す可きではなく、愈々益々努力を加へ、根氣比べの覺悟を以て奮闘しなければならないのが行刑官當面の仕事である。

事態如斯であるに加へて、今度の說教强盜の一人が刑執行停止中のものであつたについて、聊か世の物議を惹き起したるが如き一見如何にも行刑の側に無效力の醜態を曝露したるものと斷定せらるゝのも、實に無理からぬ事と云はなければならぬ。責任の所在何れにあるかは兎も角として、大體より觀察して如斯は行刑官として大なる警戒となり、今後の處分上非常なる參考となるについては、決して無意義なりとは云へない、何れにしても雨降つて地固まるの譬の如く、一失態ある毎に幾多の改善を促さるゝことの少々ならざるの道理に洩れず、這般の失態が將來の犯罪防止に一段の貢獻をなすは、間違ひのない所である。此の點から考へれば聊か慰められる所も

無いでない、過失素より好む可きでないけれども、凡そもの〻發達進歩の跡について考ふれば、悉く過失と云ふ辛き經驗が之れを教へ導かぬと云ふことはない、願くば今回の事件が夫の如くであらんことを希ひ、且つ信ずるのである。

繰り返して茲に申して置く、吾人は世の物議に對し、彼是言ひ譯けなして己れの過失を掩はんとするものでない、如斯は職務の體面上からも潔しとせざる所、若し責ありとせば甘んじて之れに當らんとするが恐らく多數の同僚が一致する所たるを信ずる。但し万一にも世人の不理解に出會する場合もありとせば、之れを其の儘默過して世人の誤解を後々まで傳へしむるが如きは、不親切の至り決して當然の態度とは云へない故に、之を正當に釋明して、苟くも誤解誤想のないやうにすること、是又至當の義務と謂はねばならぬ。

◇　◇

抑々執行停止なるものは、刑事訴訟法第五百四十六條の規定に基くものであつて、其の發動の場合が七項目ある中の、一に該らなければ出來ないことは明瞭である。而して何れも之れは刑罰の本義より出づるものたるも亦贅を俟たざる所である、此の規定たるや行刑官にとりては間髪をいれざるが如く、頗る際疾いものたるを示し、而も之れによつて如何に刑罰の本義が至正至公であり、同時に微妙である可きかを教へるものであるを認めねばならぬ。蓋し如何に行刑の事が六ケ敷と云つても、此の規定によつて教へらるゝ所の微妙の點に手落ちなからしむること程、左樣に甚だしきものはないのである、而して又進歩したる刑罰原理の上より見て、此の規定程重要なものはないと云つて差支へはない。要するに此の條項の活用に手落ちないことに依つて、刑罰の眞面目が維持せられ、同時に正義人道が確立せらるゝのである。故に再言すれば執行停止が能く活用せらるゝか否かによつて、刑の刑たる所以が保たれ、即ち刑の效用に過不足なく、所謂刑の本質たる公正が始めて保持せらるゝ所以である。若し夫れ刑の執行が其の度を越えて受刑者の健康を害ひ、若しくは身体を毀傷し甚だしきは生命を失ふ等のことありとせば、刑の目的を喪失し國家社會の公安を根本的に破壞するに至るものである。

刑の本質としては、受刑者をして精神的にも身体的にも、其のもの〻受刑前より善良なるものとなす所に其の

意義が全うせられ、而して万一にも受刑前より不良になす場合あらば、全然其の意味をなさないのみか、正義を行ふ可き刑罰が反對に不正義を行ふ結果になり、換言すれば罪惡を禁遏す可きの具が却つて罪惡を行ふものとなる、國家社會の綱紀を根本より破壞すること之れより大なるものがあらうか。故に刑執行上の注意と手加減の六ケ敷きこと決して並大抵ではない、簡單に寛嚴宜しきを得べしと云へば易々たる事のやうにも聞えるけれども、夫れが右申す如く中々に面倒なのであつて、而して之れが甘くゆかないことによつて、忽ち恐る可き不正義が行はれ、即ち刑罰自らが大なる罪惡を行ひ、以て秩序壞亂の例を示すに至つては、是實に沙汰の限りと云ふの外は無い。茲に於て執行停止の規定は、此の不正不義を救濟する唯一の方法として規定されたる所以が明瞭になるのである。

以上の理由に因り、執行停止は常に頻々活用せられなければならぬ、從來の見解によれば刑の執行を中斷するなどと云ふは、之れを甚だしき不合理と認め、刑の尊嚴を殺ぐものなりとして、決して承認せらる可きものでなかつた。其の見解の固陋にして幼稚なるは、今日から見れば憐れむ可きものであるけれども、當時に於ては中々有力なる見解とせられたものである。斯る見解の墮力でもあらうが、刑事思想の發達したる今日と雖、此の執行停止のことは聊か刑罰の威信を墜すが如き觀念を以て、此の光輝ある規定を活用することをせず、可及的消極主義を採るの結果、折角の規定をも死文たらしむるの觀無いでもあらうか。尠くも期待の如く活用されて最早餘地なしと云ふ迄には達してゐないではなからうか、吾人は之れを斷言するものでないけれども、其の觀なしとも亦保證し得るものでない、是等の規定は活用し過ぎてもいかず、去りとて又消極過ぎるのは更に不可なること論を俟たぬ、元來刑政思想の發達の跡に鑑みれば、其の始め深く復讐觀念に養はれたる結果として、犯罪人を憎むこと甚だしく、彼れのために寬恕せらるゝ場合の如きは假令正義の要求に基く場合と雖、容易に之れを肯定し難い傾向を免れない。何れかと云へば刑政の凡てが兎角に消極に陷り、進歩を妨げられて遂に刑の本質を害ひ、害を人の身體生命に迄及ぼし勝ちのものであるを否むことは出來ぬ。故に今日の執行停止の場合の如きも此の點に深く世人と共に省る可き必要がないでない。

◇　◇

刑の執行停止は、前に述ぶるが如く深く人情に基き、合法的の處置として是非とも之れを活用すべきものである。素より活用上過不足なきために深甚の注意を要す可きものたるを以て、本省當局の之れに對する指導監督の如き頗る努めたりと云ふ可く、爲す可き丈けの方法は殆んど剩す所なき迄に竭くされて居る。從つて刑務所に於ける手續の如きも、手落ちなく行き屆いてをることは確かなる事實であつて、毫も間然する所がないのである。單に結果のみを見て論ずれば、如何樣にも推定は出來ようが、乍併仔細に規定に照し事實を辿りて吟味するならば、叙上の如く刑務所並に監督廳の處置には、何等の失誤のないことが見出されないことはない。只規定を超えては今茲に吾人の論ず可き問題外に屬するを以て、茲には其の論及を避けねばならぬ。要するに世間の想像するが如く、刑務當局が無責任にも引き受け人としての無能力者に、無闇に引き渡すが如きは今後共事實決してあり得ることでなく、又あらざりしことは明白にして毫も疑ふ可きでない。彼の停止されたる重病者が約二ケ月にして兇暴なる大罪を犯し得るの道理なしとして、是れは全く醫師が診斷を誤り、若しくは誤魔化されたるによるものと看做されるのも尤ものやうに聞えるが、然し斯る犯罪ありしために全く其者の身體が、完全なる强健者と速了するは失當であるのみならず、よし然りとしても二ケ月と云ふ期間は回復期間として決して短くないことは、一般の實例に照らして左樣怪しむ可きものでない。況して刑務生活から社會生活に移されたる境遇劇變のために、異常なる良轉歸を見ること決して珍らしいものでない。夫れ故に嚴密なる警察の監視に附して失踪再犯等の失態なからしむるやう、嚴密なる規定の存する所以である、是れが今回の如き危險を豫防し得べかりし規定なのである。

吾人の本來の論旨は茲に止まらず、執行停止條件の中、健康を害し又は生命を保ち能はざるの事由に依る場合の解決を正さんとするにある、元來刑罰は健全なる身體を對象とし、之れに向つて刑は十分なる其の效力を及ぼさんとするものであるから、適々疾病の事由によつて停止されたるものが、恰も單に死所を所外に撰ばしむるものであるかの如く、殆んど十の八九不歸の客となり、健康を回復して再び完全なる行刑を受くる爲めに、歸所せしものゝない事例に至つては、之れは法の精神を履きちがえて適用するものと云はねばならぬ。畢竟するに之れも或は古來の因襲に捉はれたる消極主義の餘弊であるかも知れない、されど其の誤れる見解なることは多言を要せざる所なれば今後は此の弊習を改めて其の健康を害する程度を定むるに、回復の上に再び歸來するの可能性を認めて之れを停止することにしなければならなぬ。どうかすると一旦停止したるものが早くも回復して、復歸するのを餘り本意とせざるが如き風あるは不心得の至り、甚たしき謬見と云はねばならぬ。よもや我が刑務界に於ける當事者が、右の如き因襲的觀念に捉はれたるためではあるまいけれども、只事實の上について考察するならば聊か杞憂とせざるを得ないのである。吾人は是等世の注目を惹きたる折を機會とし、本來の規定を更に活用して其の弊を改め、此際因襲的消極主義を打破せんことに努力を望むものである。（終）

矯正図書館

平野一雄氏の監獄から社會へに就て

新潟刑務所　飯島生

刑政三月號へ平野氏は監獄から社會への一文を寄せられてある。平野氏の所論は自分に多大のショックを與へた、自分は今茲に辯解する必要はないが新潟刑務所云々と云ふニュースを見た責任上敢て本稿を提する次第である。歳末に家族の生計扶助料として（餅代としてあつた）警察に宛て送金せし理由の一つは在所者某の妻子の居所が復興工事の關係からか轉々として一定せざる爲めと、次は當人の告白に私は今迄前科を秘して世渡りせんとした間違つた考へから幾度も失敗を重ねて來たこれは畢竟世の中を盲目にし否神佛迄も盲目にして來た結果である故此度といふ此度は私が在所中に生れた未だ顏も見ぬ一粒種の可愛い倅が居る此度私が改心しなければ最早改心する時はない。それ故私は社會に出づれば第一番に警察に出頭して前非を詫び居所を明にし社會に前科を告白し警察の監視の中に立派に子の爲めに假令乞食をしても惡事はしない決心をして居るから特に警察に送金し機

般社會事業と同樣に取扱ふべく內務省から地方長官に通牒するゆゑ諸氏も歸國せられたならば遠慮なく地方長官に謀られ此の事業の爲めに盡力せらるゝ樣との懇ろなる挨拶があつたと聞く。其後大正十一年司法省と內務省と協議せられ釋放者の改悛の狀の有無によりて監視の緩和を計らるゝことゝなり、（改悛の狀認め難きものは要視察人として警察に通知し改悛の狀稍ありと認めらるゝものは通知を要せざることゝなる）爾來色々の機會ある毎に警察官に保護思想の普及を計り或は保護會の重役に警察署長を加へなどして漸次干渉の弊害を除かれ保護上便宜を與へられつゝある所も全國には數あること、思ふ。當新潟縣下の如きも從來は各郡に保護會を設立し郡長を會長として郡役所に事務所を置き地方寺院と連絡をとり事業を遂行し來りたるも大正十四年郡制廢止の結果保護會の事務所を一時警察に置くことゝなり隨つて自然に保護思想が警察官に徹底し現今では各警察共非常に良好なる成績を擧げて來てゐる。然るに平野氏の如き無遠慮極まる舊式の論を出されては東京府下の警察はいざ知らず當縣下の警察に對しては甚だ申譯なきこととなり當所は非常に迷惑する次第である。

釋放者（主に累犯者）は前科を秘して渡世せんとするものと前科を告白して懺悔の生活をせんとするものとの大體に於て二分することが出來る（中間者なきにあらざるも）而して何れが眞に改心せる人となるかと云へば勿論場合によりて千篇一律にはゆかざるも自分は後者でなければならぬと信ず。云ふ迄もなく現今の行刑は總ての方面に於て改善保護の見地に出てゐる故に刑務所內に於ける作業、教誨、教育衞生は釋放後に於ける彼等に抵抗力を有せしめんとする保護思想に基いてゐると同時に彼等をして自覺せしめ過去の總ての非を社會に詫び大いに懺悔し社會人に復歸することを社會人も認めて仲間にゐれることを許す人にしなければならぬ。而して始めて行刑の目的は達せられたといふことが出來ると思ふ。從來假釋放者は警察の監督（假出獄取締規則によつてゞあるが）のもとに釋放せらるゝのであつて其の大部分は再犯に陷らず良民に復歸してゐる。勿論罪質、個性、家庭の狀況其の他環境も充分考慮せられてあり又假釋放と云ふ名義のみにて已に社會人に對しては信用も半ば回復してゐるのであるが、彼等が釋放時に社會に對し前科を秘すといふ觀念は寸毫もないのである懺悔の念より余念はないといつてよからう。而して現今では前述の通り改悛の狀認め難き者は要視察人として警察に通知するこ

とになつてゐて改悛の狀稍有りと認むる者は警察に通知しなくてもよい（必要によりて通知して差支へなきもこととになつてゐる、故に改悛の狀有る者（假釋放者と改悛の狀認め難き者を要視察人（尤も假釋放と改悛の狀認め難きものとは要視察人と云へども其の趣を異にするも）に附し中間者の稍有る者（融通のきく被判定者）のみ警察に通知しないといふ不得要領なることになつてゐると考へることが出來る。平野氏の所論（警察は無理解として）なれば如上の取扱にて警察を責めなくてもよい樣に思はる　自分は當縣下の警察は充分理解あるものと思つて居る故、改悛の狀稍有りと認むる者も警察に通知して保護觀察をせば更に効果あるものと信じて居る。累犯者の中には前刑終了後警察の干渉にて再犯したのであるから此度は通知しない樣にと態々願出するものがあるが之等は殆んど皆再犯に陷るものであると斷定して差支へないと思ふ、而して警察官が熱拗に尾行を要するものであつて保護を受くる資格のなきものと云ふてよい、釋放者には悉く警察に通知あるものであるといふ考へを持たせ警察は自分等の味方であるゆゑ自ら警察に出頭して、自分の今後の働きを見てくれろといふ樣にならなければほんとうでないと思ふ。此の意味から前科を秘しての保護は未通らぬ保護であつて釋放者をして社會に出づる第一歩に於て犯罪の根本觀念たる瞞着心卽ゴマカシ根性を增長させることになる。故に當刑務所では可成釋放者を歸住地の警察に自ら出頭する樣勸めてゐる。昨年末のニュースの主人公は釋放して今は或る鐵工場に働いてゐる通信に接して誠に喜んでゐる次第であるが、新聞記事は在所中本人に示し敎誨を加へしめたるに非常に感謝してゐた、尙其の當時東京某保護會に宛て本人に衣類を給與せらるゝか又は家族保護を加へられんことを交涉せるに『相當保護を加へ樣と存じ本人妻子を訪問せるに居所不明に付今一度本人より御聞きとりの上詳細御一報相煩度く尙昨年末新聞紙上に記載云々のことも承知致し度く』とつけ加へてある回答を受けて尙亦同じ居所を通知したわけであるが斯くの如く保護會の手にては調査の困難なる場合も多くあるのであるから平野氏の如く一概に警察を非難せられず何故理解あらしむる樣努められないのであらうかと自分は甚だ遺憾に思ふてゐる。次は『新聞記者に本問題の理解促進の運動を試みることが必要と』御ふ御尤もなれど新聞記者はおそらく總てを知り盡して書いたのであらう、今日の新聞はどこまでも新聞屋である、定期の眞太郎なれば客がなくても走るであらうがエンタクの空車は客のない方へは走らないであらう、そこで保護事業家は新聞屋を眞太郎にするか又は自らエンタクに乘り込んで走らさなければならぬ。當市の方面委員は救貧事業に此の新聞屋を自由に走らしてゐる、嘗て當所に收容せる者で其の家庭は妻子五人にて女の手一つでは到底生計を支へきれず貧苦の爲め遂に親子諸共大川に身を投ぜんとする折柄幸にも通行人に救はれ計らずも刑務所職員の知るところとなり刑務所内の聯合保護會と方面委員と共力しニュースとしてうまく揭載し市民の同情を集め多くの金品を給與された例がある、而して夫の釋放するや夫婦共稼にて世間から今猶同情の眼で保護せられて居る、斯く迄世間に曝け出されて侮辱を感ずるどころか當人及其の家族は非常に感謝してゐる。此の點は大都市と小都市の人情味の相違もある故比較して論ずることは出來ぬが、東京に於ける本文主人公のニュースは田舍の新潟には保護思想宣傳上與つて力ありといはる。故に單なる机上論でなく實際の體驗より意見を發表して頂きたい。保護事業は或る意味に於て行詰つてゐるとも云はれ又官辨事業說も出てゐるが、自分は未だ〳〵研究の餘地が充分あると信ず御定まりの文句では進歩も發展もない行詰つてゐるものではなく、やらない事の範圍に屬してゐるのである。今日警察をして保護せしむることは二重人格を持たしむることに於て事實困難なることゆゑ警察監視を保護司に代へると云ふ說も結構である又專任保護敎誨師を設けらるゝことも結構である。併し警察とはどこまでも緣の切れないことは承知してゐなければならぬ。尙假りに良民八千万とし年に四万の釋放者とすれば二千人に一人の割合になる、若し改善不能人として釋放されたなら警察が二千人の良民を保護する爲に一人の釋放者を執拗に監視することは何人も反對はないであらう。

終りにニュースの主人公の妻子をして世間に恥ざらしをしたことは誠に遺憾であつたが併し夫の改心して罪を世間に告白し懺悔の生活をする强い意思に比すれば九牛の一毛だにも及ばないであらう。最後に暴論に亙りたる憾みあるを多謝す。

行刑上の諸問題を讀む

—昭和四年三月—

正木學士著『行刑上の諸問題』

常盤敏太

はしがき

「ある刑法學徒は否社會一般は、過去十數年來刑罰執行の氣紛れによる「刑事裁判の軟骨化」Knochenerweichung を杞憂したものである。今や我等は古典的刑罰思潮に打ち勝つた。刑罰とは明治四十一年の刑法々典が意味してゐる樣なものではない。我々は此の法典の寶窠を成就し得た。誤解されてゐた刑罰本質から啓蒙せられて今日新春の陽光の下に伸々として育つ刑事思潮を見る。」——とは正木學士が十年後に述懷せらるゝ感想でなければならぬ。同學士がその卷末に述べてゐる樣に在來の刑事思潮の覆轍延いては刑罰執行の改良が一朝一夕に完成せらるゝ事は出來ないであらう。(こゝ殘念ではあるが其處には我慢して待たればならぬ可成の年月が橫たはる。私は本書を讀んで居ると、どうしても目前に迫りつゝある十年後の行刑を克明に註釋した行刑法論を繙いてゞもゐる樣な氣がしてならない。言ひ換へれば凡ゆる點から新行刑へのヒントを發見することが出來るのである。そうして十年後に於てもなほ本書が行刑改良のパイロットであらればならぬことを用意されて居るのである。

(一) 正木學士(行刑上の諸問題)二二八頁以下

私はハンブルグ大學から叫ばれた故リープマンの監獄改良の聲は知らなかつた。勿論クリーグスマンのそれも私が先年初めてキールを訪るゝ迄は心に留めなかつた、然し此等豫言者達の暗示は今日如何に赫々として私の心を射る事であらう。リープマンは一昨年伯林で開かれた夏季學會への報告を最後に昨年八月二十六日に遺憾として世を去られた。然し教授が多年遒り進んだ足跡は、その年一九二七年新しい獨逸行刑草案の中にその幾分かを殘してその暮から愈々議會の討議に入つてゐる。しかもその新しかるべき草案に對しても尙同教授は、一昨年夏の伯林の會場に於て心からなる不滿を述べられたのである。リープマンを尊敬する事厚く去夏わざ〳〵彼の靈をハンブルグに吊つた著者が、同氏以上に不滿を感じてゐる事は謂ふ迄もあるまい。否多岐に亘つて先輩を凌ぐ卓見に充ちた本書を繙いては、何人と雖も亦その新しかるべき草案に對して滿足することを躊躇せざるを得ざるに到るであらう。規則でない法律として世界最初の誇を持つて居た我監獄法も今や改正の機運に遭遇して居る。私はこれから編制せらるゝ新監獄法が獨逸草案等の單なる模倣でないことを期待するものである。然して生るべき新法律が、正しき學問的立場から出發し、妥當なる行刑思潮を追ひながら作られて行くであらうと期待するものである。その意味に於て私は此際本書が刊行せられたことを喜ばればならぬ。

私は現在の行刑制度にあまんじたくないし又今日の刑罰觀念に言ひ知れぬ不滿を有してゐるものである。刑法と行刑法とが合一して、一體をなさればならぬ所ではあるまいかといつも考へるのである。形式的な分化に纏らないで刑法より行刑法へまた行刑法より刑法へとたどらればならぬと考へるのである。そのやうな研究の遂げらるゝことを私は長い間湯望して居たのである。その湯望を醫して矣れたのがこの「行刑上の諸問題」であつたのである。

一 個別的感想

個別的な感想を述べる前に、ソヴイエト・ロシヤの勞働改善法に付いて私の考を前置きしておかればならない。これは本書を讀む者が等しく抱く不安であるからである。尤も牧野教授がその席に於て述べられてゐるやうに、その法制がソヴイエト・ロシヤに於て如何に實施せられて居るかを論ずるのは本書の目的では勿論ない。正木氏が本勞働改善法を論ずる頃には、既に千九百二十四年に憲法に於て、殊に千九百二十七年に刑法に於て、大改正が行はれた。從つて其の結果は勞働改善法に何等影響無くしては濟まされなかつたのであるから若しソヴイエト・ロシヤの勞働改善法そのものを識らんとするものに對しては本書は間然する所無しと謂ふ事は出來ないであらう。又同氏が本著凡例で「本書では舊の儘にして其の點についての修正を加へなかつた」と謂はれて居るのを見ると私は本書が全然ソヴイエト・ロシヤの勞働改善法を超越した一つの行刑上の研究書であることの決定的論據と爲し得ると思ふ。この意味で今度本書が法律學叢書中「行刑上の諸問題」なる題名の下に刊行せられたる事を裏心より怡ぶものである。實に本書は我國行刑上のエポックメイキングな研究であり、それ以外の何物でも無い、況んやソヴイエト・ロシヤの監獄法解釋に終るものではない。私は讀者が本書の改善法の記載を單なる脚註として玩味する事が決して讀者の本意に反するものではないと信ずる。

時に現者のソザイコト・ヨシヤに對してはこの勞働改善法も個ユートピヤ的な多くの規定を持つて居ると非難されても亦止むを得ないのではあるまいか。

註　牧野先生は嘗て謂はれたことである。講話が興味を以て讀まるゝ樣になればその者は眞の學究者であり又獲得する所も數倍たり得ると。

註　本書第二二九頁參照

斯樣な意味から是非本書は我國の行刑竝びに刑事法研究者の誰もが必讀すべきものであると考へられるのである。

二　行刑の目的

本書を繙いて先づ私達の逢着する一大問題は、「刑罰の目的」である。牧野博士が日本刑法その他に於て高潮せられて居る所說の深さを此處に於ても窺ふ事が出來ると同時に、本著が難解なる博士の所說の理解に資すべき多くの事實を提供して居る事を見逃してはならないと思ふ。自由刑が現代の刑罰に於て占むる地位は餘りに明かである。然しそのもつ味ひは、多くの研究家を要して盡す事が出來るであらう。去來その累進制度不定期刑に關する著者の卓見は、我々讀者の無條件に首肯せしめらるべきものであつたから此處に改めて一讀を希望して私の短見を披瀝するの愚を敢てしないであらう。

三　自給自足主義

著者は個別處遇と集團處遇の調和から說いて刑務作業の下に流るゝ思潮を私達に示してゐる事は刑務所の問題であるがその精神は直ちに執つて共同社會の育成作用と營利活動とがす事が出來る。私はエ・シユミツド (E. Schmidt) の謂ふ樣に兩者の間に矛盾をのみ認むるに止まらなくて、(註) 既に已に此等の間に調和を見ることが出來てゐるのである。個別處遇は集團處遇と相許さないものではない。一は他の中に生き他は一を蔽ふて存在するのである。

註　正木氏本著書、三十五頁參照、尙私はキール大學に於てゲンツ氏と共に同氏と會合し之等の意見を交換する事が出來た事である。

常に個性は無限の擴大を許されない。共同社會の埒の制限を受くるのは又止むを得ないものである。社會は自ら需給の原則の內に活動を續けて行く。而もラードブルフの謂ふ樣に共同社會全體は民衆々團となつて個々の天才の達し得ない熱を發生せしめ得るものである(註)私は所謂平均の經驗に向つての育成は個別的に、之が收穫は集團的に擧げ得ると信ずるものである。その結果は刑務所の自給自足を可能ならしむるものではあるまいか。否同時に社會順應者の育成に役立つのではあるまいか。

註　多衆についてのラードブルフの持論である、私自身も同氏より直接且つ屢々聞いた事ではある。

著者は此の點にも筆を惜まれずに論を進められた。クローネが吾が小河博士の所說に百歩を加へた事は明かである。作業及育成

の根本理論としては今後何人も著者の見解に何物をも附加し得るとは思はない。只作業の成績を實際上擧げ育成の目的を達し得る直接の原因は行刑が凡ての他の點で左樣であるやうに各行刑官吏の爲人を要求するものたるは言ふ迄もない事である。若し人を得たる行刑官吏が本著書を左手に德を右手に刑の執行を行つたならばその效果や見るべきもの多きを疑はない。其他刑務作業が官司業たるべきは世論の既に一致するところ敢て私の本著書に對する意見を開陳する迄もない所である。

四　釋放者保護

社會が再犯者から保護せられ得るとすれば結局犯罪の大部分の災厄から遁れ得る事となるのである。從て社會が刑罰權特に自由刑を行使するに至つた古い時代から之を多く考慮の中に入れて來たのである。最近に至つて累犯防止の一方法一形態として釋放者保護の問題がある。著者は再犯への內的原因と社會的原因とを提へ來つて釋放者保護を高調せられてゐる。釋放者保護事業の成績を擧げ得るのは國民がそれを理解する事を第一條件とせねばならぬと言つて居られる。然し只成行にのみ放任する事は出來ない國家が刑罰の結論として法律を以て之に對しその存在、確立又は保證を爲さねばならぬものだと主張されて居る。蓋し釋放者の保護事業は之に盡きてゐるゝ謂はねばならない。ゲンツ博士は嘗つて私に右の主旨を次の樣に語つたことである。「傳統的な精神を尊重する獨逸は自分達の誇である然し懲役囚を爪彈するの甚だしいのは困つたものである。此の點になると新興北米合衆國は實に羨ましいと思ふ。日本は果してどうですか」と、私は私の答ふべきことを私の同胞に聽き度いと思ふ。そして私は、「ソヴイエト・ロシヤの國民がそれを理解するに非ざれば(註)」との著者の言を意味深いものとして繰返さゞるを得ない。

註　本著書四十五頁。

五　刑務委員會

刑務委員會とは著書の謂はれる樣に「監獄官吏の此の專恣を調節しさうして犯人に對する改善の目的を助長せんとする範圍內に於て監獄官吏以外の者を行刑に關與せしむる一の組織である(註)」

註　本著書三頁。

牧野博士もその序に行刑陪審の必要を論ぜられてゐる。此處に刑の目的と人格保障の調和を求むるのである。然し著者が紹介せられてゐる樣に今日迄世界に存在してゐる刑務委員會の組織權限は必ずしも同一ではない。千九百二十六年秋の一日私は前プロイセン行刑局長クライン博士を訪れた時「刑務委員會なんて決して賢い制度ではありません之が爲に行刑官吏はどれ位その能力を制限され氣を腐らされるか知れない」と泌々述べられたことである。著者が少くとも行刑が人と人との問題として考へられる場合(註　本著書五四頁)に於て監獄官吏に對する或る程度の信任は之を保存して置かねばならぬと思破されてゐるのは蓋し大卓見と謂はねばなるまい。殊に監督委員會に對する酷烈なる批判は私を

して快哉を叫ばしむるものである。監獄の社會的方面に常に多大の注意を拂ひつゝある著者が進んで此の點に關し反對趣旨の警告を發するのである。正に傾聽に値するものではなからうか。實に如何に社會との連絡を圖るの必要あり（註　本著書六三頁）とはいへその結果監獄の要素となるべき監獄官吏と受刑者との關係を阻害するが如きことがあるならば斯くの如き委員會は寧ろ存在せざるに如かないのである。況んや人權の保障をすら誤る監獄の姑を作るならばそれが如何に最近立法の方向であらうとも私の執らない所である。

六　監獄の種類

監獄の種類が刑名に依り又は執行方法に依り區別の存する事は其の範圍の廣狹は兎も角今日一般に行はれて居る所である。其の二つの監獄類別方法の推移に就ては本著が充分なる說明を爲してゐる所であつて私の感想もこれに盡きて居る。ソヴイエト・ロシヤの行刑は專ら改善主義を標榜して居るにかゝはらず、この監獄の類別の點に於ては甚だしく不徹底なる點を發見し得ないではないが、大體に於て犯人の人格的特性と犯罪の原因に從て定めらるべき社會的保護處分の個別化とを考へてあるものと謂ふ事が出來よう。その各場合に就て著者が充分なる考察を拂つてゐる事は此處に記述する必要はない。然しながら著者はそれに止まらず、既決監と未決監與に長期囚と短期囚の各々に當つるに如何なる監獄を以てすべきか又育成目的及び改善主義を如何なる方法に因つて達し得べきかに付き例を具體的にソヴイエト・ロシヤの制度にとつて說明して居る。その拘禁所に於ては自由刑を如何に行ふべきかを示し、之に依つて囚人を如何に類別すべきかを知り、その勞働改善所に於ては隔離よりも改善を主とした事を知るべくこの中に於てはジョンハワードの遺した「人々をして精勵ならしめよ、然らば彼等は正直になるであらう」との格言が如何なる意味を以て採用施行せられ得るかを示し、その勞役場に就ては專ら一種の敎育場を察知し得べくその特設隔離所に就ては最近刑事學界に問題となれる（註　獨逸に於ては千九百二十六年頃から學者間殊にラードブルフとフオン・ドーナとの間に論爭されたことである）確信犯の處遇につき國家のとるべき態度が如何に是認さるべきかをその刑罰執行方法の分類に依りて間接的に窺知する事が出來る。勿論本書は確信犯に就て論ずる事を目的としたものでないからその論點の詳述については何等豫期する事が出來ないのであるが、これが處遇に就ては暗示する何物かを敎へらるゝのである、更に中間勞働改善所に就ては監獄と保護會との間に存在すべき保護要求者に付いて社會的方面及び囚人本人より之を論じ盡してある。その保護處分所に於てはリストの謂ふ如く監獄と病院との限界を撤去すべき理論的根據を示して居るのである。寔に以上ソヴイエト・ロシヤに於ける五種の刑務所に就ての本著の批評說明は直ちに現今行刑界に行はれ又は萠芽を有する凡ゆる問題の早見表にして且、將來發芽すべき多くの改良を暗示して居る豫言書なりと斷言して憚らぬものであらう。

七　刑務作業

近代行刑が凡ての點から觀て犯人の社會的復歸を目的とする如く刑務作業も決してその例外ではあり得ない。刑務作業とは犯人の經濟的復歸そのものであり。刑罰的痛苦ではないのである。本書は作業の本質より制度の末端に至る迄殆んど餘す處ない迄に評論せられてゐる。實に此の點は次に述ぶる敎化と共に本著書の白眉と謂ふ事が出來る。牧野博士が本著の序に行刑の三位一體を高唱せられ「人として働らかしめ、人として修養せしめ、人として能率を發揮せしむる」ことを以て近代行刑思潮を表現せられたのも本著書を通じて更によく理解し得るのである。私は嘗つてキール大學に於てゲンツ博士と共に特に作業の研究に一學期を費した事があつた。歸朝早速之を發表し度いと考へつゝ時を過したのであるが先に本著書の粗稿が法學志林（註　法學志林第三十卷第二號及第三號）に揭載せらるゝに及び私は之を上梓する勇氣を失つた。否學界に何等の利益をも齎らさない徒勞を敢てする事が出來なかつたのである。只所見必ずしも一致せない點は他日正木學士の敎を求め度いと思つてゐるが、之等は他日に讓つて此の項を終り度いと思ふ。然し唯一點刑務作業の章下に休暇を記述せられた事に疑點を止めて置き度いと思ふ。此の休暇は本著の第六章社會との接渉に於て著者が外泊として詳述せられてゐるものと同一である。獨逸語に於ては何れも Urlaub と謂はるべきもので著者も亦斯く認めてゐらるゝのである。勿論休暇若しくは外泊が囚人の[illegible]のであるが、或る項目の下に詳論する時は之を二三にせず一項目として纏むべきものではないであらうか、夫にも拘らず私はその內容に至つては全然著者の意見に讚意を表するものである。私は蛇足なる事を慮りつゝ左にゲンツ博士から書翰と共に最近受取つた小論を附記し度いと思ふ。

『治政討議に當りプロシヤ議會は決議を以て再び內務省に次の問題を考究せらるゝやう要求した。卽ち

一、累進制度第三級囚人及び規定された事情に該當する第二級の囚人は、適當なる間隔を以てその家族を訪問する爲若しくは個人的事宜整齊の爲、短期間の外泊を與へられ得べきや否や

二、敍上の外泊は、更に善行ある場合には服役期間に加算せられ得るや否や

此の決議は旺なる論爭を起した。その反對者は次の事を慮れた。卽ち刑罰を嚴格に又實際に害惡として考へて居るものゝその種刑罰執行を無意義ならしめ。從つて威嚇作用を弱めると謂ふのである。之は近代行刑精神に未だ饑れない世界からの非難である。結局は、行刑は敎育をしやうとするか、或は害惡を加へやうと思ふか、二者何れかである。兩者は同時には平行して行はれ得ない。育成者の進むべき道は、一に信賴と實行とに在るのである。彼は獄吏（Beamte）の役目を拒絕する刑罰害惡を威嚇の爲に見せ付けられた囚人は、刑務所から出て來る時彼が入所した時よ

り確かに危險が薄くなつてゐるのである。

夫にも拘らず一時休暇を與へられた囚人は、自ら進んで刑務所に歸つて來るであらうか。殊に若し一時的の自由を直ちに新犯罪行爲に利用するやうな囚人が休暇を與へらるゝとするとするならば、公共の不安の甚だしき上昇が生じはしないか？——兎に角、よいと思つて企てられた處置はその結果如何に依るより以上、何物によつても不信用にせられる事はあり得ない——人は疑はん、誰が囚人は直ちに再び前の惡い性格に陷らないと保證する事が出來やうかと。——誰か囚人の家族に善行を表示するものがあらうか。若し休暇を與へられた夫や又は子供が、熱烈に熱望する外泊の經濟上の負擔をその家族に期待するならば——結局刑務所の育成計劃を危險に陷れるものではないだらうか。若し常に繰返し繰返し囚人を統整されてゐない刺戟に曝らすならば、と。

之等憂慮の各々は、一應考察さるべきものではある。然しながらその一つでもが決して根本的のものではない。總ては單に、それが發生し得るの危險性を有して居るに過ぎない。

若し人が外泊の各場合を不眞面目に且形式的に類別するならば。若し敍上の結果が發生するとすればそれは、制度（Massnahme）の不眞面目ではなくて、寧ろ之を取扱ふ人（handhaben）にありと謂はねばならぬ。

囚人に外泊を與へる可能性から累進制度に一育成手段が生じる。この育成手段は、假出獄以外殆んど追隨するものゝない位、**囚人が自己を破滅せんとする時囚人の意志に加擔してその破滅を抑制する力を增ふのである。**

第二のもの、卽ち假出獄の如きもの以外の育成方法にあつては囚人が在來の自己を滅却し新たなる自己の進歩の爲の努力へと向ふ意志を釀成する事は殆んど出來ない。囚人を自由の天地に於ける生活に堪え得るやうに爲すべき力が、彼の中に呼び覺され開かれる手段、此の手段が又囚人の假出獄への過渡を、累進刑罰執行の組織的末項として採り、且最も有意義なる目的——卽ち、刑期は法律破壞者の社會順應再歸の爲に必要なる以上長期に渡る事は出來ない事——に接近する事が出來るであらう。

勿論外泊第一夜に再び「撚を振す」事を知り、若しくは信じ得らるゝ如き囚人に外泊を與へる事は出來ない。これと同樣なのは囚人がその外泊明けに再び自ら進んで服役せないと信じられる場合である。然し、單に極僅少の囚人のみ再び自ら進んで歸所するものであるとの解釋は、刑務所の生活を誤解してゐるものである。義務及び名譽觀念は、刑務所に於ても一般社會と同樣の程度に存在してゐる。而して團體精神は、多くの場合遙かに立優つてゐる。外泊は囚人に對しては有信證明であつて、只稀の場合その信賴を裏切るものに過ぎない。それは兎に角、外泊を與へるには非人格的官廳例へば檢事局又は裁判所がなすか、或は人間として囚人に對してその地位上與へられた人的牽聯を有する刑務所長が行ふか否かは心理的に大なる逕庭がある。

謂ふ迄もなく外泊を與へらるゝ囚人は、刑務所に於て最上級に認して居なければならないであらう。卽ち、何を措いても刑務所

の高壁内から外出する判定を爲し得るには、少くとも囚人はその性格の中に今や秩序的にして合法的な生活を營む意思及び適格を有するとの必要な保證を呈示しなければならないであらう。プロシヤに於ては囚人は刑期の一定最小限經過後でなければ最上級には遙する事が出來ない。それ故に餘りに尙早の刑罰緩和や育成案破壞の處れは、自ら止むのである。

然しながら此の制度は、禁錮囚に限る必要はないであらう。同樣に又懲役囚にも及ぼす事が出來るのである。

註　獨逸では懲役と禁錮とは社會的非難に雲泥の差がある。之は監獄の種類の所にも逃べてゐる樣に今日の行刑思潮には適しない事であるが慨かはしくも獨逸人達は蒼い傳統から全く脫却し得ないのである。

懲役囚にあつては、その經濟的及び家族的生活に對して刑罰の惡結果が前者以上に重大であるのである。それ故に刑期が長くなれば長くなる程、より强く脅かす疎遠から保護さるゝ事はより必要な事である。若し刑務所が、懲役囚に付その改心が眞面目であるとの確信を得たならば、彼に市民的生活に至る道に歸る事を不必要に困難ならしむるは不正であり且不賢明であると謂はなければならない。

外泊の要件を州議會の決議のやうに狹く定めやうとする事は、賢明の策ではないであらう。囚人は彼に置かるゝ信用を感ずる事を要件としなければならない。それ故に渴望せられてゐる目的、**卽ち信用を得るに到る事は、種々雜多な後に吟味し得ないやうな表面的條件の成就によるよりも、遙かに依據するに足るものである。**又囚人を休暇理由の組成に誘惑しないやうにせねばならない——唯一の標準は囚人の人格的信用でなければならない——又之は育成目的に役立つであらう。若し刑期を完了せんとする囚人が一日又は二日自宰者（sein eigener Herr）卽ち或る特別の外部的目標に拘束るせらゝ事ない只一回の機會でも持ち得るならば、——確固に定められた自由刑のお蔭で、吾々の刑罰執行は正に甚だしく硬ばつて動きがとれないのである。囚人に精神的充塡をよりうまく適應せしめ得る爲に、寧ろ行刑は更に彈力性を要するのである。唯一の外部的必要なるもの、卽ち正當に要求し（且吟味し）なければならないものは、間然する所なき宿泊所の報告である。

差迫つて必要な外泊は次の如き種類の外泊である卽ち囚人はその刑期の終り頃に當り彼の市民的存在を再び建設し且つ仕事に有り付からと思ふてゐるのに餘りにも屢々此等囚人に對する仕事の周旋が困惑に遭着するのであるそれは慘悲深い勞働供給者と雖、彼が雇はふとする人をまづ一度見たいと謂ふからである。若し囚人に外泊の間に自分自身を紹介する機會を與へるならば。之が爲に釋放者保護は一種の重大なるものを先取する事になるのである。

何日毎に、そして何日間位、敍上の外泊を與ふべきかの問題は同樣に用意周到に愚量せられねばならない。半年毎に四五日といふ所がまづ正當なところであらう。**外泊は單に恩典であつてはな**

らぬ。卽ち刑務所長の慈悲心にかゝらしめらるべきものではない。

第三級の人格的條件を充たした囚人は、仮上の休暇を請求する權利が與へられなければならない。責任を重んずる人を育成する之單にその人格を實現する限界の中に。信用されておかれた場合のみ可能である。

同樣に外泊が原則的に囚人の刑期に加算せらるゝ事は、累進制度に於ける育成方法として外泊を價値あらしめる爲必要缺くべからざるものではある。原則的、換言すれば加算せざる場合も亦あり得るのである。

斯くして外泊賦與の濫用に對する最上の校正器となすのである。

斯くの如き戒心の下に與へられた外泊には、氣遣はるゝが如き刑事裁判の軟骨化 Knochenerweichung は毫も附隨しないであらう。之に反し、外泊は吾々が囚人に懸けてゐる精神的要求を增大せしめるであらう。外泊から進んで更に拘束の境地に入つて來る事には、慥かに少なからざる自己抑制がかゝつて存するのである。然かも正に之は刑罰執行に於ける育成思潮の圈内に存するのである 卽ち、性格を强め且確固とし、人間をその自由に於て正しき行爲を爲すやうに育成する事である。

——獨逸議會は行刑法草案の討議をはじめた。希くは議會が、プロシヤ州會の價値ある此の決議に同意し、而して又新法律に囚人の外泊の一項を認められん事を。

そして其の後私はゲンツ博士から何等の便りを受取らない。私はよりよい結果の報告を本誌を通じて諸士に傳達するを得る事を行刑界の爲め獨逸の爲め希望して止まない。

○刑務敎化

囚人の社會復歸、卽ち育成はソヴイエト・ロシヤの行刑を通じての主義であり、近代行刑の齊しく認むる理想である。然し抽象的の主義に於て一致するもその採る手段方法は大いに異り得る。ソヴイエト・ロシヤに於ては刑務作業に「ハワード」の含ましめた倫理的意味を全然排除してソヴイエト・ロシヤの國是を之に代らしめたのである。(註 本著第八十六頁以下參照) 卽ち勞働義務は共產主義的經濟組織の基本と爲すべき良民資格だから之を囚人に訓育するのである。之と同樣にソヴイエト・ロシヤは刑務敎化から宗敎的意味を除去した。如何にソヴイエト・ロシヤが國是として宗敎を驅逐したとはいへ、迷信と共に凡ての宗敎を人間界より排斥する事は出來得べからざる事であつた。之世界は勿論その當ソヴイエト・ロシヤすら然る處である。私は革命後のクレムリン宮殿に並ぶニコライ堂の如何に多くの信者に充され、のみならず行人の殆んど凡てが必ず之にギリシヤ敎式の大袈裟な禮拜を爲すかを目擊して著者の謂はんとしてゐる宗敎の感激を受けたことであつた。然ればとて迷信は囚人を社會的に復歸せしむる役には立たない。著者の宗敎に對する觀察は私の最も尊敬する所であつて著者の如き立場にあつて初めて能く爲し得るところであらう。私の讀了した宗敎の書は一にして足らない然し本著の如く感銘を與へられたものは他にないのである。我國には監獄內に敎誨の問題があるのみならず外に世界の嚆を受くべき宗敎法案がある。私は宗敎に對する著者の見解に依つて我々の態度を明かにし度いと思ふのである。私が本著の一讀を勸むる一の理由である。その學校敎育と社會敎育とについては單なる監獄敎化ではない。一般の敎育家達が著者の如き見識と理解とを以て世の子弟を育成して行つたならば此等子弟はどんなに幸福であり得るかを思はしめらるゝ。爾來我國は敎育に關する書籍は數に於て世界第一に達してゐるとの事である。又しかく一朝にして敎育論評家になり得るとの事である。之敎育がその範圍の廣汎なる一證左ではあるが敎育が關聯を有する一に通じてゐやうとも他に足らないものは少くとも敎育の根本的解決には甚だ遠しとせねばならぬ。本著が敎育專門家の絆を蒐めそれ等の及び得ない卓見にまで到達してゐるのは實に私の端倪せしめらるゝ處であつて世と共に之を頒つことを希ふものである。

○

以上は私の感じた一二を記述したに過ぎない然し之以上見ての言を弄するより寧ろ讀者諸士が本著を讀まるれば凡て足るものであるから私の愚感などはよい加減にして止めることにする。唯本著中の社會との接渉や懲罰等についても敎上と異らぬ感銘を與へられた事を附記し、その中に人としての處遇が囚人を救ふ唯一の正道なりと到る處で著者が絶叫してゐるのを紹介し度いと思ふ。そして最後に今一度受刑者を人として働かしめ、人として修養せしめ人として能率を發揮せしめる 要するに人として人らしく取扱ふ行刑が本著行刑上の諸問題であることを繰返して此の稿を終る。



(昭 四・三・二一)

宇都宮刑務所を觀る

富井生

三月六日、宇都宮刑務所を參觀した。町はづれの粗末な民家の通りをぬけて靜かな郊外に出た所に忽然ハイカラな建物がある。低い二本の石柱、その上に平べつたい箱型（？）の電燈を乘せたのが門代りの入口である。私を乘せた車夫は何の氣なしに車を乘り入れて玄關にかゝらうとせしに、一看守は蒼惶追ひ來りて車を戻せといふ、なるほど石柱の傍に交番のやうなものがあるのだが、門衞所が有らうとは誰しも一寸氣が付かぬ事ほど左樣に會社めいた構である。

廊を隔てた隣室は、圖書庫及び二箇の個人敎誨室で、此等の室に接した前方は八間に十二間半の敎誨堂で、佛室を併せて百一坪である。堂内は目立たぬ程の勾配で後上りに床を張られ、六百有餘の椅子席が配置され、シートは部厚な綿づめで柔かく、着席せぬときは引上げ、着席するときは卸すやうになつてあり、椅子の脚は鑄物製である。各椅子の背部には番號がつけて、一寸劇場と同型で、恰好も好く、坐り心地は申分がない。天井にシヤンデリアあり、周壁に意氣な電燈が取り付けてある。音の反響を防ぐためには最も注意を拂はれてあるさうで、敎壇の外にはオルガン、蓄音器、盆栽が体裁よく置かれ、活動映寫の設備も整ふてゐる。素人の私には天井が低いやうな感じがするが、あれで多期暖爐を備へ、又時に應じて種々の繪畫でも壁間に掲ぐるやうにしたらば、完全な敎誨堂であらうと思はるゝ。尙此外に二三十人位を容れらるゝ室が有つて、これは他日學科の敎室に用ゐたい豫定だそうである。以上が階上で、階下が文書會計所長室戒護と作業用度建築等の事務室になつてある。

職員理髮室は割合に立派だが、看守休憩室にも少し上品で柔かい感じをもたす裝飾が有つてほしい氣がする。

舍房工場檢身室いづれも採光は十分で清楚にして快適を感ぜしむる。たゞ舍房の便所は古風過ぎはしないか。病舍、獨の運動苑や、プールなど中々しやれてゐる。

當所の作業は製叺、疊糸等の外は普通何所にもある種類のものだが、將來は牧畜を盛興する豫定と聞き及んだ。

私の參觀したときは收容者三百五十、有賞者三十餘、懲罰中の者輕屏禁一、疾病休養者八とかいふことであつた。

追々構内に植樹されればなことであらう。何から何まで新しい建物が整然と配列し、すがゝしい感じである。これさいはんかたなき有樣である。

が收容者の氣分にどれだけ好き影響を與ふるか想像に餘りあるのである。さて工事も濟みてこの新築刑務所に清明な氣分をもちて收容せられてゐる人達に對しては、これからは一層敎化を加ふべき順序である。しかるに昨年十二月の末より今に次席敎誨師が欠員のまゝであるのは何うしたことであらふ。私は別段立入つてお聞きしなかつたからその事情は勿論知りませぬが、收容者は減じたとはいへ、三百五十もあるのではないか、敎務の必要を眞箇に期待せらるゝなら何で補充を急がないのか。

外形の備は則ち可なり、獨り内面の施設に寬なるが如き嫌ひある點は、私は怪疑と遺憾を禁ずることができない。

當所釋放の單獨歸鄉者は全部、下野尙德會又は當所の吏員が付添ひ停車場まで見送るさうである。

楠原師の御案内で保護機關尙德會も一見したが、本縣では聯合保護會を廢してから尙德會が、その代行をしてゐるさうであるから當日收容者は僅かに二名ではあつたが、外に一名の通勤者ありて場内に印刷工場を經營してゐられて、會の用務は可なり多忙と察せられる。當會も立派な新築で、これ程の建物が要るものとすれば民間施設の保護事業は財務擔任だけでも樂にはゆかぬと感ぜざるを得なかつた。

矯正図書館

講演 紙上

支那見聞談『二』

黒川渉氏談

監獄は是は行きなり往つて見ても見せて呉れませぬから已むを得ず領事館から紹介して貰つて參りましたのであります、監獄も支那の裁判所で判決を受けた支那の本來の監獄と、それから租界内の裁判所で判決を受けた監獄と二つ在るのであります、租界内の監獄は又共同租界と佛租界とに依つて一つ宛別に在ります、而して共同租界の中より外國人許りを入れる監獄と支那人ばかりを入れる監獄と別に分れて居ります、正木書記官も歐洲出張の途次上海に御寄りになつて是等も十分御視察になつて行かれたことに聞いて居ります、私は專門外のことでもありますし極く忙しい間にちよつと暇を見て行つたのでありますので十分詳しいことは見て參りませぬ、斯様に歸つて刑務協會で御話を依頼されるといふことが前以て判つて居りますならばもう少し詳しく見て參れば宜かつたと後悔して居るのでありますが、往つた序だからどんなものか外形位見て來た方が何かの足しになるだらうといふ位の考で往つて見たのであります、でありますから今日此所で御話するにも刑務所を能く見て來て御話すれば宜かつたと思ひますが、悲しい哉極く雜つと見て來たので何も御話する材料が無い、演題も「支那見聞談」といふやうなことにして御茶を濁したといふやうな次第であります、租界内の刑務所には今申しましたやうに支那人だけ收容するものと、外國人だけを收容するものと、勿論治外法權を有つて居る外國人は各自國の領事裁判官に依つて裁判せられるのであります、從つて今申上げた刑務所には入るのではありませぬ、日本人ならば領事館の前に監獄がありますから其所に容れる、亞米利加人も英國人も略同樣であらうと思ひます、中には本國の刑務所に持つて行くといふのもあります、亞米利加の方は比律賓の監獄に持つて行くやうに聞いて居ります、外國人と云ひましても治外法權を有たない者を容れる監獄であります、此方は見る機會を失しまして支那人だけを容れる監獄を覗いて來ました、是は共同租界に在ります關係上日本の新式の刑務所と建築其他總ての設備に於て變つた點はないやうに思はれます、極く刑務所の敷地といふものは狹いので、全部殆どアスファルトで固めてあつて樹木は殆どありませぬ、相當町の眞中にありまして狹い敷地に持つて行つて四階か五階位の建物を建つて居ります、其所の典獄は英國人らしうございました、看守は多くは印度人を使つて居りますが、少し重も立つた者になりますと大抵英國人であります、何でも支那人は千四百人位入つて居るやうな模樣でありました、さうして監房なんかは非常に狹いのであります、ちよつと覗いて見ましたが先づ二疊敷位の所に三人位入つて居ります、大きな部屋は餘りないやうでありました、單獨に容れて置く監房といふものは全然無い、三人、五人、七人といふやうな風に容れて居りました、それは說明して曰く二人一緒に容れると逃亡する虞がある、三人容れて置くと逃げやうといふ相談が出來ても仲間割がするからさういふ意味に於て三人とか五人とか七人といふやうな數にして一部屋に容れてあるといふことでありました、而して支那人は御承知であるか知らぬが普通寢るには日本人のやうに床の上に蒲團を敷いて寢るのでなくして皆寢臺に寢るのでありますが、此刑務所には寢臺はありませぬ、板の間に直ぐごろつと寢るらしいのであります、少し刑罰の重い者になると三人が足枷を嵌めて連結されて居る、中には手錠を嵌められた儘監獄に入つて居る者もある、勿論あれでは橫になつて寢ることは不可能と思ひます、夜寢る時には蹲んでゞも寢るだらうと思ひます、晝間は起つて居るのか或は吾々が通るので起つて居つたか知れませぬが吾々が見た所では皆足枷を嵌めて立つて居りました、それから工場等を見ましても別段日本と變つた所は見受けなかつたのであります、唯だ比較的動力といふものを旨く使つて居るといふやうな感を受けました、所謂手先でやる仕事ばかりでなくして機械力に依る生産事業といふものが小さいなりにも割合に能く設備が出來て居るやうに見受けたのであります、それから炊事場の方を覗いて見ますと是は日本人では迚も食べられぬやうな食物であります、御承知でもありませうが支那人は非常に粗食であります、普通勞働者でありますと上海邊りで

一日五錢位もあれば飯だけは食つて行けるといふ位であります、何を食ふか知りませぬが米が主もなものであるだらうと思ひますが、兎も角も非常な粗食であります、刑務所のものは全く南京米のひどいものに何か野菜の潰物らしいものがばらつと飯の上に掛かつて居るだけであります、米の色も日本のやうに精白されてゐない關係かどす黒いやうであります、又炊方も違つて日本人は釜に重い蓋を置いて蒸氣が中に籠つてさうしてむれるやうにして軟らかく御飯が出來るやうになつて居りますが、支那人の炊方は蓋を取つてしまつて沸湯の中で飯を攪拌ぜて重湯が出來ると皆汲つて外に棄てるやうな炊方でありますから出來上つた飯はぼろ〳〵になつて居ります、さういふ風な炊方の爲か知りませぬが、吾々が見たのでは迚も食べられぬやうな飯の上に菜葉が一握りばかり掛つて居るといふやうな狀況で、若し日本人が彼所に入つたならば忽ち榮養不良になつて夜盲でも起すやうな風に感ぜられたのであります、併し元々粗食の民であるからそれ位で相當の勞働をしても健康は維持して行くらしいのであります、唯だ支那人は特有の衛生思想が無い爲に黴毒と結核といふものが非常に多いらしい、又一面には阿片を喫む者が澤山居る、斯ういふものが居る爲に此監獄の衛生上に就ては大分頭を惱まして居るらしいのであります、さうして黴毒の手術等をやる部屋もちやんと立派に出來て居りますどんな亂暴な手術をやるか知りませぬけれども兎も角黴毒患者の手術をするといふやうな部屋等も特に出來て居ります、斯んな所位が私の眼に看いた所であります。

今御話申上げましたのは租界内の刑務所であります、それから支那の刑務所にもちよつと參りました、是は領事館の方で支那官憲に紹介して貰つて日を極めて參りましたのでありますが、其日の午後は少し調べる用がありましたので大分時間が遲れまして、午後五時迄が監獄の勤務時間であるからそれ迄に來て貰ひたいといふことでありましたが、上海の市街から郊外に入つて大分遠い所で往くにも大分手間が取れましたし、午前中の仕事が豫定よりも時間が狂つた爲に向に着きましたのが四時過ぎて居りました、それから領事館から貰つた紹介狀を出して門衞に渡したのであります、領事館から一人日本人の警察でしたか巡査部長でしたか少し支那語を解する人が隨いて行つて呉れまして、さうして往つたのであります が、周圍は日本の刑務所と同じく煉瓦で高い塀が築いて大きな鐵の門がありまして外見上日本の刑務所と餘り變

らない、先づ其門の所で紹介狀を出しまして案内を請ふたのであります、所が十分經てども二十分經てども音沙汰が無い、見て居りますと丁度監獄の脇に小さな川があります、それに何所からか石炭を積んで來て囚人が其石炭を刑務所内に運んで居ります、日本の刑務所もさういふやうな狀況は同じであります、さうして二人宛鎖で繋がれて天秤棒で石炭を運んで居る、其狀況を見ながら待つて居つたのであります、三十分位經つてやつと中から出て參りまして何と云ふかと思ふと、支那の方から何等の紹介が此方にまだ來て居らぬ、だから御斷りする斯ういふ譯なんであります、けれども今ちよつと名前はどこでありましたか忘れましたが、其書面には日本の斯う〳〵云ふ人が刑務所を見に行くといふことであるが何日何時迄に御出下さいといふことが當日の日本領事館に宛てた所の書面に書いてある、其書面を持つて往つた所が、そちらの方から何にも書面が來て居らぬから御斷りをする、それからまあ附いて居つた領事館の人が大分色々交渉して、彼是其交渉にも十分か二十分位掛りました、摺つたもんだの揚句でやつとそれでは御出で下さいといふことになつた、約四十分か五十分近く監獄の門の前で立ん坊をさせられたのであります、其間に見て居りますと石炭を刑務所の中に運んで行く囚人がある、又刑務所の門の所に色々の物を持つて來て、さうして丁度醫者の藥局口のやうな窓がありまして、其窓から盛に包を入れたり出したりして居ります、見て居ると大きな蒲團を持つて來て其中に入れて居る是は恐らくは差入れであらう、併し此所は未決はない既決囚だけが收容されて居るといふ話を聞いて來たのだが蒲團だの色々の包物を入れて居る、どうも訝しいといふやうな感がしたのであります すそれから待つて居る間に見て居りますと其門番をして居る看守の勤務の交代時間が來たらしいのです、向から一人の看守らしい者が來て敬禮をしてさうして今迄門に立つて居つた人の帽子を借りて冠る、其人の持つて居つた所の銃を借りて、彈藥の入つて居る物を外して貰つて其所で武裝を調へて交代するといふ狀態で、其服裝は日本で云ふと吾々が錦繪で見る御維新當時の官軍といふやうな服裝をして居る、而して中に入つて見ますと看守は靴を履いた者もあり足袋赤足の者もあり、草履を履いた者もあるといふ狀況で、看守の服裝等も隨分ひどいものであります、それから其所の典獄と云ひますかさういふ人に會ひましたのでありますし、何分通譯が十分話が出來ないのでありますし、時間がさういふ次第で切迫しまし

た爲に急いで見て參りましたが、人數は千百人許り居るといふことでありました、其所の監獄の建築は日本と殆ど異らないのであります、矢張り放射狀と云ひますか監房が三つか四つ放射狀に建つて居りまして一箇所に見張りをして居れば全部の房が監視が出來るやうな建物になつて居ります、けれども其建物たるや木造でありますがひどいもので、まあ上海邊りは比較的氣候が暖いといふことでありますから差支ないか知らぬが、冬になつたら寒くはないかと思ふ程風が自由に這入り得るやうなことになつて居りました、此所の監房には皆寢臺がありまして、中には寢臺に蒲團のあるものもあり、全く蒲團なくして板の寢臺だけのものもある、「アンペラ」が敷いてあるものもある、それから工場に這入つて見ますと服裝が區々で色々の服裝をして居る、監獄の門の前で見て居つた時には氣が附かなかつたのでありますが、石炭を擔ぐから汚い服裝をして居るのであらうと思つて居りましたが、中に入つて見ると色々の服裝をして居る、此所では獄衣といふものはないのだらうかと思ひました、工場も日本の工場と比べ物にならぬやうなものであります、仕事としては極く簡單なもので器械としては手で織る機織器械と繩綯器械位のもので、あとは殆ど極くさつと見て參りました、其所の典獄に質問して此所では獄衣といふものは極まつて居らぬのかと言つた所が、制度の上では極つて居る、併し何分にも經費が少くて獄衣を着せる迄に行かない、それ故に各自着物は自辨だと云ふ、それでまあ門の前に立つて居つて色々の物を差入れをしたといふことも始めて諒解することが出來た次第であります、聞きますと千人以上居る所で政府から一箇年に八百圓しか金を呉れませぬ、八百圓で千人許りの囚人を賄つて行くのであります、私は八百圓と聞いて驚いた、千人の人を一箇月養つて行くのに食物だけでも八百圓では迚も足りぬだらう、八百圓といふことになると色々の經費も入つて居るのでありませうが、それで一体どういふ風にしてやつて行くのか迚も人間業ではやれない仕事ではないかと思つたのでありますが兎も角それで何とかやつて行きつゝあるのであります、從つて其中の囚人の待遇といふものは推して知るべきで、獄衣は勿論着せられませぬ、金のあるものは蒲團も差入れる衣服も着替ることが出來るのでありますが、貧乏人で金の無い者は蒲團もない夏這入つた者は冬が來ても夏の衣服を着て居らなければならぬといふやうな慘めな狀態であり、それから阿片の吸飲者が大分澤山あるものでありますからそれが爲に

健康を害つて死ぬ人間も大分あるやうに言つて居りました、併し幾分金の剩りのある時には阿片の吸飲常習者、即ち阿片病者には阿片の入つた丸藥を二週間位飲ませるさうであります、さうして段々是を減じて行けば輕い程度の者は其內に飲まなくて濟むやうになるといふことを言つて居りますが、果して八百圓の豫算でさう旨く行くかどうかといふことも疑問ではないかと思ひます、それから病室等の設備は御話にならぬ、藥壜が棚に二十位並んで居る限りであります、それから更にひどいのは此風呂であります、支那人は日本人程風呂には這入りませぬから餘り必要はないのかも知れませぬが、千人の囚人が居るのに風呂は約二間に一間位のものが一つある限りであります、それも是は一般の監房とは離れた場所で炊事場の直ぐ隣りにありますけれども、私共が往つてちよつと見た所では一月も二月も使用したことはないといふやうな狀況に見受けられました、それから炊事場に往つて見ますと食物は共同租界內の監獄と同じく飯と菜葉だけであります、更にひどいのは飲料水であります、御承知の通り楊子江の近邊の水は殆ど濁つて居つて綺麗の水は殆どない、殊に上海附近はひどいのであります、上海の租界に居る人間は濁水を水道の水源地で明礬を入れて綺麗にして濾過して飲んで居ります、此監獄に於きましては水は何かといふと、刑務所內に小さな池があります、其池の泥水を飲んで居りました、極最近上海の或る富豪が千圓の金を寄附して呉れた、其千圓で以て此濾過器を造りました、極く簡單の大きなタンクを造りまして手汲ポンプでタンクの上に水を揚げて砂を通して濾過して飲料水に使つて居るのです、是が出來る迄は其池の水を其儘飲んで居つた斯ういふことを云つて居りましたが、日本人では其濾過した水は綺麗に色は取れて居りますが其水を飲んでも直ぐお腹を壞すであらう、又飲むといふ氣が出ないであらうと思ふ、さういふ水を千圓の金を掛けて濾過器を造つて其水を飲んで居るといふやうな狀況でありまして、日本の刑務所を見て居る眼から見ると殆ど動物を扱つて居ると云つても差支ない程度と斯う思ふのであります、まあ最近治外法權撤廢といふやうなことを支那人が叫んで居りまして二三の國は治外法權を撤廢するといふ條約を締結したといふやうなことも新聞に見えて居りますが、日本人も地理的關係から彼の地に澤山住んで居る、上海等には二萬人から住んでるといふことでありますが、若し治外法權が撤廢されるといふことになつたならば日本人はあの支那の監獄に這入らなければならぬ

ぬかと思ふ上となか〳〵洽外活機撮影も出來ないではないかといふ感が致しました、日本人があの刑務所に還入つたならば、二週間經たずして健康を害するであらう、迚も永く健康を保持することは出來ないであらうと思ひました、唯一つ私が面白いと思ひましたのは、其支那刑務所内の工場で極く簡單の印刷をやつて居ります、所が其印刷は全部宗教書ばかりであります、一般印刷物はやらない、それは刑務所長が一般の物を讀ませると教化上面白くないことが多いので此所では宗教書の印刷外には印刷をさせぬことにして居る、そこで印刷に從事する人間は毎日仕事をして眼に觸れるものは宗教書であるといふと仕事をやりつゝ一方に教化の實を擧げるといふやうな結果になつて來るから宗教書以外の印刷はさせぬことにして居るといふ話でありましたが、是は非常に面白いことであると思ひました、支那の刑務所に就てのお話は極く雜つと斯んなものでございます。

其外一般に私が上海、南京、漢口といふやうな都會で特に眼に着いたことは、支那の婦人はまあ私共が見て能く解りませぬが、三十代以上の若い人は全部殆ど漏れなく斷髪と云つて宜い、日本ではモガとか何とか云ふ言葉がありますが、支那に往つてはモガが普通であります、面してお吾々は子供の時代にチヤンコ〻と云つて長い辨髪をして居る人間は旅行して居る間に一人も見受けませぬでした、上海近邊の婦人は皆スカートが短い、此邊のモガと殆ど變りはない、尚ほ一層東京邊のモガよりも輪を掛けたモガであります、漢口は是はまあ上海から六百哩程楊子江の上流で相當支那の奥へ這入つた所であります、是はまあ第一次の革命が對岸の武昌から起つたといふやうな關係もあるのかも知れませぬが、色々外部との接觸が少ない割合には女の模樣等は非常に進歩的と云ふか進取的であります、吾々の頭に子供の間に教つた支那の婦人の纏足といふやうなものは上海邊りでは殆ど見受けられませぬ、極く年寄つた者が纏足して居る位で、上海の街を潤歩して居る者はモガで、短いスカートでエナメルの靴を履いて堂々と歩いて居る、漢口の方に行きますと大分三十位の婦人の纏足して居る者が目に着きますが、それでも皆斷髪をして居ります、さうして私共の感じた範圍内に於ては日本の婦人よりも支那の婦人は進取的であるといふやうな風に感ずるのであります、或は電車の中、汽車の中で見ましても日本の婦人のやうに愼ましやかだといふやうな所は非常に少いやうでございます、漢口でストライキの起きた時に勞働者の先頭に立つてデモストレーションをやつた一支那婦人は裸体の儘でデモストレーションの先頭に立つて一軍を指揮したといふやうな事實があるさうで、どうも支那婦人は一般的に言ふならば男よりも女の方がもう少し進歩して居るのではないかといふ風に感じました、先程お話しました上海地方法院の院長は只今では男でありますが、其前は女でありました、裁判所等に行つて見ましても殆ど書記課の一人は、タイプライターを打つ者は別でございますが、書記課に一人必ず女が居ります、あれは一体書記であるか雇であるか判りませぬが皆ハイカラの女が必ず一人は居るやうであります、割合に日本に比べますと支那の婦人の方が社會的には日本の婦人よりも一歩踏出して居るといふやうな感を受けたのであります。

則近大田刑務所長逝去

朝鮮大田刑務所長則近喜代熊氏は去る三月十五日死亡した。その在職中行刑事業に盡すところ不尠、痛惜に堪へざる次第である。左にその履歴を記す。

本籍山口縣吉敷郡山口町大字中讀井五七番地、明治六年十一月一日出生、明治三十一年五月十一日任山口縣監獄書記同三十二年七月一日兼任山口縣看守長同三十四年三月三十日文官分限令第十一條第四號に依り休職同年四月十日復職同三十六年四月一日任看守長光武十一年七月三十一日補囑大韓國政府警務顧問補佐官補明治四十年八月三日任理事廳警部韓國内部所管に係る行刑事務を取扱ふ同十一月一日勅令第二九號に依り韓國警部となる隆熙二年一月一日任法部主事韓國行刑事務内部より法部に移管せられて引續き同事務を取扱ふ明治四十二年十一月一日任統監府司法廳屬韓國行刑事務を日本政府に委任せられて統監府屬として引續き同事務を取る明治四十三年十月一日任朝鮮總督府看守長大正二年七月二日任朝鮮總督府典獄昭和四年三月十五日敍從五位陞敍高等官三等二級俸下賜

▽敍勳辭令△

敍正七位

保健技師　從七　黒田啓次（三月十五日）

敍勳七等授瑞寶章

作業技手　勳八　長倉喜好（三月三十日）

●三月號正誤

御大典記念當選懸賞論文第一部二等當選者中長谷川長十郎とあるは長谷川清十郎の誤植でありました、此處に作者に謝すと共に訂正いたします。

久留米絣に就て

長崎　武藤勝次

目次

一、久留米絣の起原
二、現代の久留米絣
三、刑務所作業としての久留米絣
(一)刑務所作業としての久留米絣
(二)久留米絣號數決定標準
(三)久留米絣の科程に就て
イ、科程の不當
ロ、他の科程に及ぼす影響
ハ、科程引上の經驗
ニ、結論

一、久留米絣の起原

筑後の井上傳子が久留米絣の發明者であることは小學校の教科書に出てゐるので天下周知の事と思ひますが、同女は天明八年十二月二十九日（今より百四十七年前）福岡縣三井郡通外町に呱々の聲をあげたのでした。傳子は或る日不圖自分の洗い晒しの着物に點々特に色褪せた所があつて斑紋が出來てゐるのに氣づいて好奇心にかられ早速其の衣服を解き放し糸の黒白相交錯せるに氣付いたこれが絣發明の端緒となつたのです。即ち傳女は之に做ひ白糸を絞結びて之を藍に染め乾いた後で其の絞り糸を除きさて之を機上に上せて見た所が白い斑紋が數百點滑かな布面に現はれて茲に一つの珍奇な新織物即ち所謂久留米絣が出來上つたのです。

二、現代の久留米絣

所が久留米絣創業時代は意匠も種類も至極單純で、雪降り或は霰織り等が主で（もつとも傳子の織つたと稱する繪絣は相當精妙なものではありますが今日とは比較になりません）所謂井上傳子創業に成れるものは染織上手數を要せざるものゝみを撰み、用途も主として春夏の間に於ける着尺物として歡迎せられてゐたものでした。それが漸次發達して小絣相中絣等大いに社會の嗜好に投ずる様になり用途も現今では四季何れを問はず賞用せられる様になつたので各當業者は意匠に重きを置く事となり從て其の種類も中々多くなつた今其の細別を擧ぐると大略左の通りであります。即ち

相中。小相中。玉霰。白中。紋絣。蒲團絣。絹絣。縮絣。

等にして其の複雑は畢竟意匠の進歩發達より來たもので、殊に各地各種の織物界に於て種々の新柄を撰出しつゝある刺戟を受けて一層嶄新な柄合を製出せんことに努め現今では專門の技師によりて大いに研究を加へ其の製品に一層の光彩を添ふることに努力し今や福岡縣筑後二市五町北筑の一部機業家の竈口豐かに賑ひを呈し同地方織物經濟界の基礎を確立せしめつゝある今其の生産題を見れば實に左の通りであります。

年次	生産反數	工賃	價格
大正十三年	一、七二八、九一八反	二、〇四四、六九六圓	一〇、五〇七、三三圓
大正十四年	一、七二四、一四四反	二、一一七、六三三	九、一九〇、七五圓
大正十五年	二、〇二七、九五八反	二、三六、四五三	七、六五五、一四二圓

三、刑務所作業としての久留米絣

刑務所に於ける絣織物の始期――我が刑務所作業として久留米絣織の開始せられしは實に明治三十九年十一月當時の久留米分監にて最初委託作業として開始せられ翌四十年十一月には受負作業として十時間科程僅かに甲八錢乙六錢五厘にて織出する事に契約され其の製出する絣も單純なる紋絣又は霰絣位でありつた。

其後四十一年度に入つて福岡佐賀等の各監獄より漸次九州一圓の作業となり今や中國、關西、關東より遙か海を踰えて朝鮮關東州臺灣の各刑務所に及び內地の刑務所五十朝鮮二十四といふ有樣で殆んど久留米絣に緣のない刑務所はないといつてよいのでありまして、之が受負契約人も其數九十四人といふ數に達してゐます之等各刑務所より最近三ケ年間に生産せる數量を調査すれば實に左の通りであります。

年次	生産反數	工賃
大正十三年	五五一、一〇一反	九四五、九六四圓
大正十四年	六〇二、四一六反	一、〇三一、〇三六
大正十五年	七九一、四七一反	一、二三三、三二二

右の如き莫大なる反數と多額の工賃を支拂ふに至り居るを認められ尙ほ我が最近に於ける刑務所作業收入高を調査すれば左の通りであります。

	大正十四年度	大正十五年度
內地刑務所作業收入高	六、三三〇、九〇〇圓	六、五六四、〇八四圓
內受負業總計	二、四九九、九七九	二、五〇五、八八
內機織工	一、〇七七、五六八	一、一七五、二七五

右作業收入高は內地刑務所丈の收入にして且つ機織工とせる以上此の內には各種の機織工賃を含むべしと雖も

前表刑務所生産反數及工賃等參酌して機織工賃の八九割は優に絣織工賃なる事は想像するに難くないのであります。

四、刑務所作業としての久留米絣の價値

然るに刑務所作業の價値について職業訓練といふ方面から見れば、女收容者に對するものとしては格別苟も收容者に對しては餘り感服した作業ではないのでありますが、世界の大勢として受負作業を全廢して官司作業を實施するといふ如き大改革は之を國家財政の上から見之を受刑者の年齢刑期其他の弱點より觀察し考ふれば此の理想的制度の改革は寧ろ空想に近きもので近き將來に於ては實施不可能の事と思料されますされば、吾人刑務に從事する者は須らく現在の制度を有利に利用すべく研究考慮し以て賃金の增收を計り一面彼等が釋放後如何なる作業に從事するともそれに全力を傾注する樣仕事に對する勤勉の良習慣を與え以て行刑の眞意に副はしむる事は當然の職能かと信ずるのであります。此の意味に於て私は平素の所感の二三を指摘し以て識者の御指導を仰がんと欲するのであります。

五、久留米絣號數決定標準

久留米絣受負契約上に於ける工賃の高下と就業者の作業科程の量定とは主として號數の區別に依り左右せられて居る從て此の號數を有利に決定するか否かは工賃增收上並に就業者の科程了否の問題に至大の關係を有して居ります故に之が大體標準に就ては大正十五年十月行刑局長行甲第一五七四號を以て號數決定は其の契約摘要條項に於て主として經絣の結數及經歩の大小緯絣種類並に通數に依り定むべく明示されてゐるから大體に於ては之に依りて決定し得るけれども現下絣織界の趨勢は前述せる如く日に月に嶄新なる柄合を工夫して需要に充てんとしてゐますから特に注意すべきは新柄案出時に於て既に刑務所號數決定標準を含込みて絣の通數貫糸の具合等を參酌して號數引下げを工面し以て賃金低下を計れる結果實物の通數等を數ふれば多くは四十九とか五十八、九と謂ふが如き通數のものまでありますが如斯の工面せる結果通數柄模樣等に於て下級號數に決定されて居るものが實際卷方織方等に於て非常に困難を來し往々工場に於て號數決定上に就き受負代理人對工場擔當若しくは就業者の間に面白からざる感情の衝突を來たす事があるのであります。

故に此の弊害を除去せんとせば、先づ大體に於て本省通牒を基準とすと雖實際彼等の製織する狀態を精密觀察

すると共に勘なくとも左に記載せるものは精密ならざるまでも本省指示の契約摘要條項の裏に潛む織方の難事とする所にして號數決定上相當考慮を拂ひ上級に決定すべきものと信ずるのであります。

イ、餘りに杼數多き絣――貫絣の種類が多ければ從つて杼の數は增加す此の結果自然柄模樣は複雜し大柄とて通數少なく號數は下位にあるも織方困難のものなり

ロ、丸又は龜甲作りの多き絣――立絣のある所に貫絣にて模樣を拵ゆることは比較的平易なるも立絣なき所に貫絣のみにて丸又は龜甲若くは足を作る事は織製の場合其の玉又は龜甲の位置又は立絣との釣合を取る事等に依り織方困難なり

ハ、グノメ又は引上の多き絣――立絣のグノメと並は謂ふまでもなく並が織方平易にしてグノメ若くは引上多きものは結果亂れ易く困難なり又是非引上げざれば織方不可能のものと引上げた方が結果良好なるものあり故にグノメ若くは引上げざれば織製出來ざるものに對しては號數決定上斟酌するの要あり

ニ、紺貫なき絣――貫絣のみにて紺貫なき絣は柄は比較的大柄にて號數は下位にあるも實際織方に於ては自然杼數も多き爲め杼使ひ順序等に餘程の能力を要する爲め織方困難なり

ホ、通數と柄數――通數は絣一柄を以て基準とするも實際織方に於て作る柄は之に反對する場合あり卽ち立數は二十又は三十の大柄にしても實際作る柄は之が二倍又は三倍となり自然織方困難なり

ヘ、羽數の少なき小柄物――立絣の羽數は絣一柄の中に存する羽數にして普通二羽乃至四羽なり（之以上羽數多きものあれ共夫れは大抵大柄）近時のものとしては一羽又は片羽の物少なからず其の上一羽又は二羽ものを引上げて一羽若くは片羽ものとする場合は亂れ易く殊に引上げて片羽となす場合は織方最も困難なり

以上の外錆色絣なる爲め光線の具合惡しく明瞭に絣見えざる結果織方困難なるものあり又受負人に因りては素品着荷殊毎に絣柄變更さるゝに依り、手馴れたる同一品種を織る方能はざることの甚數もの等は能率進行上蹉跌を生ずるものにして號數決定上斟酌すべき事項多々あるものと認む。故に就業者に新柄絣織製せしむるに就ては前段にも述べし如く本省標準に準據すべしと雖も尙ほ勘なくとも前各號に依り實際を研究し當業者と協定の上號數決定若くは引上詮議の必要あるものと認めるのであります。

現在同一契約條項と同一賃金とに因る刑務所間に於ても實際の號數は上記事項を斟酌せると否とに依り號數決定上非常なる相違を來し居る事認められ、之が爲め工錢

増收上の損失を招き居るは勿論從等科程の出來高に於ても非常なる幸不幸あるものを認めつゝあるのであります。故に吾人の理想として尙ほ忌憚なく謂はしむれば先づ各刑務所間に於ては以上の注意を拂ひ號數決定の公正を計り一面監督官廳に於ては直接若くは地方刑務所職員にして絣の有繼者に依囑して少なくとも年二三回各品種に付比較研究（研究方法は絣の端切差支なき所より一寸位宛切取り比較す）し是が統一を計り、而して指導の任に當られたらんには各刑務所共號數に懸隔なく延いては工錢增收の一助たらんかと思料せられます。

號數の統一を缺く結果前述の如く又は他刑務所より移送受刑者にして自己の不利益なる場合に於て往々にして受負指導者若くは作業擔當者に不平を鳴らし悶着を生ずることを見聞する斯ることは其の根本を究めざる結果にして行刑の遂行上遺憾とする所であります。

六、久留米絣の科程に就て

イ、科程の不當

輓近刑務作業の行刑化の叫ばるゝの秋に際し作業科程の適否は作業業經營上若くは彼等の釋放後勞働の基礎觀念を養成する上に於ても誠に緊要切實なるものと思考する、所が科程を定めると謂つても集團的行刑の科程である以上個々に涉り科程を計るは至難の事にして寧ろ不可能の事に屬する然れ共少なくとも其の科程なるものは大多數の者に適合する事を基準とするものであつて其の量定は與へられたる時間內は孜々切々絕えず勉勵せざれば其の分量を終ゆる事能はざる程度のものでなければならぬ若し科程輕きに失せんか彼等は作業價値を輕視して發奮せず相當の刑期中には知らず〳〵却て怠惰の惡習を浸潤し勞働の眞價を體得し能はず劇烈なる社會の勞働に伍するを得ざる結果必然的に累犯者たるの一大原因となる場合も蓋し尠くないと思ふのであります。

然るに工賃の方は時勢の經濟狀態につれて屢々變更されつゝある事を知るも絣工の科程を適度に變更されたる事を聽く事が容易にない樣である。然らば絣工の科程は變更を要せざる如く適度のものであるかと謂ふに、吾人の實際觀察感を以てすれば餘りに輕きに失してゐるものと認むる又彼等實際の叫びにしても眞に改悛せる出所者の禮狀の文中に刑務所で働きつゝあつた心持で此の世智辛ひ不景氣のどん底に伍して行つたら到底滿足な世渡りは出來ぬ二人分も三人分も働く心持で働かねば滿足な生活は出來ないと通信して來る事を讀者の中には經驗せられる事だと思ひます。

現在絣工科程が輕きに失せる結果初犯の新入早々の者が比較的老齡の者に非らざる限り現在にては各地刑務所共に平均科程の一人四、五割の科程を上げ尙ほ熟練せる累犯者の如きは優に科程外二十割若くは三十割を了して尙ほ餘力を有しながらそれ以上了しても優遇の途若くは賞與金增給の途なき爲め故意に手控え若くは餘分の製品を翌月に繰越さんとする不心得者ある事を實見することもあります。

各刑務所に於ては之を當然として作業督勵現程等に於ても斯る成績者を豫想して科程外二十割若くは三十割了者の優遇方法を講ぜられつゝあると思考する特に吾人の杞憂とする所は收容者中久留絣就業者が多數を占めつゝある刑務所作業の科程は此の絣出來高を標準とせられ居る結果自然他の一般作業科程も輕きに失して居るに非らざるかと思料せられる點があることであります。

ロ、他の科程に及ぼす影響

其の一例を示せば科程に依り製作せる官司作業の物品が徒らに時間のみを要し遂には價格に影響せる結果販賣困難に陷る嫌なき乎と思料せられる等の事は兎に角として之が爲め折角養成せんとする刑務作業の價値觀念を薄弱ならしむる虞なきや否や、又一定の時間刻苦勉勵する分量なき爲め狡猾なる彼等の中には自然偸安怠慢に流れ長き刑期中には終生拭ふ可らざる惡習慣を馴致する事なき乎を。然れ共彼等從來習慣に依る科程を俄かに加重せんが彼等の立場よりすれば由々敷問題となり、動もすれば一般業情にも關係すると共に製品粗惡に流れる虞ある理由の許に各刑務所に於ても其の輕きに失せると認め乍ら容易に之が實行を敢行せられざる傾向ありと信ずることが出來るのであります。

絣科程の輕重即ち適度を得ると得ざるとに依り絣工賃の一人平均高に如何に影響しつゝある乎を見る爲め試みに客年十月中に於ける九州各刑務所の平均工錢を見るに最高久留米少年の五八三厘次に長崎の五六二厘最低四三八厘平均五二六厘となり居り吾人の調査せる範圍の最高平均額關西某刑務所の七〇一厘に及ばざる事甚だ遠きを認む斯の如く平均額相違の原因は或は契約賃金高督勵策の良否號數決定上の可否若くは織製品鑑定上の差異等原因多々あるならんも先づ之が最大原因は科程の輕重に因る結果と思料せり即ち九州區に於ては絣工發祥地に在り乍ら六、七號の最高號數にて一時間科程四寸乃至五寸程度なるに反し右七〇一厘の關西某刑務所の最高號數一時間の科程は七寸なる事を知れり、吾人の多年經驗せる觀

念よりしても普通相中絣の最高號數一時間七寸程度は彼等に對し決して過重の科程に非らざるものと思料せり、今試みに全國絣受負各刑務所に於て右刑務所の例に倣ひ大英斷を以て改正せんか受負作業工賃に於て優に五萬十萬圓の工賃增收は大した難事に非らずして一面彼等に對しては眞に刑務作業の眞價即ち堅實なる勤勞の良習慣を馴致せしめ得べき絶對の機緣に逢着せしものと思料致します。

ハ、科程引上の輕驗

余輩常に茲に感ずる所ありたる爲め嘗て福岡刑務所に於て作業主任在任中幾多の議論を排し所長の贊同を仰ぎ一面彼等に對しては絣工科程增加の必要に就き諄々了得せしめ左表の如く從來の科程に對し約二割强增加を實行せしに左記比較表の如き成績を示したのであります。

即ち實行後最初の二三ケ月は改正科程に對しても優に從來通りの成績を上げ得べき手腕を一般有しながら故意にか製品に入念して數量の上らざることに努めて復舊の途を講じたるも到底動かす能はざるを見一面從來の優遇が作業出來高に依り漸次廢止せられるに及びて俄かに全力を傾注するに至り滿一ケ年後に於ては科程の出來步合に於ても優に平均一割五分の增率を示し又製品の良否に於ても結果良好である殊に出來步合等を改正前の科程に換算すれば優に平均四割三分の增加を來たせるを認め今にして當時の狀態を追想し寧ろ百尺竿頭今一步を進めて關西某刑務所に於ける科程位までに進め得ざりしを悔ゆるのであります。

七、結論

以上を以て號數統一並に科程增加の必要を述べ終へたるも現在各刑務所に於て區々に涉り居るものを俄に統一的に改正せんと計るも前述せるが如く、衆情若くは受負人との關係等に依り自然實行困難の刑務所なきことを保證し難きを以て余輩の愚見を以てすれば 元來受負作業科程は契約刑務所に於て科程決定の上認可を受くることは既に明文に明らかなる所なるも本作業の如き共通契約のものにして且つ數十ケ所の刑務所に於て受負ひ居る作業に於ては前段號數標準を本省に於て明示されたる如く本作業の科程標準をも一定せらるゝに於ては改正實行すべき刑務所は所謂鶴の一聲式にて何等衆情動搖等を杞憂することなく容易に實行の運びに至るものと思料するものであります。

久留米絣ノ科程

種別	細目	改正前ノ科程	改正後ノ科程
特許相中絣	糸繰	一時間 五〇匁	一時間 六〇匁
〃	管巻	五〇匁	六〇匁
〃	割込	一キノ 二分	一キノ 三分
〃	筬通	一キノ 二分	一キノ 三分
〃	巻方	一キノ 六厘	一キノ 七厘
〃	亂絣	一尺三寸五分	一尺四寸七分
〃	二號	七寸二分	八寸五分
〃	三號	六寸三分	七寸五分
〃	四號	五寸五分	六寸五分
〃	五號	四寸五分	五寸五分
〃	六號	三寸六分	四寸五分

備考 白中絣竝相中絣共右ニ準シ改正ニ付之ヲ略ス

科程變更前後ノ成績比較表

月別	改正前	月別	改正後	歩合比較
	反織歩合一製品鑑定		成績歩合一製品鑑定	改正後增一改正後減
大正十三年六月	一、三四	大正十四年六月	一、一六	一
	甲、七八		甲、八一	
	乙、二二		乙、一九	一、一七

| | | |

ものである」といふのである。この「のぞましきもの」は、どこから生れるか、云ふ、「公孫丑」

「人皆有不忍人之心乃至皆知擴充之矣」人はみんな「不忍人之心」を有してゐる。何人も心に觸れ物に應ずるときには中心から天眞に美しい點が發露する、孺子が井に落ちんとすれば、何人も思はず抱きとめるのである。たれか怵惕惻隱の意をもたさないものがあらうか、この意こそ純粹な愛他心で、人間の性である。羞惡、是非、辭讓も同樣で人にその四端のあることは、とりも直さず人間の本來の心は善であるといふことを知る事が出來るといふである。

之は歸納的な說明であるが、次に彼は、「子思」の議論に基いて、性は天の人に賦へるところのものであつて、「萬人同性」であることなかれは主張してゐる。卽ち告子篇に

「非ㇾ天之降ㇾ戈爾殊ㇾ也」といひ又

「聖人與我同類者」

と言つて、性は善で、全てのものは同じでなければならないことを演繹的に述べてゐる。而て更に之を說明して、

「不ㇾ知ㇾ足而爲ㇾ屨我知其不ㇾ爲ㇾ蕢也屨之相似ㇾ天下之足同也」と

其他口の味ひ、耳の音等々、吾人の性はみんな同じではないか？といふのである。

「仁人之安宅義者人之行路」

或は「仁者人心也義人路也」

を初め、仁義をとくところが極めて多い。之は孔子の「仁」に對し「義」をとくことによつて當時の異端者と目された兼愛主義や愛己主義の楊子墨子に對し正道を明かにしたものである。

併し仁義禮智は初めから人間の性に完全に固有するものではなく、惻隱等の心を擴充して成就するところのものである、とするのが孟子の正當派で、伊藤仁齋の說などが之に屬する。

かれは、修養の工夫については、積極的方法と消極的との兩方をのべた。擴充と養氣とは前者であり、「求其放心」こと、「寡欲」なること「存夜氣」ことなどは後者の方法である。

次にかれは、德論として仁義禮智の四をとき、就中「仁」と「義」を重した

「仁人之安宅義者人之行路」

其他口の味ひ、耳の音等々、吾人の性はみんな同じではないか？といふのである。

或は「仁者人心也義人路也」

を初め、仁義をとくところが極めて多い。之は孔子の「仁」に對し「義」をとくことによつて當時の異端者と目された兼愛主義や愛己主義の楊子墨子に對し正道を明かにしたものである。

併し仁義禮智は初めから人間の性に完全に固有するものではなく、惻隱等の心を擴充して成就するところのものである、とするのが孟子の正當派で、伊藤仁齋の說などが之に屬する。

かれは、修養の工夫については、積極的方法と消極的との兩方をのべた。擴充と養氣とは前者であり、「求其放心」こと、「寡欲」なること「存夜氣」ことなどは後者の方法である。

新坊ちやん物語（九）

練習所から歸るとすぐに出張……同期なじみのKと汲みかはす……とんだ秘書役……惡宣傳をおそれて忍び合ふ同僚……買かぶられてゐる親指の主……泣いてグループ入り……「この俺の苦しみを再びさせるなと子供に訓戒する……

春日鹿二

練習所から歸つて來ると、まるで新歸朝者のやうにもてたものだ。所長は所長で東京の空氣と言つたやうなものを聞く、主任は主任で講義はどうだの、××書記官はどんな風だのと頻りに聞く。

するとある日所長室へ呼ばれて

「君に一つ出張して貰ひたいが、護送なんだがね」と言ふことになつて、E市へ出張することになつた。護送と言つても厄介な難物ではなく、全くの移送なんだから樂なものであつた。

E市では豫め通知してあつたので自動車も迎へに來てゐるし、萬事都合よく行つた。

そこの刑務所長は若いがやり手であると言ふ評判の人であつた、練習生時代にすでにそんな噂を聞いてゐたので、今まのあたり應接したところから見ると、評判の通りなか〳〵平民的で行き屆いた性質がうかゞはれ、あたりはよい方であつた。

「まあ疲れたらうから、ゆつくり休んで練習所で馴染のK君でも呼んで、一杯やりながら話し玉へ」

そんな調子で勞つて呉れた。

×

自分はKと盃をやりとりしながら練習生時代とはまた一種別な氣持で語り合つた。實際を言ふと自分も雇時代には、まだ浮はついた心地でゐたけれど、主任にすゝめられて本式の刑務官となつて練習所を終了して見ると、自分でも不思議なほど、妙にくそ度胸がすはつて、何となく落ちついた氣持でゐられるやうになつた。

「もう俺も、この世界で飯を食ふことに腹をきめやう」

そんな氣分に安住した。

がさてさうするとなつて見ると、ます〳〵猪武者でもゆかず、多少とも刑務界と言ふもの、雰圍氣にも通じておきたい氣が起らずにはゐられないやうになつた。正直一途でゆくとに間違はないが、しかし、その道その道でいろんな風儀がある。空氣がある、それをしらずしては

刑務界と雖も官界の一部である以上、官界游泳は出來ないとに想到するとき自分は一種の悲哀感——と言ふほどでもなかつたが、何となしに情けないやうな忌はしいやうな暗黒面がさつと過ぎて行くのを見逃がす譯にはゆかなかつた。

×

そんな氣持がつい口に出た、

「K君はこれで僕などよりはこの道に出たのは古いのだから、いろんなとを知つてるだらうね」

「いろんなことつてどんなとだ」

「つまり、夏目さんの坊ちやんの物語にあるやうな、あゝしたとがこの世界にもあるだらうと言ふとき」

「うむ、そりや君よりや少し古いからね聞いてはゐる……」

「ならそれが聞かして貰ひたいんだが」

「よせよ、下らない因襲なんざ、もつと新しい空氣の中に我々は生きて行くやうにしやうぢやないか、かう言ふ風にするものだとか、これがこの道の常道だなどと考へてしまはずに、不都合なものは皆捨てゝしまふ段取を僕等からやらうぢやないか」

Kはなか〳〵理想派と見えて一角の見識ぶりを見せて言ひ放つた、が私にとつてはむしろ下らないものでもそれを知りたかつた。だからそれを引出すやうに口を切つた、

「僕の方の主任などは、あれで任官したのは早い方であり、所長にはお氣に入りではあり、調子はよいのだがね」

「そりやさうさ、——しかし皆が皆まであゝ言ふ風にはゆかぬよ、うちの主任などは、今ほんとに同情に値するよ、自分は文書主任と言ふ所長の秘書役でありながら、そのほんとうの秘書役は他の者が我物顔にやつてゐる、そして仰せつかることは使走りだけだ、それと叱りつけられる役廻りとれ」

「そりやまたどうした譯なんだ」

自分はKに杯を差した

「どうつてからだ、秘密にたのむよー人のとをとやかく言ひたくはないけれどもあるもので昔のお家騒動で言はゞ奸臣だね——まあ、それほど大袈裟でもないが、所長にお氣に入らうとして全く懸命に御機嫌をとるのはいゝが、俗に言ふ「いぬ」の役目を惡くつとめて、同僚の影口をたゝく、裏表ことこまやかに御注進に及ぶ、それもありのまゝなら及ばれても文句は言はれないが、つい喋つてゐるうちに飾りがついて、飛んでもない音波となつて所長の耳に入るわけ、これが恐ろしいんだよ」

「なるほどれ」——と自分は噂のとほりの筋を今更笑つてしまふわけにはゆかなかつた。

「こゝのMがそれでれ、お氣に入りだけに、そりや小廻りも利くが、お氣に入りを鼻にかけて、所管違ひのことにまで口ばしを入れるばかりか、手まで出して出しやばるみんなのものも腹にするゑてはゐろがうつかり噴嘩でもしやうものならそれすぐ、御注進と來る。惡宣傳がおそろしいから、くやしくても我慢をする譯さこれが同僚の平和を害すると夥しく、延いて表面は仕事に熱心な評判のいゝ所長であるが、内實は幹部はじめ職員全體で敬遠する、それと言ふのもMを重用してゐるとが禍の根元なのであるんだ。こりや將來他山の石として我々も注意する必要があるよ」

「實は僕もK市のこれが、（親指を出して）中央部方面では馬鹿に買かぶられて人格者として評判がよいが、實際は惡い癖があつて、必ずグループを組んで、もしグループに入らなければ極端に排斥する、入りさへすれば——無論入る以上は惡くとり入らればならぬ、一家總出で表から裏から朝に夕に御機嫌を取り結ばねばならぬのだが——まるで特別の扱をする、だから氣の弱いものは苦しくてもこの醜いグループ入りを餘儀なくされるのだと言ふことを聞いて、あの人がさうかねと驚いたことだがな」

さら言つて僕が相槌を打つとKは更に語りつゞけるのであつた。

「だからさ、こゝでも最も氣の毒なのは0主任なんだ、自分の本職は人に奪はれて、存在は認められず、動務地獄に日々を過してゐる譯なんだから、よくその苦しさを述懐してれ、「僕はもし子供たちの教育のことを思はなければ、とても一日だつて役所には出てゐられないよ、つらいのつらくないのつて騒ぎではない、面目の問題だかられ、しかし腹をたてゝ辭表を叩きつけては、それつきりで、可愛い子供を教育すると出來ない、そこに苦しさを忍ぶんだ、そしていつも子供に言ふんだ、俺は實につらい、がしかしお前たちのことを思へばそれも忍べるのだ、どうかお前たちも將來出世して人を使ふやうになれば、今の俺のやうな目に下のものを遣はせてはいかんぞとれ、どうだ君人間苦の一面をよく表はしてゐるぢやないか、この話はよく勤めはつらいと言ふことを聞いてゐた、腰辨などにはなるものでないと聞いてゐた。しかし、それをかうまで切實に經驗したのは始めてであつた。

「いや孫子、代まで勝辨はさせたくないよ、ハ……」

Kの笑ひにつり込まれて自分も、思はず口を開いたが、しかしその笑ひはすぐに沈痛な無言狀態に變つてしまつた。

坂本金吾氏の快著

粵多摩刑務所囑託坂本金吾氏は、今度、上原敬三博士の主宰する造園ハンフレット（東京府目黒町上目黒一、三七三日本造園學界發行）の第二號として、「刑務所造園の提唱」と云ふ菊版三十二頁のものを著作し、主なる刑務所に寄送されたが、該書は、刑務所の造園を保健問題や慰安、敎化等の種々な方面から觀察詳論したもので行刑の事務にたづさはる人の參考とすべき好資料である。

初心者の爲に

□句評　その五

冬花居士

□

これは俳壇を設けた當時から聞く投吟者の注文で、毎月出題せよといふことであるが、專門雜誌とか句會などの催しにはよいけれども、月二頁位のものでは句の寄稿が減ずるのが通例で、若しその反對に多いとなればこれは大抵駄句である、從て選句面が似よつたものばかりで、讀むに感興のうすいものになる。現在の隨意題で投吟者の約四割はお氣の毒ながら落選者があり、一人一句を採り得ない狀態である。この落選者がなければ今少し本欄も擴張が出來る譯である。まア出題は見合せた方がよいと思はれる御諒知を請ふ。

□

社會化を來すうなづかる觀衆哉　鑒堂

黑廳を運しと待てる夕膳かな　同

季題の問題は別として、句には主體がなければならない、前句は何の觀衆か不明であつて、芝居か、花見か、捉へ處がない。又後句は妻が退廳を待つ心か、自分が空腹を抱えて歸つてやれ〳〵と膳についたのか、强て題を求むれば夕餉となる、夕餉は一年三百六十五度はお目にかゝるのであるから、よほどの名句でないと感心が出來ない。

□

同僚の妻をよそ眼や青き踏む（略句主）

俳句の上に禁句といふのがある、例へば壽賀の句に死の事とシ切を忌み、新築の祝句に燃燒の事を嫌ふなどである。この句は禁句といふではないが吟者の人格が見え透く、その點に於て禁句とすべきである。吟者は句作に當つて自己の人格を忘れてならぬ。

□

春の川泡もくづれず流れけり　松月

「泡もくづれず」ではなきか、このやうな間違ひはよくあるから注意すべきである。

□

雲雀一羽演習場の空高く　笠雪

雲雀は群をなすものである、それが一羽演習場の空に——蔦の見誤りであるまいか。或は季題に縛られての上か。然らば「雲雀かくれ飛行機　來る演習地」でもよい。

□

汽車道を狹む青田や開墾地　ふく女

鐵路の敷地に迄開墾の鍬が及ぶと、刑法に問はれます。尙ほ同女吟「古池や蛙飛込む春の雨」は翁の「水の音」に遠く及ばず。

◇推廻本冬花先生選◇

白酒の馳走に遭ひぬ桃の宿　宮城　一水

驚のまわらぬ聲や春淺き　臺南　九穗

釋放者迎ひに來てか春の風　晋州　あら田

野外教誨陽炎人の足許に　八王子　狂胡蝶

紅梅や朝日輝く化粧窓　同　をぬし

鬼事の城となりたる柳哉　金泉　安泉

若竹や鷄親子群れ遊ぶ　福岡　渡鳥

初午や觀音前の人だかり　三重　月蜂

火事遠く出戻る門や蛙鳴く　高知　円月

日永さや思ふ存分大欠伸　松江　百枝

風なりに梅に窓開いておくや　平壤　旭水

陽を受けて痩せ細り行く氷柱哉　宮城　惠山

梁貝を干す砂濱や風光る　名古屋　樽太

春風や女何する頬冠り　山口　登芽

梅雨晴れ間番傘門に並びけり　水戸　名月

打かへす土の乾きや春の風　大邱　愛落

農校の裏畑打や師も出でつ　金泉　東水

草に寢て草喰む牛や春の風　新潟　如月

陽炎や雨ともならで晴れし朝　水戸　銀波

夕月に雪とまがふや梨の花　金泉　昇天

雪

毎月募集

刑政俳壇

題目は當季隨意
〆切毎月廿日限
用紙官私製ハガキ

耕して畔の若草削りけり　同　慈舟

衣更へして佩劍の腰重し　下關　晩鐘

桃節句小さな客の集ひかな　三重　五鈴

水速くして鮎の飛ぶ夏の初　姫路　月上

風光る野を横切つて汽車の旅　金泉　甫青

陽炎や新校の建つ敷地標　八王子　期聲

長閑さや砂湯に浸る人の群　金泉　協美

開放つ座敷を蝶々抜けにけり　同　双石

花萬朶萬來の人醉はせけり　水戸　梅里

長閑さを馬子高らかに唄ひけり　豐多摩　巴波

歌ふやら彈くやら踊るやら櫻　松山　彩花

兎も角も覆ひめけり松並木　三池　碧水

水温むお濠の緋鯉眞鯉哉　松山　辰月

椿日毎落ちたまりたる垣根哉　旭川　笑子

○

五客逝く春やブラヂル行の一家族　岡山　原水

巡禮の櫻を浴びて憩ひけり　金澤　綠峯

長閑さや山越しに聞く汽車の聲　群山　苓洲

初午や籤の中にも正一位　清州　石定

榮轉の友に贈るや櫻鯛　神戸　靈雪

（人）生徒らの口やかましく畑打　松江　磨佐緒

（地）落椿拾ふ子の背を叩きけり　三池　西海

（天）苗代や案山子も若きみめかたち　鎭南浦　梅廼舍

○

ものの言へば花唇や動く普賢像

選者

行刑上の三役

諫早　老骨漢

三月號で御大典紀念の懸賞募集當選論文を拜讀した、何か拙斯界に於ける雄筆揮ひで婉麗なる辭句と輕快なる運筆と深遠なる理想の表現とには一讀ウットリと魅せられて了つた、そして此論文に依つて吾々の學ぶべき多くのものを得たことゝ研究すべき數々の事項を教へられた事とを深く感謝する、同時に斯る有爲の方々が吾々同職者の仲間にあると云ふことを如何樣にか力强く感じたことであろう？（長閣下は授賞式當日の諭告中に於て（斯く當選の榮を得られたのは各自の研鑽の結晶に外ならないが左樣させたのは他面に於て其の境遇が宜敷を得たのである、必ず其周圍の事情は研究心に富んで居ると思はれる）と裏書せられて居る、定めし當選者諸氏の所屬刑務所に於ては上下協力此理想の下に努力せられ行刑の實質に於ても各般の施設其他處遇上の萬般に渉つて現代行刑の要望する理想に近きものがあろう事を想像し羨望に堪へない次第である。論文を通讀するに其總てが辭句の配列と文章の修飾上に多少の相異こそあれ其要旨とする處は何れも皆刑罰の執行が應報觀念に立脚したる壓懲主義や威赫觀念を基本としたる離隔强制の時代は既に過ぎ去つて了つた、今日に於ては改過遷善の旗幟の下に愛と同情の行刑を行らねばならぬと云ふ事を高調せられて居る樣に思はれる吾々も之に付ては至極同感である、併しながら行刑上に於ては如何なる愛や同情を以て臨むべきかは問題である、一概に愛と謂つても深淺厚薄の差がある嚴正公平にして溫情を以て接する？夫れ丈けが愛の全部ではない亦夫れ丈けでは充分に盡されては居ない私は行刑上に於ける愛と云ふものは眞の大體でなくてはならないと思ふ、彼等の爲めの　でなく彼等の爲めの同情でなく自分自身の爲めの愛であり自分自身の爲めの同情でなくてはならないと思ふ、詳しく言へば親の子に對する愛親の子に對する同情でなくてはならない、彼等の爲めの愛、お役目的の同情夫れは何等の反應のあるものでない。

× ×

北米合衆國の名大統領であつた「リンカーン」は壯年の時彼れが友達の結婚式に列席する爲め教會に行つての歸途一匹の兒豚が泥溝の中に落ち込んで藻掻いて居るのを見付けた、可愛想だ捨て置けば死んで仕舞ふだろう、よし助けてやろうと馬車から降りようとした刹那に彼れは考へた友人の結婚式に列する爲めに血の出る樣な金で作つた一張羅の晴衣を兒豚一匹を救ひ出す爲めに塗なしにするのは餘りに犧牲が大き過ぎるこう考へた彼れは其儘行き過ぎた、暫く行つた處で彼は又兒豚の事を思ひ出した兒豚が泥溝の中で藻掻きつゝ悲鳴を揭げて生

死の境に苦んで居る樣を見ながら救はなかつたと云ふ事が罪惡の樣に思はれて自責の念に堪へられない、彼は遂に意を決して馬首を回らし元の處へ引き返したそして馬車から轉がる樣に降るや否泥溝の中へ飛び込んで兒豚を救ひ上げた、彼は一張羅の晴衣はとう〳〵臺なしになつて仕舞つた、けれども彼は之に依つて急に明るい氣持になつて家路に就くことが出來た彼は馬車の中で自問自答した　自分は一體何の爲めに豚を助けたのであろうか？兒豚が泥溝の中で藻掻いて居るのが可愛想なので憐憫の情を起した爲めであろうか？いや〳〵そうではない自分は左樣な慘酷な姿を見るに忍びなかつた、それで自分の心に感ずる惱ましさを癒する爲めに兒豚を助けたのである、して見ると詰る處は豚の爲めではなくて自分自身の爲めであつたと云ふことを悟つた。

之れは或る書物に書いてあつた彼の逸話の一つであるが其人格の片鱗が此一事に由つても窺はれるではないか、行刑上の愛とか同情とか云ふものも之れでなくてはならないと思ふ、眞の大愛には代償はない斯うもして遣つたのに恩を仇で返すとは不都合じや、あれ程世話をして遣つたのにお禮の一言も云はぬとは義理知らずじや抔代償な期待する樣な愛や同情は眞の大愛ではない、親の子を愛する其處には何等の期待もなければ代償もない又何等の義理がある譯でもなければ愛される子供から一々謝禮を受ける譯でもない、唯自己の心が愛せずには居られないから愛するのである夫れを子供が悦んで臭れようとか感謝して臭れようとか云ふ樣な考へは毛頭心に浮ばない、詰り子供の爲めの愛であるから自己滿足の爲めの大愛であるからである。

然し私は斯樣に申すからとて決して愛や同情の安賣を慫慂するものではない愛や同情は出來得る限り小出しでなくてはならない盲目的の溺愛は却て前途を誤らしめる、空腹に一椀の飯は美味しくもあり飢餓を醫するに足るけれども過食は却て味覺を殺ぎ身體を害ふからである。

千ゝ文の中にも云つてある

センラソナヘイヒラクラフ　遞レ腸　充レ腹
貝レ服　餐レ飯
アキテハアエモノヲコス　飽レ厭ニ烹宰一
ウエナハソウカライトハンヤ　飢レ厭ニ糟糠一

續神上の滋養も之と同じである殊に收容者の教養に於て然りと思ふ、彼等の中の多くの者は現在でこそ愛に飢へ同情に渇して居るかも知れぬけれども曾て一度は誤つた愛や同情の食傷をした連中である、私の母や姉は私の幼少の時分によく歌つて聞せて臭れた、文句の全體は覺えて居らぬが幼心に未だに殘つて居るそれは卑俗な手鞠歌であつた「全體幼少から育てが悪いでシー（小便）すりや可愛想にウン（大便）すりや可愛想に大きくなつたら大酒飲んだり博奕を打つたり……」卑い俗歌ではあるが盲目的愛の食傷が齎す惡結果を諷したものではあるまいか？私が曾て或る刑務所に來職中當時の教務主任から聽かされた話である、其情は出來得る限り小出しでなくてはならない盲目的の溺愛は却て前途を誤らしめる、教務主任が或時汽車旅行をした、驛で何處かの婆さんが六歲位の孫を連れて改札口を出ようとした改札係は職掌柄直ちに見咎めた「其お子さんは半額券が入用ますよ」（イリ）「いーや之れは未だ五つですよ」「五つにしては大き過ぎる六つでしよう」婆さんはぎよつとしたけれども强情に五つであると突つ張り拔いた彼是押問答して居る內に其

子供が突然わたしは五つだよとやつた婆さんは難波船に助け船を得た様な心地がした、改札係も聊か疑はあつたが後が支へるので面倒臭いとでも思つたのか兎に角其儘通過せしめた、汽車の中で婆さんは孫の頭を撫で廻して賞めた「よく五つと云ふた賢い兒じや六つと云つたら汽車賃を取られる處であつたお前はよい兒じや」と抱き締めて喜んだと。

斯う云ふ誤つた愛に哺まれた子供か成長の後に如何なる者になるのであろう？人を欺き自らを欺き國法を窃つて不正の利益を得る事を賞められつゝ教へ育てられた子供が大きくなつて詐欺漢にならいで何になろうぞ人は彼等の現在の境遇を見て云ふ、彼等は社會に於ける生存競爭の劣敗者であつて物質的にも精神的にも滿されず肉親の愛情すら解せざる不遇薄命な者であると、成程氣の毒なものである。乍然左様な境遇を生み出したのは誰の科であるか？結局自身である、世には不遇な者が澤山ある薄命な者も澤山居る然して不遇なるが故に奮發して成功した者が澤山ある薄命なるが故に社會の同情の翕然として集まつた者も少なくない偉人の幼少時代に糟粕の艱苦を嘗めざる者が幾人あるか。

彼等が生存競爭の劣敗者となつた原因は何であるかと云へば薄志弱行であるからである、世の艱難や誘惑に打ち克つ丈の勇氣と忍耐のない意氣地なしだからである、人の同情を惹く丈の價値のない横着者だからである、彼等が最初に刑務所へ來る迄の徑路を見よ多少の例外はありとするも大部分の犯罪者に冷靜に批判した時に社會一般人の見地から何處に同情に値する處があるか此様な病氣持なるが故に可哀想なと云ふ理由にもなる譯だがね、然し私は決して彼等が憎いとは思はぬ故に愛の行刑には共鳴するのである、而して其愛たるや自分自身の爲の大愛を欲するけれども愛と同情の翕然として集まつた者も少なくない偉人の幼少時代に糟粕の艱苦を嘗めざる者が幾人あるか。

彼等が生存競爭の劣敗者となつた原因は何であるかと云へば薄志弱行であるからである、世の艱難や誘惑に打ち克つ丈の勇氣と忍耐のない意氣地なしだからである、人の同情を惹く丈の價値のない横着者だからである、彼等が最初に刑務所へ來る迄の徑路を見よ多少の例外はありとするも大部分の犯罪者に冷靜に批判した時に社會一般人の見地から何處に同情に値する處があるか此様な病氣持なるが故に可哀想なと云ふ理由にもなる譯だがね、然し私は決して彼等が憎いとは思はぬ故に愛の行刑には共鳴するのである、而して其愛たるや自分自身の爲の大愛を欲するけれども愛と同情の表現方法に付ては一様なることを希望せぬ、眞の大愛は撫でる計りではない毆るも愛であり叱るも愛であり威赫するも愛の一方法である、夫れは丁度疾患部の療法に温湯布と冷湯布が結果に於て醫學上同一の功果を齎すと同じ様なものであると思ふ唯其患部の大小輕重に依つて臨機の處置を過らぬ樣にし徒らに鷄頭を割くに牛刀を以てすると云ふ様な擧に倣はない様にするのが刑務官の訓練と經驗を要する處なのである。

加ふるに地位と職分とに由つて各立場が同一ではないであるから此點に付ては最も嚴格なる區別が必要である、ラシキ態度は刑務所の規律維持上から云つても缺く可からざる事柄である、卽ち所長は所長らしく教誨師は教誨師らしく看守長は看守長らしく看守は看守らしく彼等に對するのが肝要である、就中所長、教誨師、戒護主任の三者は行刑上の中樞人物であつて怡も家庭に於ける嚴父慈母長兄に比すべきものであるから此三者は各其地位と立場とに相應する態度を以て彼等に臨まねばならぬ、私が行刑上の三役と云ふのも此三者の事である。

所長は家庭に於ける嚴父に比すべきであるから最も嚴格なる態度を要し無暗に彼等に接近してはならぬ、昔から怖いものを地震、雷、火事、爺と云つてある如く爺は嚴然として子供の爲めには怖くなくてはならない、此爺あつてこそ子供はヤンチヤもやらねば我儘も愼むと云ふものだ、父親の甘つたるい家庭にロクな子供は出來ないと同様所長の優柔不斷にして稍々もすれば彼等の御機嫌取りをやる様な刑務所に實績の擧つたのは少ない、そうかと云つて亦無暗に勇猛果敢一天張でもならない詰り怖いけれども好きだと子供達から云はれる底の情味がなくてはならない、其處に父親の父親たる價値がある、所長は緊要止むを得ざる事柄に付ては自ら手を下さなくてはならないけれども事務分掌の命ずる範圍に於ては可成各部の中間機關に由つて事を處理するが宜敷いと思ふ、下情に通ずるを名として所長自ら事毎に彼等に接し又は中間機關の分掌に屬する仕事に迄手を付けると云ふ事は中間機關の不信任であつて曾に中間機關の威信を失墜するのみならず所長自らの威信をも傷付ける因である、無論究局に於ては所内萬般の事所長の責任ならざるはないけれども人間の能力には限りがある一から十迄一人で出來るものではない故に法規の上に於て夫れ〳〵補佐機關を定めてあるのだから所長は之等の機關を自己の手足の如く生かして働かす丈の雅量を要する、部下を信用する雅量の持合せのない所長に部下の信賴する道理がない上下の疎隔は延て行刑の圓滿遂行を妨げる事になるのである、夫れから今一つ弊害がある如何に偉い人でも人間であるから常時彼等に接近する内には美點計りでなくアラが見える缺點が判る其處に輕い侮蔑の念が萠す而已ならず人間と云ふ奴は接觸の度數を重ねるに從つて狎昵性が增長し尊嚴の態が自然に薄くなる之れは誰でもが持つ人間の本能である、容易に接近の出來ないと云ふ事と怖い中に温味のある處に所長の貫錄があるくほどになし富士の山釋迦も孔子もかくやありなん）と云ふ古歌は刑務所長たるもの、味ふべき歌ではあるまいか？

之に對して教誨師は家庭に於ける慈母の如きものであるから其愛情は現實で濃かで細心で軟かで親切でなくてはならない、家庭に於ける子女の敎養は母の感化が與つて力ある如く收容者の精神陶冶上の効果は一に懸つて教誨師の手腕に俟たねばならぬ教誨師は家庭に於ける子女が父兄に洩すことの出來ない苦悶を母に打明けて慰安を需める様に日夕彼等に接近して彼等の爲めに善き相談相手となり彼等の心中に蟠まる不平や煩悶の發散作用を司る安全辨たらねばならぬ。

敎誨の如き單に口の敎誨では駄目である眞に己の精神を打込んで自分の敎誨に自分自身が感動すると云ふ程の熱が無くては到底彼等を動かすことは出來ない、私が曾て看守として奉職中京都に吉田壽海と云ふ敎誨師が居られた、其頃最うお年は五十前後の方であつた様に記憶するデップリと肥つた丸顏で色の黒い痘痕面の溫厚な方であつた、大正元年七月三十一日　明治大帝の御崩御に際し囚人に服役特免を賜はつた時敎誨をせられたのは同師であつた、席上同師は諄々と　明治大帝の御事績の數々を稱へ

奉つた後改めて聲を勵まし　貴方の御高德の曠大なることは……其聲は戰き震へて後の言葉さへ出ず師の幽眼からは熱い涙がはら〳〵と頰に流れた、師は白い半巾で顏を掩つた立會の吏員も流石に鼻を詰らせたが滿堂の受刑者は何れも皆歔欷嗚咽して中には聲を放つて泣くものもあつた、御大喪當夜の如きは平素嚴々しい累犯房の如きでさへ咳一つ聞へない位の靜肅さであつた卽ち同師は御自身の敎誨に御自身が感動せられたのであつた、私は今も尙當時の光景を想起する毎に黯然として襟を正すものがある、敎誨には須らく斯の如き熱と力とを要すると思ふ。

敎誨師は收容者から我儘や橫車を押されても決して荒々敷く叱つたり怒つたりする樣な狹量ではならない彼等の不心得は勿論許すべきではないけれども、之を矯正するのは飽迄性的でなくてはならなぬ、又惡い處は諄々と說き諭して以て其非を悟らしめねばならぬ、又個人訪問の如きに於ても平素目立て惡い者か又目立て善い者の外餘り手數の懸らぬ又所謂洗香も焚かず屁も放らず底の者には概して疎遠になり勝である、が泣く兒や駄々つ兒計りに心を奪はれて善く遊ぶ手數の懸らぬ兒等の身上を忘れる樣な事があつては一大事である（よく寢ればから實力の行使に付ては愼重の考慮を要する事ではあるが彼等の違令反行に對して之れが鎭壓若しくは反省の方法手段として時に腕力的實力制裁の實行も止むを得ぬ事であり、而して夫れは戒護主任たる者の役目でなくて何であろう、此嚴しい肉體的の折檻があればこそ所長や敎誨師の訓戒が一層身に沁みて有がたく感ずる計りでなく終には毆られた役人の親切迄が判つて來て心から謝罪を申出る事は屢々實見する處である、それは丁度自然界に於ても凄じい夕立の後が一層の爽快味を感ずるが爲めに恐しい雷鳴を愛好すると同一樣なものである、（骨肉や毆る拳に愛の汗）と云ふ心持が戒護主任の立場であろう。

以上私は行刑上の三役に付て略述した、此三者は恰も五德の足の如く相鼎立して以て行刑機關の中樞を爲すものである。此三者の行動がピツタリと調和して初めて行刑の實績が擧るのであると思ふ、勿論何れの

い、勿論憎惡の襲は禁ぜねばならぬが愛の鐵拳は强ち之を封ずべきではない、戒護主任は多數の部下を有し其勢力も絕大であるから實力の行使に付ては愼重の考慮を要する事ではあるが彼等の違令反行に對して之れが鎭壓若しくは反省の方法手段として時に腕力的實力制裁の實行も止むを得ぬ事であり、而して夫れは戒護主任たる者の役目でなくて何であろう、此嚴しい肉體的の折檻があればこそ所長や敎誨師の訓戒が一層身に沁みて有がたく感ずる計りでなく終には毆られた役人の親切迄が判つて來て心から謝罪を申出る事は屢々實見する處である、それは丁度自然界に於ても凄じい夕立の後が一層の爽快味を感ずるが爲めに恐しい雷鳴を愛好すると同一樣なものである、（骨肉や毆る拳に愛の汗）と云ふ心持が戒護主任の立場であろう。

以上私は行刑上の三役に付て略述した、此三者は恰も五德の足の如く相鼎立して以て行刑機關の中樞を爲すものである。此三者の行動がピツタリと調和して初めて行刑の實績が擧るのであると思ふ、勿論何れの

機關と雖も協調を缺くと云ふ事は事務の進行を阻害する因であるからお互に愼まなくてはならないけれども殊に此三者の協調を缺く時は恰も家庭に於ける父と母と兄とか思ひ〳〵の行動を取ると同樣一家が圓滿に修まる筈がない、弟妹は爲めに適從する處を知らぬと云ふ結果になるのだから事態は重大である。

然し今迄述べた事柄は家庭に於ける子弟の敎養方法卽ち刑務所內に於ける收容者の處遇上の事である、足一步社會に踏み出せば中々家庭に於けるが如きものではない、家庭は風波の穩な港の中の樣なものであるのに社會は激浪の逆卷く大海の樣なものである、此大海の荒浪を乘り切る時こそ渾身の勇を要する父兄に於ても家庭內に於てこそ虐める時もあれば睨み合をやる場合もあり種々雜多の敎養手段を盡すけれども、此時こそは一家總動員で以て後援と聲援にベストを盡して遣らなくてはならない自己の育て上げた子供が社會に於て成功する樣に優越の地位を占める樣にと之れが父兄の心情である、此意味に於て完全なる釋放者保護機關の一日も早く實現せん事を切望すると同時に保護宣傳なるものを怠にすることは出來ない、乍然家庭の敎養なるものが餘程シッカリとして强固な意思の鍛練をしてやらなかつたならば彼等は複雜な社會の處世に堪へ兼て再び家庭に逆戻りする樣になる、一體現在の行刑組織なるものは社會生活の複雜多端なるに比して餘りに單調簡易である、卽ち社會に於ては一家を維持するに先づ納稅の義務あり兵役の義務あり衣食住の心配から應病の處置子弟の敎育近隣の交際曰く何曰く何等々數へ來れば一擧手一投足物質的負擔ならざるはなきに收容者は何たる單調な生活であろうぞ、如何に不景氣の世の中にも彼等が曾て生活の不安を感じた事があろうか、關東大震火災の樣な時にでさへ彼等は腹一杯食つて居ろではないか、此外服役中は兵役の義務もなければ納稅の義務もなく近隣の交際も不必要であり衣食住は元より何等の寄附何等の義損等誰から相談を持ち掛けられるものでもなければ又應じる必要もないのである、殊に社會生活上最も恐怖を感ずるのは病氣である、然るに彼等に對する保健衞生施設の如きは誠に勿體ない程ではないか何れの刑務所に於ても參觀者のあつた時後から其感想を敲いて見るに如何なる人でも先づ其衞生施設の完備して居ることに一驚を喫するのである、彼等はよく醫師の不親切を訴へる其癖此を放つた樣な事に迄醫療を要求する、全國收容者總數四萬餘に對して定員の保健技師九八保健技手三六合計實に一三四此外保健助手と稱する者が一〇〇以上は配屬して居る、卽ち現在の狀勢に於ては收容者三〇〇餘に對する一人の割合を以て醫師を抱へて居る譯である、全國何れの市町村に三百餘人に對する一人の割合の醫師が居るものぞ。

如何に不景氣でも彼等は職業を失ふと云ふ樣な危險を負擔せざるのみならず、釋放の際は應分の働き賃金を貰つて出ようと云ふのである、意思の薄弱な連中が傷付いた體を引摺りつゝ浮世の荒浪に投ずることは刑務所內の日常生活に比して餘りに物質的負擔が重過ぎるではないか、故に彼等を縱つに及んでは嚴重なる監視を要すると共に

常に彼等の處世上の相談相手となり力を添へて遣らなくてはならない、再び家庭に逆戻りする樣な事があつたら親や兄弟に申譯がない爺の光る眼玉が怖いと云ふ觀念を起させる丈の精神を植付て遣らねばならないと思ふ、夫故に家庭の保護者も緊張しなくてはならぬ如何なる相談にも應じて遣る、けれども再び舞ひ戻つて來る樣な事があつたら承知ならぬぞと云ふ爺の眼玉が絶えず光つて居なくてはならぬ、敎誨師の母性愛も斯うなつたら硬化しなくてはならぬ彼の金比羅利生記の田宮坊太郎の母の樣に……

兄も亦兄として爺に劣らぬ助力をせねばならぬ、家庭でこそ虐めもしたり爭鬪もやるけれども一度社會に對する時夫れは外敵に當るべき一丸の力でなくてはならない而して其れが又兄たるもの丶勤めであり情宜であらねばならぬと思ふ、

行刑上の三役——逃べ來れば何處で責任が果てるのかさへ區限りがない現代の行刑と刑務の官吏、研究すればする程趣味深々たるものがあり而して責任の重大さを感ぜずには居られない

刑務協會
名古屋支部
柔道優勝旗取得祝賀會

名古屋刑務所は第三區々内の各演武大會に於て三回に亙り引續き優勝旗を獲得したるを以て、松井刑務協會長の承認を得、同區内八箇支部長の全同意に依り、該優勝旗の所有權を取得することゝなつたので、その記念として市内天白溪の遊園地に四月十四日祝賀會を開催した。餘興としては職員有志の相撲あり、用意の馳走も出で、和氣靄々裡に十二分の歡を盡した。

木材乾燥と製材工場設置に就て

姫路少年刑務所
作業技手　高山峻一

我國工業の進歩發達と歐洲建築術の輸入に伴ひ、家具什器の進歩顯著にして、需用は益々增加し、木材の價格も俄に暴騰し、以前樹木の富饒にして供給頗る餘裕ありしも、近時木材の需用激增に從ひ良材も減少の狀態にある際、刑務所に於て現在木工作業を施行せざる所は殆ど無く、木工作業は益々向上發展して、社會の人々にも理解され需用も日々增加の趨勢にて、之に使用する木材も各種類に涉り範圍廣きも、一般的に木工家具製作材として最も需用多きは、北海道地方に產する栓、櫸、楢其他の地方に產する櫻、樅、欅等にして、之等の材料を地方にて購入するには木材商に見積書を提出せしめ、廉價にして品質優良の材料を選定すれ共、品質優良の乾燥材を得るは容易の事にあらず、價格も廉ならず、實際不便の點多きを以て、北海道又は秋田地方に於て其土地に多產する適材を、製材工場を設置して製材乾燥せしめ、保管轉換を以て地方刑務所に分配さるゝなれば、作業の根本要點たる木材の乾燥及び價格に於ても廉價に得らる可く、之等の材料を以て製作せる木工製品は龜裂反張等の變少く、價格も亦廉なるを以て販賣の際も、亦後日使用耐久の點に於ても信用され、刑務作業の「モツト」とせる價格廉にして優良の製品を供給し得可く、故に北海道等に於て森林を購入し、刑務所に製材工場を設置し角材又は板割材とし、製材後自然乾燥又は溫室乾燥を施し、充分乾燥せしめ地方刑務所の要求する木材を保管轉換を以て輸送せらるゝなれば作業工作上好結果を得るのみならず、製作木工品は一般需用者をして永久的に信用購入され、刑務所製品の眞價を發揚す可く、材料の選定は工作上最も肝要問題なれば、北海道にて伐採作業と植林作業を同時に施行せらるゝなれば好結果を得らる可く、木材の生命長短は木材乾燥の如何に依る事多大にして、工作使用上の實驗に於て充分確證を得、製作完成當時は優良に外觀は見ゆれ共、不乾燥材は販賣後收縮撓捻龜裂反張等の障害を受け需用者の信用を失墜せしむるを以て、我國に於て一般的に材割後自然乾燥法にて空氣の

新陳代謝と、大氣の濕度に依り木材の樹液を排除して乾燥せしむるも、刑務所に於ては其場所も戒護關係等に依り充分なる乾燥地を得難く、倉庫も土地と豫算の關係等の結果大規模のもの設置不可能にして、殊に軍隊學校等の日數の製作と材料の選擇嚴重を要する場合には、比較的早く丸太材又は木製材の乾燥材を求るは殆ど得難く、又小規模の人工乾燥蒸氣溫氣乾燥にては、多量の材料を要する場合は時日無く、又急激に人工乾燥を施行せる時は木纖維は收縮し、纖維間の間隙を密閉し內部の發散する蒸氣は絶斷せらるるを以て、表面のみ乾燥內材は乾ず原形に留り龜裂を生じ、又材色の上に變化を來し、檢查嚴密を要する鐵道軍隊の納品には施行出來ず、刑務所製品も反張龜裂の爲め時々北聲價を失墜する原因は、多く乾燥法の不充分不適當に起因する處多きを以て、北海道等に製材工場を設置分配輸送されるならば木材價格の廉と乾燥長材を得、森林伐採後植林作業を行はば一擧兩得ならんと思ひ愚意を述ぶる次第である。

戸田則素大人撰　靜岡縣機會

氷解

きのふけふ春の日影の長閑さに　こほりとけゆく里の川つら　皓月
池の面の氷も今は春風に　あらそひかねて打とけにけり　蘇雪
厚氷いつしかとけて遠近に　ふね見えそむる諏訪の湖　其愚
春風に池の氷も打とけて　をしの浮寢やのとけかるらむ　蝶月
池の面にあひろ遊へり厚氷　いつしかとけて水ぬるむらむ　葉陰

春霜

霖漫み風なほさゆる庭の面に　おくしもしろし雪と見るまで　澤濤
梅の花さける垣根におく霜は　はるにつれなきこゝろなるらむ　皓月
しかすかにおくかともへば消にけり　うめさく庭のけさの水霜　機月
こゝろせよ野邊の若草もえいつる　春にもいまた霜のおく見ゆ　蘇山

有刑無刑異聞錄

◇大聲の屑屋に罰金

ボストンからの通信によると、町の屑屋さんでハリー・ヂーアと呼ぶ男は太道を『屑い……屑い……』と呼び歩く聲が大き過ぎたといふ理由から、裁判所で金二十圓也の罰金に處せられたといふのだ。裁判の證人は『屑屋さんが商賣上呼び歩くのは當然だが、ハリー君の聲はあまり大き過ぎて、附近の壁が崩れ落ちさうな騷動が持上るので、商聲取締規定違反として罰せられるのが至當である』といふ證言をしたと云ふのである。日本などでもこんな風に商聲取締法が實施されたら、屑屋、豆腐屋、シジミ、アサリ賣など、さしあたり罰せられる事になるだらう。

◇ユーゴスラヴィアの獨身稅

ユーゴスラヴィアのニシ地方では、近來地方政費が不足するため樣々な方法で稅金を取立てゝゐる。その一つは獨身稅を設定したことで、三十歲を越して女房を持たない一人身の氣樂さに對する特別稅を拂はせられる。又同地方民は敎育、慈善、愛國に關係する諸協會に屬し會費を納める義務があり、之を怠る者からは容赦なく罰金を徵集する、同時に飮酒その他の贅澤品に對しても重稅を課してゐる。

◇愛犬に遺産を

アメリカはロスアンセルス市のミンニー！フーヴアー孃と稱するオールドミスは、世にも稀なる動物愛護家で牛、馬、犬、豚、猫、鷄等々に對して、人間に對する以上に好意を持つといふ珍種であつた。それが近頃病死したところその遺書によると動產、不動產ひつくるめて一萬圓の財產を生前大事にしてゐたセツター種の愛犬チックに全部讓るとあつたので、大に世間を驚かし、その犬を引きうけたいといふ希望者が多いとけれど國家の法律が動物を遺產相續者と認めぬので、三人の從兄弟のうちの誰かのものとなるらしいとのこと。

◇不品行女には保險金をやらぬ

コーリン・ハンナ夫人は歐洲大戰に出征して戰沒したマーク・ハンナー少佐の未亡人であるが、夫に死別してからは政府から毎月夫の戰時保險金を支給されてゐた。これは歐洲大戰當時米國政府が出征軍人に家族扶助料のやうにして定めたもので、未亡人は全額二萬圓のうち今日までに四千九百圓を受取つたが、今度聯邦裁判所の判決で右保險金を停止された、といふのは合衆國兵事局が調查の結果、ハンナ夫人は銀行强盜として逮捕された男と同棲してゐたことが暴露したゝめであるが、右は戰時保險金の受取人がたとへ自分の名儀になつてゐても、その未亡人の素行が惡ければ政府は保險金を支拂はないといふ新判例を作つたもので、未亡人間に大恐慌を來してゐる。

◇乞食の居ない國

歐洲各國において乞食の殖えたことは、大戰後特に目立つた現象だが、不思議なことには最も貧弱なブルガリアだけは殆ど乞食の姿を見受けない、同國では大戰後失業した廢兵は悉く乞食になつてしまひ、乞食の數が急速に增加したので、議會の問題となり乞食禁止案が可決された結果、その取締嚴重となり警官の手に逮捕される乞食の數は、一時は日に千五百人にも達した、政府は彼等を不用になつた兵舍内に收容して職を授けることにしたところ頗る良好で今日では乞食が全く跡を絶つに到つたのである。

◇裸足裁判

アメリカはペンシルヴアニア州シエナンドア町のメリー・コーホカスといふ夫人はだしで街を歩いたといふので警官に逮捕された。そして警察署から裁判に移され公判の結果『コーラス・ガールがはだしで舞臺に立ち海水浴でもはだしが怪しまれないのだから刑罰に値しない』といふ論告で、最近無罪の判決を受けたのだが、實は公判まで三ケ月間も未決に入れられてゐたから、結局大した處罰を受けたことになる。こんなことから米國の夫人連はまちがつてもはだしになるなと戒めてゐるさうだ。

◇巡回玩具箱

巡回文庫が僻遠の田舍に住む人達に非常な恩惠をもたらした事から思ひついたニウヨーク知事の婦人連、玩具のない子供に充分遊ぶ玩具を與へて善導するといふ案を建て、まづニウヨークに巡回玩具箱を設け、一定の期間を限つて次ぎ〳〵に變つた玩具を貧乏な子供連に供給してやることゝなつた。これは將來全國的に擴張する豫定だがその動機の一つは少年裁判所へ廻つて來る不良兒の多くが、遊ぶに玩具のない所から次第々々に惡い事を覺えるやうになる點からら氣が付いたためであると。

◇英國の離婚訴訟

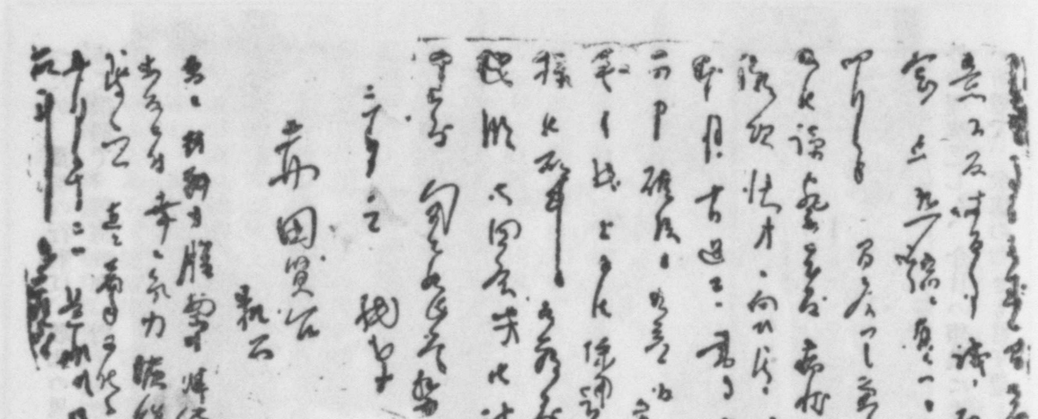
英國の離婚訴訟は女の提起數男のほゞ二倍を示し、二十年前に比し現在は殆ど七倍の多數を數へて居る。その原因は貧民訴訟法によつて訴訟費が安くなつたのと、ロンドンのみに限らず巡回裁判に於ても離婚訴訟を取扱ふことになつたゝめだと政府では發表してゐるが、最も大きな原因は裁判に現れるみにくい證言の揭載を新聞紙に禁示してゐるからであるといふ。

◇一万五千圓の頸飾の行方

シカゴのノース・サイド・ホテルに滯在する請負師アール・エム・レデラー氏が昨年末一萬五千圓もする眞珠の頸飾りを何者にか盜まれたといふので、其筋に訴へた。警官は探査の末ホテルの番頭バーナード・ロングバーを怪しいとにらんで、その男の部屋を搜査してゐる間に一個のパンを發見した。そしてそれを割つて見ると中から一枚の質札が飛出した、眞珠の頸飾りはタツタ三圓で入質されたものと判り、それは間もなく被害者の手に戻つた。

◇カラスの放火

これは日本の話、去る一月中宮城縣石卷町大丁職松本庄七方居宅屋根から、畫火事の起つたことがあつた。火事に至らず消し止めたが、原因は附近の墓地から烏の群が線香をくはへて落したゝめで、庄七はカンカンに怒つて憤慨し、早速火傷した烏一羽を捕へ放火犯人として石卷署に突き出した。



刑務教誨の先達

河野純孝師逝く

突如腦溢血症

明治廿四年三月大阪監獄教誨師を振出しに大正十三年十二月巢多摩刑務所教務主任を罷められるまで實に三十三年の永い間を刑務教誨の雜事菜に總くし、幾萬の人から恩師として崇められてた河野純孝師は、昨冬來健康すぐれず、專ら精養につくされてゐたが、この程快方に向ひ、本紙連載の「回顧三十年」の續稿も執筆されるほどに元氣を恢復されたが、突如、三月二十六日午前一時半腦溢血で終に逝去された。

「回顧三十年」は、師の最後の遺稿である。享年六十八、葬儀は、三月廿八日午後一時半東京府下野方町下沼袋の自宅を出棺同二時東中野の正見寺で、本派本願寺東京出張所長後藤環爾師の導師で執行、四時迄會員式、翌二十九日遺骸を荼毘に附した。

現職をはなれられてゐるとは云へ——否それ故に、側面から斯界の爲めに貢獻されるところの大きいことを期待してゐたのに、この訃を聞いて痛惜の情にたへない。ことに、刑務教誨の正面の履史であると共に刑務行刑の如實の側面史である「回顧三十年」が中途にて斷稿したことは、本紙としても遺憾の極みである。併し師の魂の傳統を繼承した人々により其の精神は益々斯界に光澤をかむらすことであらう。

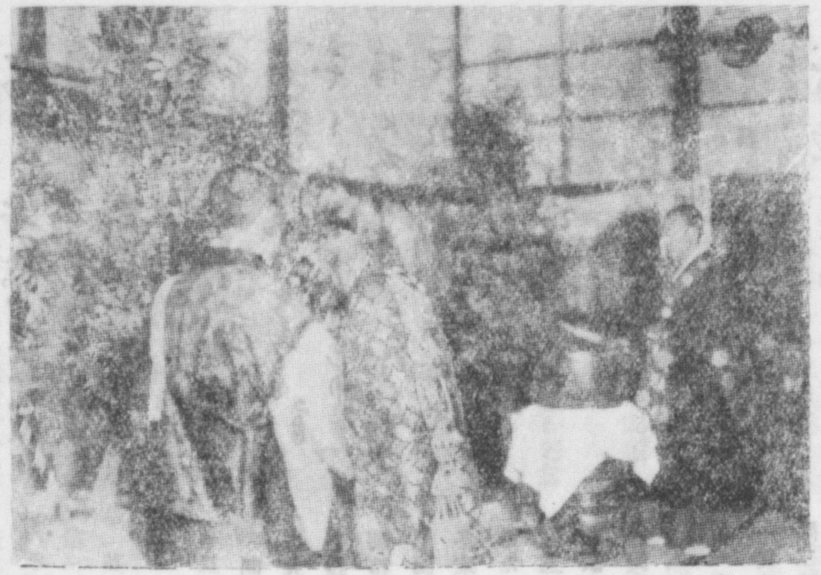
師の逝去につき武田敎務主任は悲痛な面で語る（談要旨文責記者）

全く驚きと、悲しみと、淋しさにたへない。回顧すれば六十八年の生涯中半ばを刑務教誨に師はつくされたのである。

明治廿四年三月大阪監獄教誨師を振出しに大正十三年十二月巢多摩刑務所教務主任を罷められるまで實に三十三年の永い間を刑務教誨の雜事菜に總くし、幾萬の人から恩師として崇められてた河野純孝師は、昨冬來健康すぐれず、專ら精養につくされてゐたが、この程快方に向ひ、本紙連載の「回顧三十年」の續稿も執筆されるほどに元氣を恢復されたが、突如、三月二十六日午前一時半腦溢血で終に逝去された。

「回顧三十年」は、師の最後の遺稿である。享年六十八、葬儀は、三月廿八日午後一時半東京府下野方町下沼袋の自宅を出棺同二時東中野の正見寺で、本派本願寺東京出張所長後藤環爾師の導師で執行、四時迄會員式、翌二十九日遺骸を荼毘に附した。

つたが、當初の行刑は、敎化の思想が極めて微弱で、敎誨敎育に對する監獄の内外の理解乏しく、今日の想像にもつかない有樣で、敎誨の如きも格子造りの監房の前に佇み、雨雪の際は傘をさし、夜間は提灯をさげてやるといふ樣であつたが



河野君はよく啓蒙的態度で之に臨み、熱心に努力、今日の狀勢を築きあげられたものである。この功績は如何なる感謝の辭もないほど偉大なるものである。

又收容者に對する敎誨も、耳でばかりでなく文書を以てすることを必要であることを痛感され、同志の敎誨師と共に勝友叢誌といふ月刊雜誌を發行された。——明治三十二年十一月三日——ところが資金があるわけでなく、河野君が、主として編輯から校正、發送まで一切萬端きりまわされその苦心は一方でなかつた。私もよく一時や二時まで時には徹夜して手傳つたことがあつたが或る夜の如きは、風雪荒狂ふて、歸ることが出來ないので一所に圍かならぬ夢をむすんだこともあつた、又巢鴨の宅で、炎熱と蚊軍にせめられ乍ら原稿の整理をしたこともあつた。當時の同人はもはや死亡し、或は四散して、此等のことを語る友は、もう河野君と二人になつて終つたが、今やその唯一人の友さへ失つて終つた。

と武田師の追懷は、敎誨時報のこと釋放者保護事業等のこと、等々と追懷はそれからそれへとつゞいたが、この邊の消息は、知る人ぞ知るで、省略し。

謹んで哀悼の意を表して擱筆する。

——A生記——

五月の趣味

端午と菖蒲

鐘馗の子



○

菖蒲の節句は、端午の節といつてこの行事は支那傳來のものであるが、輸入してからその精神は日本化して居る。

天中記にいはく、吳興に沈姓といふ男の家が潭水のほとりにあつて、水際に、菖蒲が生ひたが、葉が非常に廣い、人々五月五日に爭ふてその葉を切つて邪を避け、その根を藥にいれたから、菖蒲が端午のものとなつたとある。

又風俗通にいふ、五月五日綵絲を臂にかけると、鬼や病を避け得る、一名長命縷といふとある、續命縷、辟兵縷、五綵絲、朱索、條達、みな異名同物である。

○

このやうな漢土の風習が我國に渡つて來てから、五月五日には、菖蒲を蔓にして頭を飾り、藥玉を作り、菖蒲酒を汲み長命を願つたのである。

菖蒲蔓とは、菖蒲を縵さへら)としたので、當日之を掛けない者は宮中へ入れられなかつた時代もあつた。

藥玉は枕草紙に曰く、五月五日に縫殿より御藥玉とていろ〳〵の糸を組さけてまるらすれば、御几帳奉る、もやの柱の左右に付けたり云々。長命縷に似て彼地で臂に掛けたものを我國では柱にかけた。又漢土のまゝを眞似た者もあるやうである。

尙ほ軒に菖蒲を葺き、菖蒲人形を作つた。この外、菖蒲の輿、菖蒲の枕などあり、又菖蒲の湯は今日に殘つてゐる。

○

五月五日を端午といふは、「端は初也、午は古へ五と通用す、しかるときは五月初の五日の謂也」と、よつてはじめの五の日といふことである。それが「珊瑚鈎詩話」には「端午の號、重九(九月九日)に同じく、後世五の字を以て午とするは誤れり」とある。兎に角、端午即ち五月五日となつて來た。

○

續日本記の、聖武天皇天平十九年五月の條に、近き頃五月五日にあやめのかづらを用ゐることが廢れたのはよくない、今より後、五日の日にあやめのかづらをせぬ者は宮中に入る事なかれといふ詔が出たことが載つて居る。

大舍人寮式に、五日に典藥寮から、あやめをさし上る、その時それを持つて來た舍人が門を叩いて、「漢女(あやめ)進らせむと何の某門にさぶらふ」と申したとある。

○

菖蒲を屋根に葺き、桃に飾き、酒に加へ、浴湯に浸すやうになると、菖蒲を採る事も亦一つの行事である。

「まこも草末はの露も五月雨に
まさる水野のあやめひくなり」

と資任卿の歌もある。又これに迷信を生んで占なひに用ゐられた。「三潮草」といふ書に、女兒の戯れにあやめを結びて唱へていふ、

「おもふこと軒のあやめに言問はむ
かなはゞかけよさゝがにの糸」

如此いひて一事を祈る、願ふ所なるものは蜘蛛あつて網を菖蒲のうへに曳く云々。

尚ほこの外にも、引いた菖蒲の根の長いことを競ふて根合せを催ふした、これは一つの遊戯でもあり迷信からでもあらう、そこに命の長さを比べやうとする、あどけなさがうかゞはれもする。

○

又邪物にしてやりとりするやうになつた、萬葉學者である源順日集を見れば、

「難波人あしまのあやめ葺けやがて
しかしこの俗が東北地方へ下向させられた時、五日の日館の軒に菖蒲なふけと命すると、此國の風習としてさる事はなかつたと思はれる事は、源中將實方卿が、歌枕見てこよとて奥州



◇隗より始めよ

豊多摩　藤井巴波

最近刑罰を科せられたる收容者の學識程度を見るのに著しく向上したことが認められる、斯は義務敎育の延長せられたるに一因するものでもあらうが又文化進展に依るところも少くないであらう。試に當所の狀態を見るのに拾年前は受刑者百人中二十五人乃至三十人は文字を解することを得ない者であつたのに、現在では自己自ら書信を認むること能はない者は僅かに一割に過ぎない、又看讀書籍を見るに英語佛語講義三角法幾何學講義等の貸與方出願する者多きも監獄時代に於ては小說又は平易なる傳記類に止まり居りしを以て見るも知識向上せるは明かである。

次ぎに戒護の任に當る刑務官吏……看守は明治二十六年十二月內務省訓令第二十六號看守採用規則に依つて小學卒業程度の試驗を行ひ、之に合格したる者を二ケ月敎習するのみで、直ちに實務に就かしめてあるのが現在の狀態であるから、其の看守が自發的に修養する者は格別、否らざる者は收容者より質問を受け、若くは訓戒說諭すべき際に、甚敷く低級なる不徹底の言語で接せば、勢ひ彼等に輕侮の念を以て迎へられるが故に、刑務官吏の威嚴を失墜し延ては行刑の目的を阻害するに至るが故に、吾等看守は寸陰を惜みて學術の研究精神の修養練磨に意を用ひて、智德兩性を具ふるやう〳〵讀み行く內に「雨中にマントを脫せ給ふ」の記事を拜讀致して感涙に咽んだ嗚呼恐しき吾が身の惡の罪を思ひ浮べては誠に恐れ多い今後は必ず忠良なる民とならねばならぬと深く決心致せり亦兄の許に書面を送つた二ケ月に一度の音信定めし待たれて居られる事と思つた一同變りがなければよい」

斯の如き記事であつた彼は强盜の累犯者で懲役十四年の刑である。唯彼等收容者の中には口述には種々好言を吐くものもあるが、心根より悔悟したと言ふ事を視察する上に於て最も良策と思ふ。殊にこの制度は作業督勵能率增進をはかる點に附いても多大の効果があると思ふのである。

◇或る收容者の日記

青森長助生

茲に當所は昨年八月より階級處遇制度を施行して居りますが、其の結果は隨分成績良好で我等の歡喜に堪へない次第であります。然し實施以來精神的感化方法として、特級より三級までの者に自辨日記帳を許可して居るが、或る收容者の日記に自分は深く感じさせられた。

「今朝は休日中一番深く寒さを感ぜられた窓硝子の氷が厚く張り仲々溶けそうにもなし午前九時頃より敎誨堂にて藤本敎誨師殿より自己其の儘見榮を飾るなと云ふ事に付て種々なる敎誨があつた自分の爲めに非常に反省された終りて居房に入れば先日より心待に待ち居りし「人」雜誌之れ亦種々の敎訓今頃の社會の景氣其の他吾れ〳〵の爲には必要の事項を上せてあつた行く

◇大刑務所制度の創設に就て

米子　M生

行刑が、日一日と國家的重要視されつゝあることは、今更云ふまでもないことである。今や行刑制度の進歩改良に就ては、當局者は勿論苟も行刑に携る者にありては等しく銳意研鑽に努めてゐるところである。

轉近刑務所の改築建設が逐次增加しつゝあるも、蓋し此の一端を物語るものと云ふべきである。されど其の改築たるや、依然として從來の小刑務所の創設に外ならずして、其の內容（特に收容力）に至りては何等刷新なきものゝ如くに見受けらるゝのである。

茲に於て私は、此の機會に於て今一步を進め、收容力の大なる大刑務所制度を採り現今各地へ散在せる小刑務所を廢合し、而して適當なる範圍に取纏めたる、大刑務所を創設したならばと思ふのである。熟々刻下の狀態を案ずるに、現在に於ける我が小刑務所制度にては如何にしても時代の要求に報ゆべき行刑の遂行は望み得ないではあるまいかと思ふのである。卽ち其の主眼たるべき作業の經營、處遇の徹底、敎化保健の完備、其の他刑務全般に涉る行刑の刷新を圖らんと欲するに於ては、大刑務所制度の創設に俟つの外はないと思はるゝのである。亦斯うした制度の創設は一面に於て多數小刑務所の廢合に依て生ずる經費の節減にて行刑改良費の捻出ともなり、延ては國家經濟補助の一端ともなり得るではあるまいか。

殊に近時犯罪の發生は、漸次地方より都會へ集注爲すの傾向あり、傍々之等の點より推して、現在の一控訴院管下に二乃至三の大刑務所制度を採つたならば、昭和新日本の行刑上に一新機軸を發見し得ることが出來るであらうことを思惟するのである。

之、私が大刑務所制度の創設を提唱する所以である。

◇作業賞與金給與規程に就て

岩國少年　淺學生

勞働は神聖にして人類生存の必須要件である。彼等に作業を課し之を强制するは、釋放後正業に從事し勤勉力行以て生計を支持し得る丈の勞務を厭はざる、堅實なる精神を養成し、而して再犯を防止するにある。

故に刑務作業は行刑の骨子とも謂ふべき緊要事である。從つて其取扱に就ても、一般の社會狀態と相適ずるものでなくてはな

らぬ。現在の社會狀態は、普通一人と認むる所の勞力を提供せざるものは社會生存の落伍者である、社會の落伍者たる彼等を再生の人たらしむるには、實社會に處するの要件は尠くも衣食住の安定を得べく之を求むるには、必ず一人前の勞務の必要を徹底的に自覺せしむべきである。

此の意味に於て考察する時、作業生産高の五分未滿の者に迄賞與金を給與せる現今の作業賞與金給與規程は、一般の社會狀態と相反する事甚だしき感あるを遺憾とする。

元より作業賞與金は勞力に對する報酬でなく、恩惠的賞金なるは勿論なるも、主として作業生産高を其の基調と成し居る以上如何に性質は恩惠的なりと雖、其の價値に於て勞力の對價と殆ど撰ぶ所はないのである。斯の如き僅に食費のみを償ふに過ぎざる多大の不足を生ずるが如き、作業成績の劣等者に迄賞與金を給與するの不合理なる現在の給與規程に據らんか、反つて彼等に怠惰の風習を養成し、釋放後身を持するの困難なるを卿ち、自ら刑務所再入を望むに至るが如き、本末轉倒の奇現象を惹起するの危險なきを保し難しと思ふ。

希くば作業科程終了以上の者に限り、賞與金の計算を爲すべく給與規程の改正を望む。

若し改正の結果、自活資金等の給與を必要とする者生ずとせば、釋放の際特に博愛仁慈的保護に依り、救濟の途を講ずべきではあるまいか。

◇個人意識より社會意識へ

秋郊生

◇

社會的統制のとれて居ない者が、その欲しいものを眼の前に置かれたときは、他を押し退けてもそれを取りたい心が起る。そしてそれが、他に爭ふものゝないときは、直に手がそこに伸びるのは、當然すぎる程當然なことではないか。

そこには、自己の欲望を滿たすといふ、個人としての自己なるものを意識するのみで自己以外の係り合ひのことなどは、少しも意識されて居ない、多少これを意識して居るとしても、それは極めて朦朧たる意識であると見なければならぬ。

多くの犯罪は、かうした意識の下に、發現するものではなからうか。

車體の小さい一つの電車を待つて〳〵やう〳〵に乘る。そこには極めて露骨に排他的の個人主義が、角を出して先を爭ふ。それを誰もが、左程に見苦しいことゝも思ふて居ない。誰れでもがやつて居るのだから一向に差支へないだらうと思ふかも知れない。損德の問題以外に、そこに社會示唆の働いて居るものはないだらうか。

それも、誰でもするから差支へないだらう位にとゞまれば、まだ危險率は少くない。が、それが、他の人がするから自分も一つやつて見やう。他の人がやるから自分もやらなければ氣が濟まぬ。と、こゝまで考へが、横道に外れると、場合に依つては甚だ危險千萬であるといはなければならぬ。

社會示唆が、第二世以降幾世かの說敎強

盜を生んだものと見れば、見られないことないだらう。この見やうに依ては、社會示唆を善導することも、極めて大切なことである。が、强盜自身は、社會示唆に操られて居ることは、少しも心付いて居ない。

それが、社會への見榮でない以上は、個人意識の外に、社會への係り合ひなど、少しも考へられて居ない、社會意識の缺けて居ることが、どの位、社會を傷けるか分らぬ。

時勢が、すべて集團の力に俟つといふ狀態の下に於ては、集團に對する愛と執着とに乏しい位、集團の發達を阻むものはない。社會意識を燃やすこと、それは、一般に、個人意識一方に偏倚するものには、これを等閑にすることは出來ない。殊に、それが爲めに、集團を傷けたものには、どうしてもそれが必要である。

個人は、これを家庭へ、社會への正しく强き紐帶たらしむる爲めに、この社會意識を燃やすことを基調として、自由刑を執行することも一つの考へではあるまいか。

そして、正しい社會意識を燃やさす爲めには、行刑當事者の、正しく力强い社會意識に俟たなければならぬことはいふまでもない。それは、火を燃やすものは火であるからである。

◇

職業訓練なるものは、活社會の活人物たる素地を作ることに、その基準を置かなければなるまい。職業的準備を整ふることに依て、經濟能力を與へ、以て生活の安定を得せしむるといふことが、聽て犯罪より遠ざからしむることになるからである。でなくして、生命の下に溶化されて、正しく生活を繼けて行ける、生活能力の啓培であらねばならぬ。廣い意味での職業訓練が活社會に立つて、どれだけ役立つて居るだらうか。努力の慣習、活社會に立つてからのそれは、容易くその結果を見ることは出來ない。

無論、別莊に靜養さして貰つて居るものはないだらう。だらうが、少くも收容中に於ける職業訓練が、活社會に立つての職業との間に、どれだけの交涉をもつたものになつて居るだらうか。思ふてこゝに至れば、職や訓練なるものゝ現狀は、「前途まだ〳〵遠遠であるの感なきを得ない。

◇わさびの本場へ

市谷すゞ蘭生

時間や費用の關係から、兎角遠方に旅行する事の許されない吾れ〳〵にとつて出張を利用する名所見物は又別な樂しみとされてゐる、その意味で今度の靜岡出張は確かに惠まれたものだつた。

ヤレ〳〵と言つた氣持で刑務所を辭したのが丁度短針が二時をホンの少々過ぎた頃だつた。江戸を出る時、親切な同僚から久能山だけは見て來いよ〳〵與れ〳〵も勸められたので、親切を無にするもんだからと行くことに決めた。然も自動車で、一體自動車なんて荷物でもある時以外乘るものでないと心得てゐたのに、行程三里を飛ばせら

れる事が堪らなく嬉しかつた。車上から見る右側の石垣に作られた無數の苺がフックラした赤い頬を見せながら、ストロベリーミルクの旨味かつた記憶を呼び起す、いつそ捥取て口一杯ほうばつてやりたい樣な誘惑さへ覺えさせられた、それから間もなく久能山で車が止められ、千八十九の長い石段をのぼらせられたのには流石に屁古垂れた。

大御所の英靈に怪しげな祈願をこめて見晴臺に出て見た。見渡せば山又山と峯巒相連り見下せば有度の浦浪いとも靜かに一望よく千里、清風徐に來りて眺望絶佳まさに東海の霊區たるを失はない。山を降りて更に車上に人となる、時間は意地悪く龍華寺の蘇鐵見物を許さなかつたがその埋合に次郎長の墓參りを許して呉れた。狹い道を右し左してとある寺の門前で車が止められた。案内に從つて墓地へ入つた、自然石に彫られた次郎長の墓とそれに並んで妻更に子分の大政、小政、仙右衞門の順に建てられてあつた。

往年荒神山の劍戟親分も今靜かにこゝに眠るかと思へば更に追憶の新なるを覺えた。

銅像は墓地の反對側に淸水港に面して建てられ、その碑文に……「なんだ博徒かと言ひ去るには餘りに彼れは大きかつた云々……」と彫られてあつた。

然り、兎角生きながら忘れられゆく人の多きに死して後尙人に知られる彼れ又一個の偉丈夫と云ふべきである。なんかんと安價に感激し乍ら忙しい裡に樂しかつた名所見物の幕を下した。

終りに靜岡刑務所のうどんの旨味かつた事と御多忙中を態々案內下された運轉手さんに厚く御禮申します。

◇愚　感

北海少年　烟　酒

鏡は正直である、自分の醜い顏其のまゝを寫す、色の黑いあの顏！吾れ口を開けば卽ち閉ず。卽ち開き、吾れ口を閉づれば卽ち開き、吾れ口を閉づれば卽ち閉ず。

おゝ鏡よお前は何故自分を立派に寫して呉れないのだ、自分は祈つた、然し鏡はそれを許さない、年若き少年收容者は吾れ等役人の行爲を映寫する鏡である。人猛獸を馴らすに溫和と忍耐とを以つてすればこそ從順に然も種々の藝をすら演ずるではないか。

世には自分の不調法な人に怒るものあり彼れ等は樹木や土石に衝突し無心の物體に對して怒りを發するが如きである。人は何故人を敎へて自からを敎へざるか、「模範の効は敎訓の効より大なり」（英諺）の語あり。吾等は直接戒護に當るものである。卽ち實行の人でなければならない。酒の害を說くも自己それを行はざれば如何？次に吾等は愛を以つて爲すべきである。彼れは哀れむべきものなり假令彼等にして腕を扼して來るものあるも尙且つ親切に彼の手をとりて撫育正道に導き自己は靜かに彼の將來を祈り時を待つべきである。反則者の多く出來るのも是れ戒護者として責任を思はねばならぬ。

曲りひがんだ彼等を善導し得てこそ吾等刑務官吏としての眞の價値があるのだ。

然し乍ら人々よ誤解する勿れ、自分の謂ふ愛なるものは着替に着物を着せてやるのではなく、その着方の正しきを敎へてやるのである。パンを與へようと云ふのではなく、其のパンを得る正しき術を敎へてやるのである。

◇作業の分課を望む

姫路　Y N生

國家が刑罰の執行を司る以上、夫れによりて行刑有終の美を全ふせしむる方策を講ぜざるべからず。就中行刑の中樞を爲す作業は極力官司作業を擴張し職業訓練を施し働かざれば喰ふべからざるを體得せめざるべからず、然して之に伴ふ生產品の販賣もまた忽せにすべからざるは國家經濟上言を俟たざる處なり。

故に吾人は現在の作業係は主として所內の現場監督と生產を司り、別に販賣係を獨立せしめて各官衞顧客の接衝に當らしむる新たなる機關の設置を望む所以なり。

◇論文を讀みて

新義州　村上勝次

曩古の御大典を記念すべく我刑務協會の種々の催は誠に結構な催であつた。

就中論文懸賞募集は行刑實務に直面する吾々刑務官には最も有意義であつた。

三月號紙上に賢明なる諸官の論文の優秀なるもの二三登載發表に成つたものを拜見し得る所甚大にして、あだかも暗夜に燈火を得たる樣な感がする。過去數年間に得たる我經驗より推して其の內容が實務に適合せるは一句一行胸にしみ、我行刑實務の道を明るくして呉れて、廣く刑務界の幾多の誌友に尠からぬ參考を與へた事と信ずる。

吾人刑務官は朝に星を頂き登廳し、夕は月を負ふて退廳する、極めて少閑なる激務者なる事は世人の夙く知る所であるが、かゝる激務のかたはら該文の如きを應募せらるゝは、唯に其の人の頭腦の明晰の故のみならず常に實務に研究心强く研鑽のおのづからなる賜と言はざるを得ない。

かゝる職員を多數有する刑務所の所長以下各上司の指導如何、將又遇囚の內容如何等、之を見ても萬事は讀め、我所と比較對照せずには居られなかつた。と同時に己が實務に研究心薄く文才にも乏しきを恥入り發奮の念を禁ずるを得ない次第であつた。

終りにこの意義ある催に感謝する。

輯編部より

紙上の匿名は差支ありませんが、原稿に住所氏名の明記なきものは今後採らないことにいたします。

生れ出る惱み

永原實

半歳の苦しみの總勘定をする時が來た。少くとも二月に入つてからは皆眞劍になつた。朝の三時から起き出る人もあり、夜二時頃迄机に噛りつく者もある。寄宿舍で全部の電燈の消えるのは、二六時中たつた夜更の一時間位のものだ。そんなに迄してやつたのに今日(三月一日)の試驗にすつかり當てが外れてがつかりする人も隨分とあつたに違ひない。

扨て時間は來た。胸がわく〳〵する。手がぶる〳〵と震へる。一時間目は刑事政策「保安處分を論ぜよ。」規定時間は一時間。

「しめたつ!」

「困つた!」

思ひ〳〵に心の中で號びながらペンを取る。一時間は早い。まだ私は一枚と一寸しか書いてないのに。

二時間目刑法。總論で「不作爲犯を說明せよ。」各論で「失火罪につき簡單に說明せよ。」及び「兄弟喧嘩をして弟が兄を殺さんとして誤つて父を射殺した場合に於ける弟の責任如何。」合計三問題、規定時間二時間である。一寸後の方を振り向いて皆の顏に占ひを立てゝ見る。何のことはない五條大橋で辨慶が義經に打據ゑられた者ばかりだ。

お晝休み三十分、御自分の出來榮えは奧深く秘めて、「いや參つた。」の連發をするもののばかりだ。それでも午前中の問題は剩にやさしかつた。但し點數を多く獲り得たるや否やは別問題として。

雜圍訴訟法が午後に控へて私達を睥睨してゐる。事實心配しないものでもない。發表された問題は恐ろしく、やゝこしいものだつた。これには流石の自稱天才も參つたと見えて、規定の二時間が來ても容易にその席を立たうとはしない。問題は次の通りだつた。

一、司法警察吏拘留刑に該當すべき現行犯人罪證湮滅の虞ありとの理由を以つて逮捕し之を區裁判所檢事に引致したるに該檢事は速時之を勾留し十日間を經過したる後に公訴を提起したりと謂ふ。此場合に於ける司法警察吏及檢事の爲したる手續の當否を述べ起訴の效力に及ぶべし。

二、檢事の發したる勾留狀と强制處分による勾留狀の異同を述べよ。(以上秋山先生)

一　上訴申立後に於ける未決勾留日數の通算を爲すべき場合を說明すべし。

二、檢事被告人の利益の爲めに控訴をしたる場合控訴審は原審判決より重き刑を言渡すことを得るや。(以上森山先生)

この四問題に二時間が與へられた。其の難易は試驗場を出る時の皆の蒼白の額に汗を滲じませてゐた事によつて充分に理解することが出來た。

兎に角私は疲れた。へと〳〵になつた。机に噛りついてゐると脇下を汗が流れるの

が感じられた。尤も午後は非常に暖かだつた爲もあるが、自分はいつも試驗の後に參考書を見ることをしない。本を見て折角滿點だと思ふ自尊心(?)を少からず傷けられるからだ。風呂に行つたら、さつき迄しかめ面をしてゐた連中にぶつつかる。今度は皆笑つてゐる。そうして相變らず「參つた〳〵」を連發してゐるのが可愛い。何もそんなに口惜しがらなくともいゝではないか。今更ら悔んでみても、試驗委員は決して改悛の情顯著にして情狀酌量の餘地ありといつて五點も增してはくれるではなし、くよ〳〵するより鼻唄でも歌へとゆう樣な氣持ちになつてくる。

風呂から歸つて机の前にどつかりと、大安坐をかいて煙草を輪に吹かす。誰が買つて來たのか眞紅の薔薇が一輪、花瓶にさゝれて煙草の煙に包まれた。嚙みつく樣に引き寄せて鼻に持つてくる。やつぱり薔薇の香りがする、馥郁としたその香り、まだ感じがある、頭は大丈夫だとゆうことが始めて分つた樣な氣がする。しかしまだこれ程がつかりしてはならなかつた。私達にはまだ明後日五科目の筆記試驗を澁へて、更に五日には口述試驗を受ねばならぬのだつた。こんなものを書いてゐる暇に會計法でも見なければならぬ。まだ一回も見てない。これから丸暗記だ。呑氣そうにこんなことをしてはゐられない。汗馬に更に一鞭を加へて、今晩も二時頃迄やることにしよう。

(三月一日夜)

*　*　*

丸暗記すると意氣込んでは見たものゝ一昨夜はあれから頭痛の爲めに休養の止むなきに至つた。そうして昨日も一日中頭痛に惱まされてちつとも準備は進んでゐない。參考書を机に山と積んで、扨てどれから始め樣かなどと考へてばかりゐて一日を過してしまつた。結局仕方なしに藥屋の御厄介になる。ミグレニンの極量に漸く頭痛が收つたので夜九時頃から會計法を一回漸くにして目を通した。こんなことなら早く飲めばよかつたと思つてみても後の祭だ。そうして私は今日試驗に出た。可成り大膽なやり方だ。以下今日の問題を記して見る。

會計法　(一時間)

一　渡切經費を說明せよ

二　(イ)　立法權
　　(ロ)　補充科目

行刑法　(辻先生)

一　巡閱と巡視との區別

二　受刑者の累進處遇に於て副食物(菜品)の差等を設くることの可否

以上の中一問題を選擇

行刑法　(森山先生)

一　現行刑務作業の改良意見を述べよ

行刑法　(正木先生)

一　假出獄と恩赦との差異を述べよ

これ丈けを二時間にやることになつた。あんまりやさしくもない。時間の短かいことがこうした問題にぶつつかると第一に苦になる。

行刑法　(岡部先生)

一　刑務敎化と慰安との關係を論ず

行刑法　(芥川先生)

一　法律に於て豫防を規定せる急性慢性傳染病の種類を擧げよ

二　刑務所に腸チブス發生せる時の措置を述べよ

次の時間はこうした問題が出て、やはり二

時間だ。

一昨日の失敗を雪辱しようとした計畫はもろくも破れて全くものにならぬ。試驗ということを耳にするのも癪だ。内心得意のものもあろう。しかし斯く意氣銷沈して歸る者、恐らくは大多數であつた事だろう。電車から降りての歸途、女學生らしい二人連れを追ひ越す。期なその話し聲がふと耳に入る。

「だつてあれ、あたしにはちつとも解らないんだもの。苛酷と書いてしまつたわ」

「あたし何んでも構はない、づん〳〵書いたのよ。」

苛酷、苛酷、それなるかな彼女よ。此處にも試驗に惱されてゐる若い女性のあることを知つた。正に三月、冷たい痛い試驗風が筑波颪に吹き捲られて、今東京の若い人達を縮み上らせてゐる。

こうして休む暇なく更に私達の前には最後の難關、口述試驗が目を皿の樣にして待つてゐるのだ。(三月三日夜)

＊　＊

三月五日、全く豫期以上に皿の樣な目は大きかつた。そうして鋭かつた。

最初が行動表、最後の手續で指を控られ、更に次は刑法、逃走罪で大まごつきを演じ、刑事訴訟法は、強制處分ですつかり止めを刺されて試驗場から這ひ出した。歸途半藏門のカーブで電車が空轉を始めて、運轉手車掌が右往左往してゐる樣が、恰度今しがた自分の試驗場での有樣に酷似してゐるのが思ひ合されて、噴き出さずを得なくなつた。

すべては終つた。たゞ私達は九月の卒業式に證書を一枚貰へば勘定濟となるのだ。入所の初め二十番圈内を目標に努力してきたことが、頗る危なくなつて來た。期待してくれた同僚や其他に私は何んとも面目ないこと、裏切りの汚名は終生の努力で何んとか片附けねばならぬより重大な責任が、またしても兩の肩にのしかゝつて來た。

私はこれから神戸に行かねばならぬ。試驗前、兄危篤の招電を受けること二回、遂に私は試驗を名としてその枕邊に慰むることをしなかつた。多少元氣の恢復したと聞いて九日迄の休みを利用して、忙がしい見舞に出かけることにした。

＊　＊

何にしても試驗は樂ぢやなかつた。そうしてこの半年の間の練習所通ひも、決してそれ位人の知らない雜誌や書籍が夥々あつた。口性無い人々の「何んだ練習所で油ばかり賣つて……」そうした人を見る毎に、私にはある氣の毒さすら覺える　入つて見ればいゝ。苦しいか樂かはすぐ分る。

恰度十二月迄に見學の豫定が終つて、一月に入つてからは皆青筋を立てゝ勉強した。朝の五時頃から寒風吹き荒ぶ清水谷公園のベンチに蹲つて、只管に精進した者もあつた、また試驗に出る科目以外の講義時間にも、それが將來の私達刑務官に最も重要であるべき、犯罪心理學、經濟學、また低腦兒敎育等の貴重な講義の時にも、それ等をそつちのけにして刑法刑事訴訟法と、日も尚之れ足らずとして研究してゐた人達も半數を過たであろう。何んの爲めに練習所に來たのか分らなくなつてくる。刑法に刑事訴訟法、行刑法だけやるのから刑務所にゐても充分に出來る筈であると思ふ。こんなに迄して任官目標の勉强して扨て任官出來なかつたら、さしあたり松澤病院邊りの御厄介にならなくてはなるまい。試驗場で問題を考へつゝ居睡りに陷つたという豪放な度量と膽力とを持つ同僚もあつた事を思ひ合せると、思ひ半に過ぎるものがある。

(三月五日記)



子供の教育と玩具

幼い世界を理解して自然から玩具を取れ

子供の玩具箱をひつくり返すと母親がどれ丈我子に意を用ひてゐるかゞ解ると或人が申しました、玩具は子供の生命成長の糧です、實る事を第一の目的として色彩や形態や衛生等の點を餘り考へない玩具を無雜作に集めてあてがつておくことは我子の將來に對して餘りに不親切と言はればなりませぬ、子供は大人の相像も及ばない世界にゐるものですから大人が見て綺麗だとか面白からうと思ふものが案外直ぐ飽きてこんな單純なものがと思ふものに全心全力を注いで工夫を凝らし時間も忘れて遊ぶものです、ですから母親は子供の世界をよく理解して自然の內から如實の生活に照らして玩具を與へ一行かねばなりませぬ子供の創造力を養ふ上に最も必要だとされてゐる積木玩具は近頃漸く日本の子供にも與へられて參りました、この積木さへ大人が要らざるおせつかいをして色を塗つたり屋根だの煙突だのを造つて子供の創造力の妨げをしてゐます子供　世界では單純に立方體、長方體、三角體が與へられさへすれば可いのです、そしてこれを子供の工夫に任せて置けば大人の考へも及ばない色々の型を生むで參ります或賢明な夫人がその子の大切な玩具として蒲鉾の板の廢物を何枚も與へてゐましたそれが電車のレールとなつたかと思ふと時々は銀座通りともなりお山にもなれば池の淵にもなるといつた誠に重寶なものでした何と床しい母の心でせう、やがて數枚の蒲鉾板からどんな發見が生れるかも知れません、大工さんの木片れ菓子折の小さいものでも集めて與へればお情では單なる見榮から何十圓を投じて與へられる玩具よりも子供はどれだけ喜ぶか知れませぬ。

齒磨の良否

粉の粗いのは害

楊子は日光消毒

齒の保健の爲めには常に齒の掃除を怠らないやうにしなければなりませんが、それには良い齒みがき粉、良い齒ブラシを使用しなければなりません。齒みがき粉にはどんなものがよいか。齒みがき粉の最も理想的なのはまづその粉末が細かで、只舍んだ時比較的早く溶解するものでなければなりません、同時に爽やかな香味を持つて居り、なほ殺菌の効があれば此の上ありません。齒みがきの粉末があらいものだとか、硬くて溶解し難いやうなものは齒の寶を害しやすい、卽ち齒牙の琺瑯質を磨滅します、それは恐るべき磨耗性となりますから注意せねばなりません。次に齒ブラシは相當の硬さの毛を使用したものが適當でありますが軟かすぎては充分に食物の殘滓が取れません又毛は密生せず疎らに植ゑたもの、齒に當てる面は彎曲したものが適當であります　齒を磨く時には齒ブラシに齒みがきをつけて上顎は上から下へ、下顎は下から上へ齒齦の上部から輕く摩擦し、奥齒は特にその廣い齒面は素より隅から隅まで食片の些かも殘りなく掃除すべきで

あります。なほ歯みがき粉でなくて水歯みがきは毎食後にコップ一杯の水に數滴をたらして含嗽するのでありますがこれは口が清淨になり氣持も爽かに、且つ齲歯や口腔炎を未然に防ぐ効果があります。

セキの原因

神經の異常からも出る

せきと申しますと一般に呼吸器の病氣と早合點する傾向がありますが、決してそんなに簡單に片付けられるものではありません、一體せきといふのは氣道内の異物や分泌物を排除しやうとする呼吸筋の反射運動であります、從つて痰を出すのに必要なしめりのあるせきをとめてはなりません、これは有用なせきで自然治癒に必要であります咯出と無關係なせきは苦痛となり衰弱を來し、粘膜に充血を起し病勢を增惡させますから之を鎭める必要があります、呼吸器異常によるせきは、鼻腔、咽喉、氣管、氣管支、肺、肋膜などの異常から起ります、また呼吸器以外の刺戟によるせきは耳の外聽道や皮膚の刺戟、腹部内臟の刺戟、子宮の刺戟などから起り神經の異常によるせきは神經質の人殊に結核に恐怖心を抱く人、ヒステリー、腦炎、尿毒症などでもあります、せき止めにはモルヒネ、コデイン、ロートエキス、ブローム劑などが用ひられますが一般には植物の配糖體が與へられます。

納豆の榮養價如何

納豆は煮た大豆にある種のかん狀細菌を繁殖さしたものであつてそのため大豆の成分は多少分解を受けるのですが、大體の榮養價は大豆と大差なく、たゞ豆より澱分分解の程度が進んでゐるために柔かくてそしやくし易く、從つて消化も多少早いといふ譯です。豆類はベクチン質の皮を被つてゐて、これが便通を促す上に甚だ有効であつて特に納豆に限つた事では無いのです。

納豆百グラム中の熱量は百八十カロリー、蛋白質十九パーセント、脂肪八十パーセント等。含水炭素六パーセント等。

納豆の細菌は病源菌とは異り、健康上何等差支ないのですから大いに召上り下さい。

モスや羅紗類を虫に食はれぬ藥

陸軍被服廠や千什製絨所でも實効確實として採用

モスリンやセル、羅紗織物の虫食ひには各家庭でどんなに苦しめられてゐるか知れませんが、これは我國のみでなく外國など大變に惱まされてをりまして、この爲めにかうむる損害は年々非常なものです。この害虫は歐米のものは衣蛾だけですが、日本には特殊のカツヲといふ害虫があつてタンス、ツヾラ、衣裳鞄、押入、戸棚等にあります、モス、セル、羅紗類をかすのはこれです、從來これが豫防法は冷藏倉庫へ預けるとか、ブリキ鑵、紙袋、若しくは支那風に瓶の中へ封じ込んだり、驅虫劑によるとか、捕殺、拂去法又は化學的處理法によりましたが、奏効は確實ではありませんでした、ところが最近麹町區有樂町濱野商事會社で輸入したドイツ、バイヤ會社の防虫劑オイランは歐米諸國で好評を博したものですが、日本のカツヲ害虫にも適劑であると陸軍被服廠で採用し千住製絨所でも使用して大變効果をあげましたが、最近ではこの藥を應用して日本橋の市出商店などで虫の食はぬモスリンまで發賣されるやうになりました。利用方面は洋和服、毛布、毛糸、モス、風呂敷、毛筆、羽毛、椅子、毛、麻、カーテン、メリヤス、家具類を初めこの外虫のつくものは

何でも應用されます。藥品は錠劑で一粒を水五合五勺に溶いて、この中に品物をひたし四十分から一時間陰干すれば害虫は永久につくことはないといふ便利なもので、各家庭で簡單にこの處置が出來ますので、モスリンやセル、洋服などの保存上革命的の藥品であると各方面から注目されてゐます。

臺所整理器

これ一つあれば臺所は整然

この臺所用具整理器を一つ臺所の壁ぎはか棚の端へでも取付けて置くならば、あらゆる臺所用具は取り散らかることなくちやんと整理されます。これは幅三分、厚さ一分位の白エナメル塗りの鐵板で、高さ一尺五寸　幅九寸五分位の平たい枠が出來てゐて、これに兩側に日徑三寸深さ四寸位の金網が左右に取りつけられ上端から五寸位のところに鐵の横木があつてそこに、五本位大小の庖丁が挿込まれそのすぐ後ろすつと下に金網の棚があつて、上の棚には鍋蓋など下の棚には常に水に使ふ椀、コップ類がおかれるやうになつてゐる、下の網棚の下部には六個のカギがあつて杓子、魚燒網、柄付コップ等々の、下げられるものをかけるやうになつてをり、左手上部に三本の自由自在に動く布巾かけがあつて適當に布巾がかけられるやうになつてゐます。左右の金網籠は一方は目の荒い網でしやもじ、などの大物を入れ、一方の金網籠は目が極細く、スプーン、揚棒、料理箸などを入れるやうになつてゐます。そして全體が耐水白エナメル塗りであり、極く簡單な枠になつてゐるから感じが非常によく且つ衛生的でその上丈夫に出來てゐるので五六年使へます、値段は一具一圓八十錢、販賣所は各百貨店、食器具店。

* * * * *

廢物利用

反物の厚紙

1 二三枚を重ねてはり、その上に布を張つて手製の鼻緒をつけますと、あまりいたまない場所、例へば接室とか廊下とかふやうなところで使ふ上草履としては非常に體裁の良いものが出來ます、勿論この場合に使ふ鼻緒の布や厚紙に貼る布は、廢物になつた半襟とか小布とかを利用するのです。

2 熱い食器などを置く食卓の上の臺として種々な型に切つて置きましたら非常に面白いと思ひます、それに少の工夫を凝らして繪でも書いて美術的にしましたら來客時の食卓にも使はれます。

□　□　□

和歌

静岡賤機會詠草

戸田則素大人選

若水

老人も若水くみて若返る
　としの始めをいはふかな　　蘇雪

かはりなく笑顏のうつる若水に
　老い行く身をも忘れぬるかな　　碧水

千代かけてけさ若返る若水を
　むすふもうれし老か身にして　　皓月

としことにくむ若水はかはれ共
　かはらぬ身こそうれしかりけれ　　澤濤



罪と愛を結ぶ天使

横山利一郎

A君は東京の某刑務所看守である。拝命してから三年の月日を至極泰平無事に過して来た。同僚から堅パンのニックネームを頂戴せねばならぬ程、眞面目そのものゝ様な男である。で毎日の課程としては、朝起きると間もなく下宿から刑務所まで、半里許りの改正道路をたつた一人でぽつり歩いて行く。そして與へられた勤務表通り、克明に時間を移して行く。交替して休憩時間を控室に過す時でも、隅つこの方で六法全書と首つ引きをやつてゐる。言はゞ年若い本の虫で、雑談の中心なんぞにはなり切れない男である。

だからA君にとつて非番の日こそ一等有難い自由が味へる譯である。その日を利用してかれはN大學の夜學に通つてゐた。無論、隔日にである。従つて前日の科目は學友のノート拝借で埋め合はせねばならない。が兎に角要領のいゝ勉強振りである。かれの散歩時間と云へばまた學校と刑務所への往復がそれに當てられる。詰り散歩のつもりで街々の風光に接しながら通ふのである、勿論かれの事だから、何れも電車に乗らないで行ける様な中間地帯に下宿を占めてある。道樂と言へば先づその散歩と、時折下手な尺八を吹くこと位のことで、婦人の來訪を下宿に迎へたり、着色ランプ式の家に足を踏み入れる様な事は絶對にない。尤もかれの同僚は大抵さうなので、薄給の割愛までしてモダーン情緒を味はれば氣の濟まない手合ひは、ほんの偶々にしか見出せない狀態である。然もさうした特異な事例が擧げられれば、直ちに彼等の首を毫無しにする憂ひが控へてゐるせいでもあらうが。それからA君は故郷の老いた兩親への音信なども決して忘れない。

それのみかA君は獨身者としての身だしなみも無難であり、五尺五寸二分の身長とやゝ肥つた頑丈さうな體格の持主で、顔立ちも引締つた方で、默り屋だが、時にユーモアの一つ二つは出せる頭を持つてゐる。眼立たないが、人好きのされない男でもない。のみならず月々の下宿代の如きは極めて確實に支拂つて行くので、何よりも、元商賈人の未亡人である下宿の内儀を喜ばせるに充分であつた。其爲に未亡人は會ふ人毎に「模範苦學生」と大眞面目に吹聽することを怠らないのも當然である。

◇

そのA君が、有らう事か、それ迄にない特例を作つて、下宿の未亡人を驚かせた事件がある。大方御想像の通り、それは過去三年間絶對になかつた婦人來訪のレコードを破つたことである。それはN大のクラスメートだといふ橋房子の訪問である。かの女がN大の女生徒きつてのシャンである事は、學生區の神田では誰一人知らぬ者がない。だからN大での房子の存在は學生としてと云ふよりも、寧ろさうした持てはやされ方をされる事、悦びの爲に通學してるとしか思へない程である。かの女も大方それを意識して通つてる事に違ひない。事實かの女の丹念にノートしてる處なんぞ見た者はない。

或時、房子はA君の隣りに席を探しあてた。生眞面目なA君は、流石に其夜の講義が耳に入らなく、用も無いのに屢々教場を出て冷たい風にあたつたりした。その間に房子はA君のノート裏のサインから所書を寫し取つた。その紙片はそつとハンドバックの底に隱された。

◇

二三日經つて、A君は何時もの様に下宿に歸つて見ると、玄關に稀らしく婦人靴が脫がれてあつた。言ふ迄もなくそれは房子のである。氣の弱い正直者のかれは其夜學校を休まされたばかりか、遂々商明座をおごらされて終つた。こんな事件があと一、二回も繰返されたらう。無論それは何時も押掛けの來訪で、すべてA君の方が受身であつた。かれはさうした未經驗から來る怖ろしさと、迷惑さと、好奇心とをごつちやにして味はねばならなかつた。然し勿論其頃のA君にとつて、それは夏の日の驟雨ほどのもので、熱心なかれの向學を何うする事も出來ない程度でしかなかつた。従つて彼の生眞面目な性格に對しては、取立てる程の歪曲をも與へられなかつた。

◇

新學期に入つた或る日、彼は非番の日の喜びを胸に包んで、例の如く下宿に歸つて來た。たゞし此日は、見張臺から降りる時あと五六段目ゝ處を踏み外づしたり、××部長からお小言を喰つたりして、A君の氣持は幾らか平常の落着きを失つてゐる様であつたが……。それだけに又誰の監督をも受けない我家に歸つて、勉強出來るといふ心安さの強かつたのも事實である。

處が、かれの聲音を聞きつけた未亡人は、いつになく途方もない晴やかな顔付きで迎へ出るのだつた。A君は自分の氣持には頗るしつくりしない事態を、氣味悪く感ぜねばならなかつた。

「Aさん、本當にお芽出たう御座いました、ねえAさん！」

さう言はれても、A君には何の事だかさつぱり要領を得ないので、ぽかんとしてゐた。未亡人はます〳〵ぢれつたげに、そして矢繼早に、

「でも、こんなにお芽出たく事が運ぶまで、わたしにお秘しになるなんて、本當に嫉ぢやありませんか、ねえAさん、何とか仰言いませよ」

A君は愈々狐につまゝれてしまつた。

「一體、誰が何うしたと言ふのです。えゝ？　僕が結婚するんだつて？」

「さうぢやありませんか、とぼけなすつても駄目だことよ、之が證據ぢやなくて、何なの？」

A君の眼の前に、二つの燦然たる婚約指輪が突き出された。然も結婚の對手は、誰あらう、橋房子だと云ふのである。が、何と云つても、A君にとつては覺えのない事實である。然し今現に未亡人はその證據物件を持出して、どこまでも自白の強腹を切らせやうとするのである。A君の驚きは思ひやるに餘りがあらう。

實ばね、と未亡人の話す處は斯らである。昨日の午後、房子が訪ねて來て、今度Aさ

んと結婚する事になつた。それに就て此間、一緒に××貴金屬店で指輪を註文しておいた。それが今日出來あがるので、早く見たいから受取りに行かうと思ふ。其お代を頂戴に來たのだ、と言ふのである。あなたの歸宅を待つてとも思つたが、何しろお芽出たい事ではあり、てつきりでかしたとの喜びから、先日貰つた下宿代でお立替へして、三十八圓渡してやつた。そして間もなく持歸つたのが此指輪で、取敢へずAさんに渡しておいてくれ、明日は非番だから屹度參りますと言つて歸つた。やがて御當人がやつて來るだらう、まあお樂しみ、待つてらつしやいよ、と言ふのであるといて見れば未亡人のはき違へるのも萬更無理ではない。A君は漸やくすべての事が判然しかけた。そしてやゝ、落着きを見出すことが出來た。

「さうでしたか、隨分御世話なかけました。だが、僕は全然指輪をあつらへないし、房子と婚約なんかした覺えがないし、全く考へた事さへないことを明言しておきますよ」

今度は未亡人の方が瞻を潰してしまつた。房子のためにまんまと三十八圓をせしめられたのである。其處でA君はがつかりして蒼ざめた未亡人の手に、自分の貯金通帳を渡して、まつたく憂鬱になつてしまつた。かつがれた未亡人は、それでもぷり〳〵怒つて、警察に訴へると騒ぎ出した。

さうされると、A君はそれこそ自分の首に關する事になるから暫らく待つて吳れと、念を入れて賴んだりした。其日は學校を休んで、待ちほうけてゐたが、夜が更けても遂々房子は姿を現はさなかつた。

間もなく詐欺罪であげられた橋房子は、A君の刑務所に收容された。最近のかの女は、裕福な實家から月々相當な仕送りを受けてゐながら、虚榮が過ぎて不足勝ちな爲に、學生區を中心に再三詐欺罪を繰返してゐたのであつた。その日、婦入被告としての房子の取調べを命せられたA君は、再び言ひ樣のない情感と運命の皮肉さを祕々と味はねばならなかつた。取調べ中、遂々二人の間に起された事件に就ては一言も交はされなかつたのみならず、この事件に暗示されたA君の房子に對する視覺は既に甚だしく一轉してゐたのを、彼自身何うする事も出來なかつた。恐らく人一倍敏感な房子にはかれの心の動きが有難く讀まれない事はなかつたらう。

それからの幾日かは事もなげに過ぎた。或る日A君は突然所長の手から轉任辭令を受けねばならなかつた。何處から、誰の口から洩れたかは知らないが、房子とA君との三十八圓事件が所內に噂し初めた爲である。だが、この事によつてA君は、獨身同僚のために前車覆轍の役割を演じて異れた事を、諸君と共に喜ばねばならない。そして、それは尊い人間教育を受けたA君にとつても甚だ安價な月謝であつたことを——。

辭令を手にしたA君は翌朝早く、一個五錢か拾錢に値する夜店の指輪——だが忘れ難い紀念品たる二つの婚約指輪——を、トランクの底に秘めて、轉任の車窓に倚る自分を見出した事であつた。その時は、溫順しく生眞面目だつたA君の心にも春の惱みがはつきりと意識されたやうになつてゐた。

誰を待つのかA君はいまだに獨身者である。

——一九二九年四月稿——

——これは事實談ではない。何處で、誰によつて經驗されたことであつても良いのである、私共の味はふべきは此小篇を流れる人間味そのものに就てである。——

第二區第四回演武大會

櫻花漸く蕾ふくらむ三月二十四日、宇都宮刑務所演武場に於て第二區第四回演武大會が開かれた。定刻前より早くも劍道及柔道の各選手は意氣揚々として、萬國旗で裝飾せられた歡迎門を潛り、紅白に彩られし幔幕の場席にがん張つてゐる。式場には松井會長御臨席あり、尙來賓として濱野府師、芥川衛生官、樋口檢事正、市谷、小菅、甲府福島各刑務所長を始めとして、縣廳各警察署長及び地方知名の士、當地武德會幹事等百餘名に及び、午前九時兒島支部長より開會の辭ありて、優勝旗の返還式を行ひ、各選手代表者に依り劍道組合せの抽籤をなし審判員より注意ありて愈々試合に入る。審判は高野範士、谷田貝教士であつた。

午後一時より柔道代表選手により、前回、通り抽籤の後、柔道戰は開始した。高點試合終りて伊藤五段に對し三段二名、二段三名の五人掛け試合あり、最後は審判員三船七段は伊藤五段を相手に模範試合を見せ、さすがに御手際のあざやかなる妙技敬服の外なし。

時間の關係で、三船七段より簡單なる挨拶に次で、優勝旗竝に賞品を授與し、記念撮影をなし兒島支部長より簡單に閉會の挨拶ありて、盛會の裡に無事終了した。時に午後四時半であつた。當日の成績を左に

劍道第一回戰

二級	藤崎	2	1	2	一級	沼田	三段
同	北爪	1	2	1	一級	菊嶋	甲府千葉 二段
一級	小池	0	2	0	初段	小宅	同
初段	横田	1	2	0	初段	矢次	同
二級	阿部	0	2	0	同	松金	三級
二級	前原	2	1	0	同	須貝	初段
同	谷合		2				長谷川

市谷（八幡一勝）
三段 田中 ○ 一 × ×
二段 高橋 ○ × × ×
初段 原井 × × × ×
一級 湯沢 × × × ×
二級 鶴巻 × × × ×
三級 石井 ○ ○ ○ ○

小石川
三段 伊藤 ○ 一 × ×
二段 木内 一 × × ×
初段 倉本 ○ × × ×
一級 妙圀寺 ○ ○ ○ ○
二級 北村 ○ ○ ○ ○
三級 岡田 ○ ○ ○ ○

市谷（八幡一勝）
三段 加藤 ○ ○ ○ ○
二段 彌富 × × × ×
初段 原井 × × × ×
一級 鶴巻 × × × ×
二級 高橋 × × × ×
三級 田中 × × × ×

小石川
三段 妙圀寺 ○ ○ ○ ○
二段 北村 ○ ○ ○ ○
一級 木内 ○ ○ ○ ○
同 伊藤 ○ ○ ○ ○
三級 岡田 ○ ○ ○ ○

市谷（八幡一勝）
三段 中山 ○ ○ ○ ○
二段 加藤 ○ ○ ○ ○
初段 彌富

矯正図書館

刑務所關係の豫算

昭和四年三月二十七日公布昭和四年度豫算中
刑務所關係ノ部抄錄

甲號

歳入經常部
第三款　官業及官有財産收入
第十一項　刑務所收入　六、五四七、四六四圓
歳出經常部
1司法省所管
第一款　司法本省
第六項　刑務官練習所補助費　一五、〇〇〇
第三款　刑務費
第一項　俸給　六七三、四五三
第二項　事務費　六、七二六、三九三
第三項　收容費　六、八九〇、一七六
歳出臨時部
司法省所管
第二款　營繕費
第一項　岐阜刑務所建築費　七五、〇〇〇
第二項　函館同　八九、〇〇〇
第三項　京都同　九〇、〇〇〇
第四項　沖繩同　五〇、〇〇〇
第五項　刑務所及支所獨居房建築費　一九八、四七五
第六項　大阪刑務所和歌山支所建築費　七〇、〇〇〇
第八項　松山刑務所宇和島支所其他新營費　七二、五五一
第三款　震災復舊諸費
第一項　刑務所復舊費　四七〇、〇〇〇
第二項　東鴨刑務所移築費　二二〇、〇〇〇
　　二五〇、〇〇〇

乙號

刑務所復舊費
既定總額　四、八八五、八八六
追加額　二五〇、〇〇〇
計　五、一三五、八八六
內
昭和三年度支出額　四、三二二、一七二
昭和四年度以降支出額
（款）震災復舊諸費
（項）刑務所復舊費　八一三、七一四
改定年額
昭和四年度　二二〇、〇〇〇

昭和五年度　二三三、七一四
昭和六年度　二一〇、〇〇〇
昭和七年度　一五〇、〇〇〇
東鴨刑務所移築費
既定額　三、四四〇、〇〇〇
追加額　六〇〇、〇〇〇
計　四、〇四〇、〇〇〇
內
昭和三年度迄支出額　三、一九〇、〇〇〇
昭和四年度以降支出額
（款）震災復舊諸費
（項）東鴨刑務所移築費　八五〇、〇〇〇
改正年額
昭和四年度　二五〇、〇〇〇
昭和五年度　三〇〇、〇〇〇
昭和六年度　三〇〇、〇〇〇
朝鮮總督府
歳入經常部
第二款　官業及官有財産收入
第四項　刑務所收入　七三、二七七
歳出經常部
第一款　法院及刑務所費
第一項　俸給　一、七五六、三三三
第二項　事務費
第三項　裁判・登記諸費
第四項　收容費　四、五五一、八七一
　　二四七、一二〇

第二項　事務費　二、〇一〇、三三三
第三項　刑務官練習費　五六、三一〇
第四項　收容費　二、二三八、一〇八
臺灣總督府
歳入經常部
第二款　官業及官有財産收入
第八項　刑務所收入　三一一、七六八
歳出經常部
第六款　刑務所
第一項　俸給　一、一二六、五五三
第二項　事務費　七三、七七六
第三項　收容費　六四四、七九〇
第七款　警察及刑務官練習所　四〇七、九八七
第一項　俸給　二〇二、七一四
第二項　事務費　二二、七九〇
第三項　練習生費　四六、三五七
關東廳
歳入經常部
第二款　官業及官有財産收入
第四項　刑務所收入　一三三、六四七
歳出經常部
第一款　俸給　七三、二七七
　　△

矯正図書館

◙宇都宮刑務所と落成式

—宇都宮市西原町高臺の白亞館 モダン刑務所成る—

大正十一年から七ケ年の繼續事業として總豫算四十萬圓を以て移轉改築工事中であつた宇都宮刑務所は、三月二十三日午前十一時から新廳舍樓上教誨堂を式場として落成式を擧行した。當日原法相代理松井行刑局長、牧野大審院長を始め濱野司法技師、芥川衛生官、岡宇都宮地方裁判所長、同樋口檢事正、其他官民二百餘名の來賓列席、兒島所長の開會の辭、井上工事主任の工事報告、原司法大臣の祝辭（松井行刑局長代讀）牧野大審院長の祝辭、岡宇都宮地方裁判所長、同樋口檢事正、手塚宇都宮市長代理の祝辭に次で、鈴木文書主任より大阪、巢鴨、橫濱刑務所長の祝電の披露あり、頗る盛大であつた。正午式を終り兒島所長の案內にて、房房、受刑者の作業狀態等を參觀し、本館前の庭園に設けたる午餐場の紅白の幔幕の中にて立食の祝宴を催し、午後二時散會した。

尙當日來賓の重なるは、前記諸氏の他、輔成會の香川理事、福島、小菅、靜岡、市谷、甲府、前橋の刑務所長、浦和、栃木の支所長。

所在地管內裁判所判檢事、縣高等官、各官衙長官、縣下各警察署長、足利市長、軍衙、通信、鐵道の關係者、縣會議長、辯護士會長、醫師會長、管內司法保護會關係者、市內民間有力者等百數十餘名。

▽佐賀支所の落成式△

熊本刑務所佐賀支所は新築の工全く成りて去る三月十日午後一時三十分より同所教誨堂に於て落成式を擧行した。來賓岡部司法書記官、光行長崎控訴院檢事長、石井長崎控訴院長、生駒佐賀高等學校長、吉村佐賀縣知事、下山熊本地方裁判所長、田中佐賀地方裁判所檢事正、二階堂佐賀地方裁判所長、佐賀區地方裁判所判檢事、佐賀縣會議長、辯護士會長、附近刑務所長及佐賀縣內各官衙學校長其他各關係者等二百有餘名に及び、支所長開會の辭に次ぎ刑務所長の式辭、工事報告、大臣祝詞（岡部司法書記官代讀）光行控訴院檢事正其他の祝詞、祝電披露ありて、同二時三十分終了した。

因に同支所は敷地面積實測一萬八千四百十坪附屬耕耘地二千七百四十六坪合計二萬一千百五十六坪で、建物は官舍、病舍工場及附屬建物の一部を除く外總て煉瓦造にして、官舍二棟舍房一棟二階建とし、坪數六百三十一坪他は平家建七十二棟二千五百五十一坪五合六勺合計七十五棟三千百八十三坪五合六勺外塀高さ十五尺四百五十間である。收容人員は受刑者五百人被告人五十人合計五百五十人の豫定である。

□□行刑統計□□□

昭和四年一月中入出監並月末在監人員（人員）

Prison Population during the Month of January 1928

		總員	入監	出監	現員	增減 前月比較	增減 前年比較
受刑者		36,411	2,270	3,432	35,249	△ 1,162	△ 1,967
刑事被告人		2,941	3,303	2,746	3,498	557	600
勞役場留置者		265	319	345	239	△ 26	3
乳兒		7	3	2	8	1	3
總計	男	38,900	5,737	6,257	38,280	△ 620	△ 1,306
	女	724	158	168	714	△ 10	△ 55
	計	39,624	6,395	6,525	38,994	△ 630	△ 1,361

備考　內朝鮮人受刑者男789人刑事被告人男96人アリ。

昭和四年一月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of January 1928.

備考　△ハ被疑者ノ別掲ナリ

監務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置人 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳児 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,017		1,017										1,017		1,017
市谷 Ichigaya	15	14	29	△5,322	2	△5,347	37		37		1	1	1,049	38	1,087
豊多摩 Toyotama	710		710				1		1				711		711
府中 Fuchū	1,850		1,850				1		1				1,851		1,851
横浜 Yokohama	611	1	612	85	3	88	9		9				705	4	709
千葉 Chiba	79		792	△1 17	1	△1 18	3		3				813	1	81
水戸 Mito	38		389	△4 39	1	△4 40	4	1	5				43	2	43
宇都宮 Utsunomiya	361	128	489	11	1	12	3		3				373	12	50
前橋 Maebashi	975		975	△3 43	1	△3 43	8		8				1,034	1	1,035
静岡 Shizuoka	589		589	△3 73	3	△3 76	2		2				667	3	670
甲府 Kōfu	400		400	△4 17	1	△4 18	5		5				456	1	457
長野 Nagano	544		544	△2 29	1	△2 30	2		2				577	1	578
新潟 Niigata	314		314	△1 30	1	△1 31	1		1				351	1	352
京都 Kyoto	722	120	842	76	1	77	3		3	1		1	803	127	930
大阪 Osaka	2,755	3	2,758	△1 44	5	△19 44	30		30				3,259	11	3,270
神戸 Kobe	1,390		1,390	△3 172	1	△3 173	19	1	17				1,586	2	1,588
奈良 Nara	587		587	△1 16		△1 17	3		3				600		600
滋賀 Shiga	43		43	△2 5		△2 5							441		441
徳島 Tokushima	45	7	460	△2 15	1	△2 16	6		6				476	4	480
高松 Takamatsu	70		707	△1 1		△7 17	4		4				730		730
高知 Kōchi	59	10	605	10	△2	△1 12	4	1	5				600	14	620
名古屋 Nagoya	1,501	65	1,566	△5 110	3	△5 114	8		8	2		2	1,660	68	1,730
三重 Mie	638		638	△1 24		△0 25							667		667
岐阜 Gifu	481		481	64		64							545		545
金沢 Kanazawa	638	16	654	△3 47		△3 47	1		1				688	16	704
広島 Hiroshima	1,084	72	1,156	△4 103	7	△4 110	8		8	2		2	1,204	81	1,285
山口 Yamaguchi	530		530	24		24	2		2				562		562

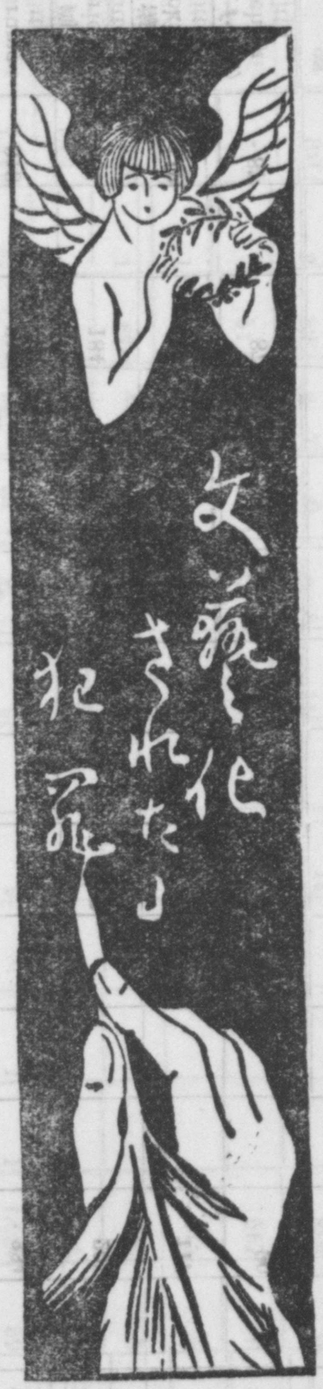
矯正図書館

刑政第42巻第5号

岡山 Okayama	820	2	822	△ 7 47	△ 0	△ 8 51	14		14				886	9	895
松江 Matsue	515		51	△ 3 47	1	△ 3 48	2		2				567	1	568
松山 Matsuyama	526	1	527	△ 5 38	1	△ 5 39	3		3				572	2	574
長崎 Nagasaki	675	1	670	△ 4 58	1	△ 7 60	2		2				742	3	745
三池 Miike	1.18		1.185										1.185		1.185
福岡 Fukuoka	1.447	57	1.501	△ 4 163	△ 1	△ 5 169	9		9		1	1	1.629	59	1.688
大分 Oita	354		354	△ 2 41	2	△ 2 43	2	1	3				403	3	406
熊本 Kumamoto	867		867	△ 4 56	5	△ 3 61	1		1				928	5	933
鹿兒島 Kagoshima	400	25	434	△ 3 10	2	△ 5 12	3		3		1	1	425	20	45
宮崎 Miyazaki	341		341	43	1	44	4		4				368	1	38
沖繩 Okinawa	35	8	365	△ 1 5		△ 1 5	2		2				365	8	373
宮城 Miyagi	610	44	654	△ 2 36	6	△ 1 43							647	50	697
福島 Fukushima	273		273	△ 2 9		△ 2 9	6		6				290		290
山形 Yamagata	209		209	9	1	10							218	1	219
秋田 Akita	369		369	△ 0 25		△ 0 25	6	3	9				406	3	409
青森 Aomori	280		280	16	2	18	2		2				298	2	300
札幌 Sapporo	969	25	994	151	3	154	6		6				1.123	28	1.154
函館 Hakodaet	374		374	21		21	2		2				397		397
網走 Abashiri	451		451	2		2							453		453
釧路 Kushiro	253		253	△ 2 16		△ 2 16	1		1				272		272
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	261		261	2		2							263		263
川越(同) Kawagoe (ditto)	222		222										222		222
姫路(同) Himeji (ditto)	399	1	400	△ 5 14	△ 1 1	△ 6 15							418	3	421
岡崎(同) Okazaki (ditto	209		209	△ 1 28		△ 1 28	1		1				238		239
岩國(同) Iwakuni (ditto)	286		286	11		11							297		297
久留米(同) Kurume (ditto)	319		319	△ 1 14		△ 1 14							334		334
盛岡(同) Morioka ditto)	184		184	△ 1 15		△ 1 15	3		3				203		203
北海(同) Hokkai (ditto)	112		112										119		112
八王子(同) Hachioji (ditto	87		87	2		2	1		1				90		90
總計 Sum Total	31.143	606	35.249	3.215	92	3.307	232	7	239	3	5	8	38.280	714	38.994

矯正図書館

矯正図書館



河竹默阿彌作

花街模様薊色縫

犯罪を中心として

安宅爾朗

◇梗概解說◇

「花街模様薊色縫（さともやうあざみのいろぬい）」も他の歌舞伎お芝居と同じ樣に餘りに非事實的な技巧にみたされてゐるかも知れない。從つて、そこに、事實の犯罪の描寫を求めゆくことは不可能であるとも云へる。だが、芝居が吾々の心にぴつたりと衝動なり感銘なりを與へる所以は、自然と不自然との間の世界を表現しつゝそこに眞實を具現するからであらねばならぬ。默阿彌のこの作も、あくどいほど全てが「因緣」にくゝられて、筋がはこばれてゐるが、しかもその間に、犯罪の動機や心理狀態を、よく描寫してゐる。こゝでは、この犯罪を中心として、この梗概を記してゆきたいと思ふ。

賴朝公が極樂寺に奉納された三千兩の祠堂金が、紛失したことから嫌疑をかけられ、塔十郎の取調を受けた所化清心は、その疑だけは晴れたが、大磯宿扇屋の抱女十六夜に馴じみ、女犯を冒したことがばれて、追放の刑を科せられることゝなつた。

身から出た錆とは云へ、清心の心には、今更のやうに、悔恨の情が燃え上つて來る。

塔十郎の訓告に對しても

「御親切の御敎諭有難う存じまする一先づこれより當所を立退き、いかなる深山幽谷の荒れたる寺も厭はずに、この身を寄せて修行なし元の出家に立歸り、再びお目にかゝりませう」

と堅い決心の色をみせ「繩目の恥を受けたるは、誰を恨まんやうもなし、これ愚僧が心一つ、まさしく佛の御罰なり」と罪を自覺してゐる。又見送りに來た小坊主數月に對しても、

生れは下總舟橋在漁夫の悴であつたれど、一人の兄が十歲の年神隱しに逢ひ行方知れず、それを氣病に兩親とも引續いて果敢ない最期世に賴りないわしが身に亡き兩親のそのために極樂寺の弟子となり子供の折はよき出家になるであらうと師の坊があけくれ言はれし我身がこの仕儀、そなたは利口な生れ故成人なさば一筋に佛道修行に心を委ね、惡しき道に迷ふまいぞ、一度は知れまい二度はよいと度重なればその果は、佛菩薩がお許しなされぬ。つひには上のお咎を受け、御恩になりし師の坊へ恥辱を與へその罰にて、その身も居所立所なく、これまで積みし勤行も一時空しく、譬に言ふ、實に千日に刈つた茅、この清心がよい手本、どうぞその身をまつたうに一ケ寺なも持つやうに、必ず辛抱しませうぞ」

と戒めてゐる。だが、十六夜の父佐五兵衞や數月とわかれると、十六夜に逢ふては未練がのこるとそのまゝ來たものゝ、さすが一日あひたい心が動いてくる。

「あゝ煩惱の犬追へども去らず、　南無阿彌陀佛々々」

× ×

所は流れにそふた百本杭。おど〳〵と追手をきにし乍ら、夜道をいそぐのは、廓をぬけて來た十六夜である。

「父さん初めわたしまで御恩になりし清心さま、今日御追放と聞いた故、ぬしにあひたく廓をぬけは、こゝまで來ごとは來たれども、行先知れぬ夜の道、どうぞお目にかゝられゝばよいが」

と暫く佇む折柄、船唄がきこへるのではつと我にかへりゆこうとすると、上草履の鼻緒がきれる。えい面倒だと流れへ打込み行きかけたとき、無地の氣付に黑頭巾を冠つた男と行きちがひ、互に避け合ひつゝ、月の光りで顏み合す。

「やゝ十六夜ではないか」

「清心さま」

「あゝわるいところへ」

清心が行きかけるのを十六夜捉へ
「逢ひたかつたわいな」
とすがりつく、
「みればそなたはたゞひとり、今頃どこへ行くのぢや」
「何處へとは清心さま……」
と、せつない心をうちあけて、
「わたしもともに〳〵に、連れて行つて下さんせいな」
だがこゝではまだ清心は、本心に立ち歸つてゐる。
「未來をかけたそなた故、連れて行きたいものなれど、行かれぬわけはこれ十六夜、ふとした心の迷ひより、女犯の罪に追放の刑をうけたるこの清心、我身ばかりか幼きより、御恩をうけし師の坊の名まで穢せし勿體なさ、そなたのことを思ひきり、京へ登つて修行なし出家得度する心、そなたも廓へ立歸りまだ年季も長いとやら、よい客みたてゝ身を任せ親へ孝行つくすが第一」
と十六夜にさとすのである。そうして十六夜から尚も、浮氣や一寸ぼれからではない、それに佛すがたにあり乍ら、お前は鬼か清心さま、と恨みなげくのを。
つれてゆかないのもそなたのためである。「早く廓へ歸り、勤め大事にしやいのう」
ところが、十六夜は素直に歸らないのみか、念佛となへて、水の中に飛び込もうとしたので、それを抱きとめ乍ら、事情を聞いてみると、勤めする身にはづかしくも、嵐をやどして、二ケ月だといふ。これをきいて清心、
「このまゝ別れてゆくときは、そなたばかりか胎の兒まで、闇から闇へやらずばならず、とあつて一緒に伴はゞ……廓をぬけたそなた故、捉へられなば勾引（かどわか）し……再び繩目にあはねばならず」
殺すも不便だがつれてもゆかれず、どうする處置にも困りはてたあげく、全てを因緣とあきらめて
「こりやもうおれもとも〳〵に」
「一緒に死んで下さんすか」
「外に思案はないわいの」
二人は手をとり寄りそひじつと顏をみ合してゐるがやがて鐘の音に引かされるやうに
それも前世の約束と
先だつ不幸を
ゆるして下され
と親に許しを乞ひ乍ら、念佛となへて餘寒の川淀へ、水煙たてゝ飛び込む。
十六夜が、我に返つたときには、俳諧師白蓮の腕に抱かれてゐた。彼女はをりふし漁をしてゐた白蓮の網に引つかゝつて救はれたのであつた。清心のことを思へば、生きながらへたくはないが、優しい白蓮の言葉に引かされ又腹の子を産むまでとにかく生きてゐたいとも考へ、白蓮のもとに身をゆだねることゝなつた。處が一方清心も、死ぬつもりで飛び込んだものゝなまじ覺へた水心、夢中になつてもがくうち死ぬに死なれず百本杭に取ついた。

「あ、いくら死なうと思つても身體がういて沈まれず……海邊に育ち習ふとなしに覺へた水練、それが今の害となり死におくれたか、あゝ情けない」
恨めしそうに川面をつく〳〵打ち眺め
「それに引かへ十六夜は、水に溺れて死んだであらう、いまだ形は定まらねど、腹に宿りし我胤も、」
と思ふと、生きて居られず、共にはかなや冥土の旅、我も後より死出三途手に手をとつて渡らんと」袂に小石を拾ふて入れ、いざ身を投げやうとしたとき、梅見戻りの遊山船が、賑かにさはぎ乍らやつてくる。
「せめてあの世は迷はぬやう、觀念なすにかしましい」
と覺悟はするが三昧の音が邪魔になる
「あゝ人の歎きも知り居らず、面白さうな遊山船……人の盛衰貧福は、前生からの約束にて、カづくにも及ばぬもの」
「あれあのやうに面白う藝者幇間を伴ふて、騒いで暮すも人の一生……その日の煙も立ちかねて、襤褸を纏ひ門に立ち、手のうち乞ふも一生にて……又このやうに身をなげて、死ならといふもこれ一生
「死ぬに死なれぬ心の迷ひ、こりやどうしたら、よからうな」
思ひにふけるとき
「もし〳〵」
と背中を叩かれたので清心びつくり
「誰だ」
「持病の癪がおこりまして、一足も歩けませぬ、御無心ながらお薬がございますなら、お貰ひ申したうございまする」
〔註　芝居では、花道に寺小性求女（實は、十六夜の弟で、清心に送るため父の佐五兵衛から金の調達をたのまれもつてゆく途中）傘さして出で來り、お父樣がつぐまる金が、入用だと云はれ、やつと大江家の主水樣へお願ひ申し、疵發生の手當をもらひ、早くとゞけたいと急ぐとすれど折惡しく、思はぬ持病になやみ云々……と臺詞を清心とかけあひ、胸をおさへつゝやつと舞臺の清心のところに來る。〕
言はれて清心、漸く心を落つけ、薬はないが「さういたむなら胸をおさへて進ぜよう」と胸に手を入れ介抱するが、金が手にあたつたので、思はず、はつとする。突端求女が反りかへつて倒れたので驚き、水をのませたり、さすつたりする。そのうち求女の胸は開いて來る。さうして、夜道もかまはず父のために金をもつてゆく事情を話すと、清心は四角に辻駕籠があるからのつて行かつしやい」と親切におしへる。だが御緣があれば、又重ねて、と別れる段になると、煩惱の惡緣が心の隅にわいてくる。
「もし」
とこうゆとする求女の袂を引く、
「何でございます」
言はれて清心、
「氣をつけて行かつしやい」

求女は、それに不安をいくらかおぼへて、いそいで逃げてゆく、後を見送る清心の胸は思案に狂ふが、とう〳〵再び追ひかけ、求女にすがりついて、財布を引き出す、

「やい、こりや金を取る氣ぢやな」

「さア、そのびっくりは尤だが、癪に苦しむ胸先をさする拍子に金財布、手にさはつたが互の因果、悪いと知つて我と我が、心に異見はしたれども、思ひ切れずにこの無體、悪るいものに見込まれたと無理なことだが諦めてどうぞその金かして下さい」

「えゝすりや親切な介抱は、情ごかしにこの金を、取らう企みであつたるか」

「そういふ心は少しもない、年のゆかない身の上に、たゞでもあるか雨上り、不便なことゝ思つた故介抱なしてやつたれど、金を持つたがこなたの不運、これさへなければわしもまたこの悪心はおこらねど、最前からの遊山船、人の榮耀が羨ましく、道にかけたる邪曲非道、嘘やこなたの心では、鬼坊主とも思はうが、あの世は無間地獄へ堕ち呵責を受けるとも此世で榮耀榮華をして、娑婆の浄土で樂しむ心、理を非に枉げても借りねばならぬ」

情心のこの場のこゝろもちの行き方は極めて自然である。追はなければよかつた。追ふた以上、こゝまですゝむ、虚が求女には大切な金である。

「おのれに金を渡さうか」

と言ふなり脇差抜いてきゝかつた、清心はあり合せた傘でそれをふせぎ、身をかはして逃げまはる、そのうち、夢中になつた求女は、思はず清心をきらんとして杭をきり、また立廻るうち咽喉をつく、「人殺しじや〳〵」

きわがれては、ちかくに來た船にきこへる。

「もうこうなつたら是非がない」思はず清心は、財布の紐を求女の首にかけ引きしめる。求女は、ばつたりと倒れる。だが、我にかへつてみると、餘りにおそろしい罪業である。どかつと坐つた清心は、

「非業に死んだ十六夜が親にこの金恵みなば、問ひ弔ひも思ふまゝと思ひついたがそなたをば殺してとつたこの金が何の供養にならうぞい」

と、金を投げすて、脇差をみて、「水に死なれないこの身體、この脇差で死ねといふ草葉のかげから十六夜が、やつぱりわしを導くか」

と、腹に刀をあてやうとするとき、雲のはれ間から月が、きしのぞいた。清心の氣は、次第に、にぶつて行く

「然し、十六夜が身をなげたも、この若衆の金をとり、殺したことを知つたのは、お月樣とおればかり、人間僅か五十年、首尾よくいつて十年か、二十年がせいきり、つゞれを纏ふ身の上でも、金さへあれば出來るたのしみ、同じことならあのやうに、贅いでくらすが人の徳、一人殺すも千人殺すも、取られる首はたゞ一つ、とても悪事を仕出したからは、これから夜盗家尻切、人の物は我物に榮耀榮華をするが徳、こいつアめつたに、死なれぬわい」

思ひ返した清心の心は、悪へとのびてゆく。「それ水葬體だ」

心な鬼にして求女の骸を川の中になげ入れ、

「あゝ又降つて來たか」——未完——

○第一幕。

編輯餘錄

□ 本號は重要な論文を掲げなかつた代りに木村學士によつて明年の國際刑務會議に於て論ぜらるべき議題とその理由とが紹介せられた。それによつて世界の行刑思潮がどういふ風にうつりつゝあるかを覗ふことが出來る。急激な變化ではないが、とにかく世界の思潮はこの會議によつて、新派の思想に遷りつゝあることをどうして否定することが出來よう。

□ それに付て、惜しみてもあまりあるのはエンリコ・フエリ教授の訃である。巻頭子の言ふやうにフエリ教授は今日の行刑思潮を啓蒙した恩人である。一九二五年のロンドン會議を最後に、來年のプラーグ會議には最早その堂々たる主張を聞くことが出來なくなつたことは、行刑界にどれほど淋しさをさそうことであらう。本誌は特に教授の訃をいたまねばならぬ。

□ 文藝春秋五月號に刑務所物語と獨房の罪との二編が出て居る。おそらく釋放者の經驗談であるに違ひない。だが、その謂ふところは悪く行刑の缺陷指摘である。今日の缺陷はそれを改良するにあらざれば竟に破産せねばならぬといふのである。その言ふところと行刑學者の改良意見とは、悉く一致して居るやうである。思想と體驗とがかく一致して居る以上どうしても改良運動が促進せられないで濟むであらう。今や行刑改良運動の起る機會の來れることに一點の疑もないやうである。

定		
價	一冊（稅共）	金二十五錢
	六冊（稅共）	金一圓五十錢
表	十二冊（稅共）	金三圓

廣		
告	五號活字半段一行	金一圓
料	一等一頁	金五十圓
	二等一頁	金四十圓
	普通一頁	金三十圓

定	
註	●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし
文	
規	
定	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年四月二十日印刷納本
昭和四年五月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 住江敬義
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第5号

矯正図書館

Volume XLII Number 5

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

May 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Professor Ferri and His Achievements . . . . . (*Editorial*)

The Essence of Punishment . . . . . K. Kimura

On Suspension of Punishment . . . . . S. Arima

The Sex-problem in Penal Treatment . . . . . Dr. Gentz

Current Issues. . . . . .

Prison Statistics. . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.